



# 富士火災 海上保険

ディスクロージャー誌

2014年4月1日～2015年3月31日

「  
2015  
」



## はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「2015ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いです。

## 会社概要

設立：1918年(大正7年)4月18日

資本金：559億円

総資産：8,669億円

代理店数：26,619店

従業員数：4,893名

ホームページアドレス：<http://www.fujikasai.co.jp/>

(2015年3月31日現在)

## CONTENTS

### 富士火災について

● ごあいさつ	2
● コーポレートビジョン	3
● AIGについて	4
● AIUとの経営統合	6
● トピックス	7
● 代表的な経営指標	8

### 運営体制について

● 内部統制基本方針	12
● コーポレートガバナンス	14
● 顧客保護管理態勢	15
● リスク管理体制	16
● 法令遵守の体制	18
● 責任準備金の合理性および妥当性	20

### 商品・サービスについて

● 主な販売商品	21
● お客さまサービス	23
● リスクマネジメントサービス	26
● 保険の仕組み	28
● お客さま相談サービス	32

### 富士火災のマンパワー

● 人権への取り組み	33
● 人材育成プログラム	34
● CSR	36
● 代理店制度	40
● プロフェッショナルアドバイザー(営業社員)制度	41

データ編	43
------	----

## 富士火災はこれからも、 AIGグループの一員として、確かな安心を提供します。

皆さまには、平素より富士火災海上保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は企業理念である「身近で頼れるプロフェッショナル」として、すべてのお客さまに確かな安心を提供することで活力ある地域社会を実現することを目指し、社員一丸となって取り組んでいます。

その一環として昨年度は、本年3月末時点で94名体制となっている沖縄コンタクトセンターに加え、お客さまや代理店からの電話対応業務を行うコンタクトセンターを富山市に新設し、業務の集約化によるサービス水準の向上と、大規模災害発生時の事業継続計画(BCP)の遂行体制を強化いたしました。また、昨年5月には長崎にエクスプレスセンターと営業事務センターを開設し、保険金の支払いや事務の迅速化を通じ、お客さまへの安心をさらに確かなものとする取り組みを行っております。

当社は、2013年、日本におけるAIGグループの姉妹会社であるAIU損害保険株式会社との統合準備を公表しましたが、このたび統合により誕生する新会社の社名を「AIG損害保険株式会社」とすること、関係当局の認可等を前提に2016年下半年以降(7月以降)に統合予定であることを発表しました。

現在、統合への準備を着々と進めておりますが、「AIG損害保険株式会社」は両社の強みを融合することで、皆さまのニーズに応え満足いただける商品やサービスを



代表取締役社長 兼 CEO 横山 隆美

提供する「最先端の保険会社」を目指してまいります。当社が1918年の創業以来築き上げてきた信頼に加え、グローバルな視点から異なる価値を生み出す、外資系ナンバー1の新会社に是非ご期待ください。

今後とも、変わらぬ皆さまのご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2015年7月

## コーポレートメッセージ

安心にも、クオリティがある。

## 企業理念

私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、  
すべてのお客さまに確かな安心を提供し、  
活力ある地域社会の実現に挑戦します。

## 価値観

### ①お客さま最優先

私たちはお客さまの視点に立ち、お客さまの信頼を得ることに責任を持ち、それを誇りとします。

### ②専門性の追求

私たちは向上心を持ち、学びを通じて専門性をたゆまず追求します。

### ③目的の実現

私たちは目的を明確にし、日々の活動が目的と合致しているかを確認して「Plan・Do・Check・Act」をスピード感をもって実行します。

### ④革新への挑戦

私たちは時代の変化を捉え、変える勇気を持ち続け、革新を追求します。

### ⑤高い倫理観

私たちは高い倫理観を持ち、企業理念・価値観に則り行動し、社会的責任を果たします。

### ⑥互いの尊重

私たちは相手の視点・立場を尊重し、チームワークを大切にします。

### ⑦持続的な成長

私たちはお客さまと共に、健全かつ持続的な成長を目指します。

# AIGについて



## 当社はAIGグループの一員です。

当社は、現在の営業基盤及び「富士火災ブランド」を基に、AIGグループの一翼を担う会社として、AIGのグローバルな経営資源及びそのブランド力、信用力、資本力の有効活用により、競争力の強化を図り、当社ひいてはAIGの総合的な企業価値を向上させることを目指します。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、100以上の国や地域で顧客にサービスを提供しています。AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して個人・法人のお客様に損害保険商品・サービスを提供しています。また、米国では生命保険事業、リタイアメント・サービス事業におけるリーディングカンパニーです。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。

## AIGについて

American International Group, Inc.  
www.aig.com

所在地／175 Water Street, New York, NY 10038  
上場証券取引所／ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所  
社長 兼 CEO／ピーター・D・ハンコック  
総社員数／約65,000人

## AIGの業績の推移

AIG, Inc. 2014年度アニュアルレポート(2014 Annual Report)より抜粋

	2014年	2013年	2012年
総収入	644億ドル	688億ドル	712億ドル
純利益	75億ドル	90億ドル	34億ドル
総資産	5,155億ドル	5,413億ドル	5,486億ドル
株主資本	1,068億ドル	1,004億ドル	980億ドル

## 世界におけるAIGグループの位置づけ

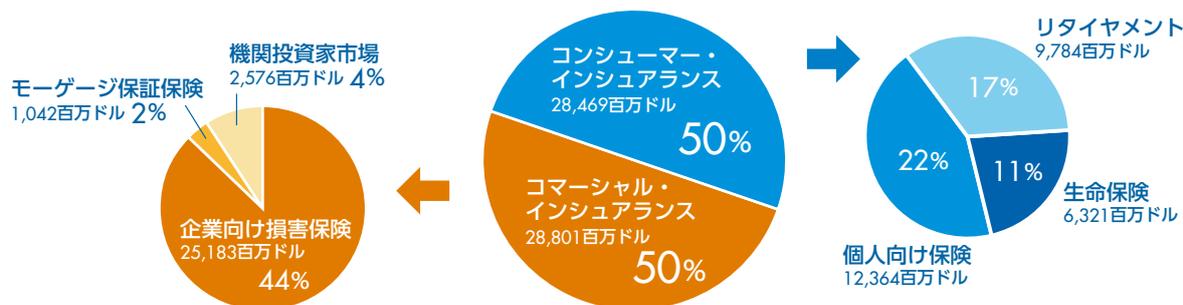
Forbes Global 2000より(2015年5月発行)※1

保険業界ランク	全体ランク	会社／グループ名
1	21	独：アリアンツ
2	29	仏：アクサグループ
3	32	中：中国平安保険
4	37	中：中国人寿保険
5	42	米：AIGグループ

※1 Forbes Global 2000は、フォーブス誌が世界の市場企業を、売上高、純利益、総資産、時価総額の4つの要因に基づき上位2,000社をランキングし、毎年発表するもの。上記の表は、2015年度版において保険業界関連の「Diversified Insurance」、 「Life & Health Insurance」、 「Property & Casualty Insurance」の3つのカテゴリーを統合したものの。

## AIGの保険事業収入の内訳※2 (2014年)

AIG, Inc. 2014年度アニュアルレポート(2014 Annual Report)より抜粋



※2 保険事業からの収入を示しています。企業向け損害保険、モーゲージ保証保険および個人向け保険の収入には、正味既経過保険料および正味投資利益が含まれています。機関投資家市場、リタイアメントおよび生命保険の収入には、保険料、保険証書発行手数料、正味投資利益および助言報酬が含まれています。

## Making the world a safer place

世界中の展開国・地域において、各地固有の課題を認識し、価値のある差異を社会にもたらすことがAIGの使命です。



米国テキサス州



ブルガリア



チリ



コロンビア



グアテマラ



ケニア



韓国



タイ



台湾



スペイン

### 地域別の売上げ

AIG, Inc. 2014年度アニュアルレポート(2014 Annual Report)より抜粋

#### アメリカ地域

損害保険事業における正味収入保険料186億ドル(54%)  
生命保険事業における保険料および預かり資産 317億ドル(97%)



#### ヨーロッパ、中東、アフリカ地域

損害保険事業における正味収入保険料73億ドル(21%)

#### アジア・パシフィック地域

損害保険事業における正味収入保険料86億ドル(25%)  
生命保険事業における保険料および預かり資産904百万ドル(3%)

生命保険事業の保険料および預かり資産は、非GAAP財務測定値であり、保険料には、従来の生命保険、団体給付金制度および偶発給付年金から直接または仮定的に受領された金額の他、ユニバーサル生命保険、投資型年金契約およびミューチュアル・ファンドの預託金も含まれます。

### 日本におけるAIGグループ

(2015年3月31日現在)

#### 国内損害保険会社

	元受正味保険料
富士火災海上保険株式会社	3,054億円
AIU損害保険株式会社	2,553億円
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	839億円
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	146億円

2014年度、元受正味保険料は収入積立保険料を含む。

#### 国内生命保険会社

	保険料収入
AIG富士生命保険株式会社	984億円

2014年度

#### 日本のAIGグループの組織

2015年7月1日現在

AIGジャパン・ホールディングス株式会社

富士火災海上保険株式会社とAIU損害保険株式会社は、関係当局の認可等を前提に、2016年下半年以降に合併による経営統合を行う予定です。



\*1 ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です。)

\*2 ティーパック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で63.96%です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は54.27%です。)

# AIUとの経営統合

当社は、関係当局の認可等を前提に、当社と同じくAIGジャパン・ホールディングス傘下のAIU損害保険株式会社と2016年下半期以降\*に合併による経営統合を行う準備を進めています。

統合後の新会社名は「AIG損害保険株式会社」とする予定です。

本経営統合による両社のお客さまの既存のご契約に影響はございません。

新会社の概要につきましては、今後、当社のホームページ等でご案内させていただきます。



左から)AIU損害保険株式会社 代表取締役社長兼CEO 小関誠  
AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO ロバート・ノディン  
富士火災海上保険株式会社 代表取締役社長兼CEO 横山隆美

新社名は  
「AIG損害保険株式会社」

## 経営統合に向けての経緯と進捗

富士火災とAIUの両社は、合併による経営統合により両社が現在有する強みを組み合わせ、経営資源の集約を図ることが、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの最善の利益に適うと判断し、2013年7月に両社の取締役会において統合に向けた準備を進めることを決定しました。

これまでに経営統合計画の策定を進めるとともに、役員も含めて累計で150名以上に及び人事交流を実施するなど、両社のこれまでの社風や業務に関する相互理解を深めてきました。

さらに、お客さま視点をこれまで以上に重視する新会社の方向性について社員全員と共有し、それを支える新たな企業文化の創造に向けての議論を深めるなど全社的な取組みを重ねています。

実務面においても、両社共同で開発した新しい代理店システムの導入開始など、統合に先行した協働に取り組んできました。

今後も社員・代理店等に対する各種研修の実施など、統合に向けての準備を引き続き進めていきます。

## 経営統合後の新会社について

統合後の新会社は、社名を「AIG損害保険株式会社」とする予定です。世界各国で保険事業を展開しているAIGグループにおいて、国内での対面販売による損害保険事業の基幹会社となる新会社が「AIG」を冠する社名となることで、保険のグローバル・ブランド「AIG」ならではの価値を国内のお客さまに提供してまいります。

新会社は、富士火災の97年にわたる日本市場での豊富な経験、全国ネットワークや経営資源・人材等と、AIUが69年にわたり外資系損害保険会社として培ってきた専門性や経験・ノウハウを融合することで、お客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品やサービスをご提供することを目指します。

また、米国の企業向け損害保険市場における最大手であるAIGが得意とする、企業に対する高度なリスク・マネジメント・ソリューションの日本市場への積極展開を図っていきます。さらに、両社の経営資源や将来への投資を一本化することにより、経営の効率化を図るとともに、サービス向上のための基盤整備も可能となります。

\*当社は2015年5月に、統合予定時期につきまして、従来まで2015年下半期以降(7月以降)とご案内してきたものを、関係当局の認可等を前提に2016年下半期以降(7月以降)に改めたことをご案内しております。

## 富山市に「富山コンタクトセンター」を新設

全国のお客さまや代理店からの電話によるお問い合わせへの対応業務を行うコンタクトセンターの富山市への新設を2014年4月に発表し、7月から業務を開始しました。

センターの新設によるお問い合わせ業務の集中化により、同一の教育を受けたオペレーターによる回答が可能となり、その結果として均質化されたサービスを全国一律にご提供することが可能となりました。

また、先に運営を開始している沖縄などの他地域のコンタクトセンターとの連携により、万が一広い地域で災害が発生した場合においても、電話対応等の業務継続を可能とする事業継続計画（BCP）の遂行体制の強化を実現しました。



## 地震保険の普及・啓発

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界の約2割の地震が発生する（出典：内閣府「防災白書」）「地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2013年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



# 代表的な経営指標

当社の2014年度の事業活動をご理解いただくため、代表的な経営指標について掲載いたします。

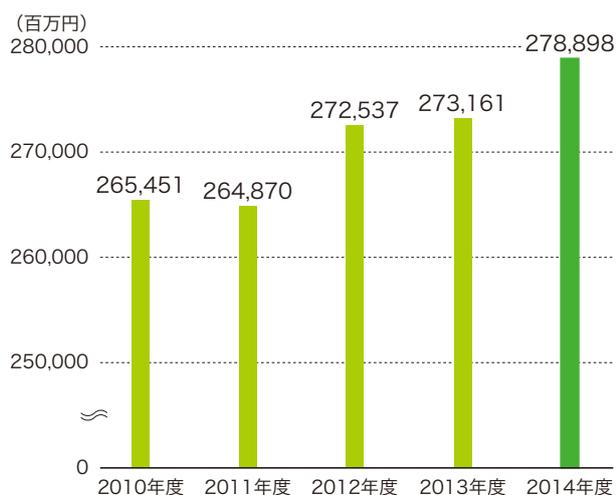
(単位:百万円)

項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
正味収入保険料	265,451	264,870	272,537	273,161	278,898
正味損害率	64.8%	79.6%	63.3%	59.4%	54.8%
正味事業費率	35.0%	34.4%	34.6%	35.8%	37.6%
保険引受利益(△損失)	△ 9,609	△ 9,317	△ 12,321	5,705	△ 5,220
経常利益(△損失)	14,833	3,384	△ 4,651	17,019	4,780
当期純利益(△損失)	7,735	△ 15,741	△ 11,067	5,803	2,014
単体ソルベンシー・マージン比率※	720.8%	535.4%	562.6%	782.2%	939.9%
総資産額	918,361	858,001	880,805	857,372	866,933
純資産額	100,784	89,568	93,882	93,741	103,260
その他有価証券評価差額	15,894	20,733	42,582	33,904	42,886
リスク管理債権	4,594	4,235	4,264	13	485

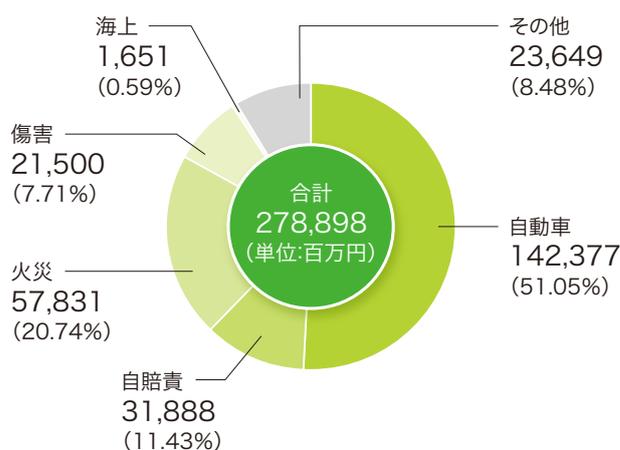
※単体ソルベンシー・マージン比率については、リスク計測の厳格化等を図るため、2011年度より算出にかかる法令等が改正されております。

## 正味収入保険料

火災保険の増収等により、2.1%の増収となりました。



## 保険種目別構成割合(正味収入保険料ベース)



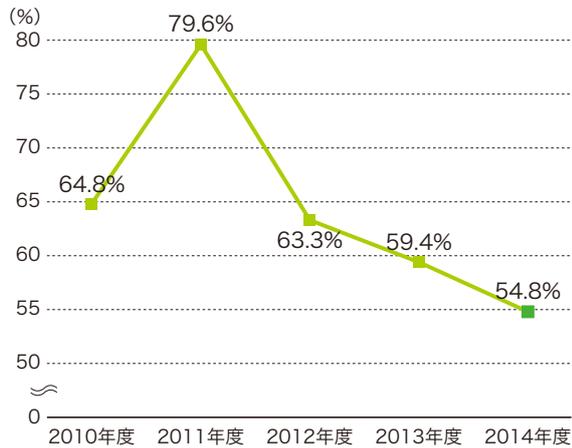
### 用語解説

#### 正味収入保険料

お客さまから受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除したものをいいます。

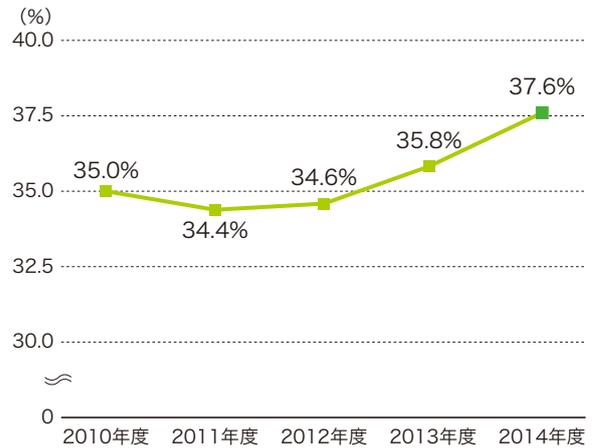
## 正味損害率

交通事故発生件数の減少による自動車の正味保険金の減少等により、前年度比4.6ポイント低下し、54.8%となりました。



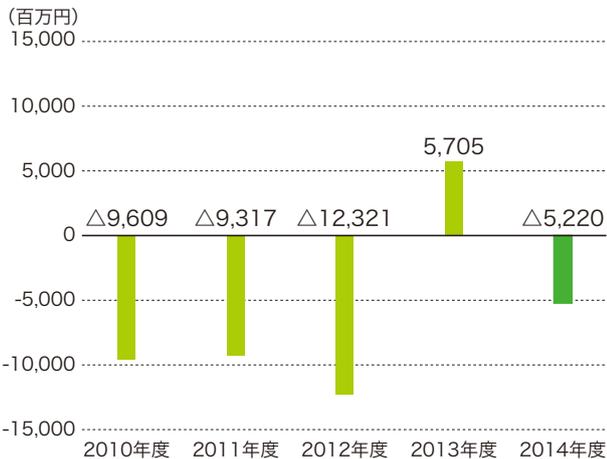
## 正味事業費率

AIUとの経営統合プロジェクトの推進や、AIGグループ共有システムに関するシステム開発などの設備投資の実施により、前年度比1.8ポイント上昇し、37.6%となりました。



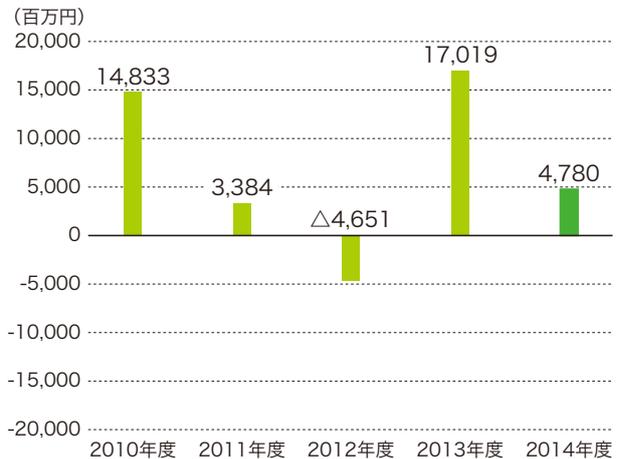
## 保険引受利益(△損失)

普通責任準備金積増額の増加、異常危険準備金取崩額の減少などにより、前年度比109億円減少し、△52億円となりました。



## 経常利益(△損失)

保険引受利益の減少により、前年度比122億円減少し、47億円となりました。



### 用語解説

**正味損害率** (正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料により算出しています。

**正味事業費率** (諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料により算出しています。

### 保険引受利益

保険の引受に関する利益のことをいいます。

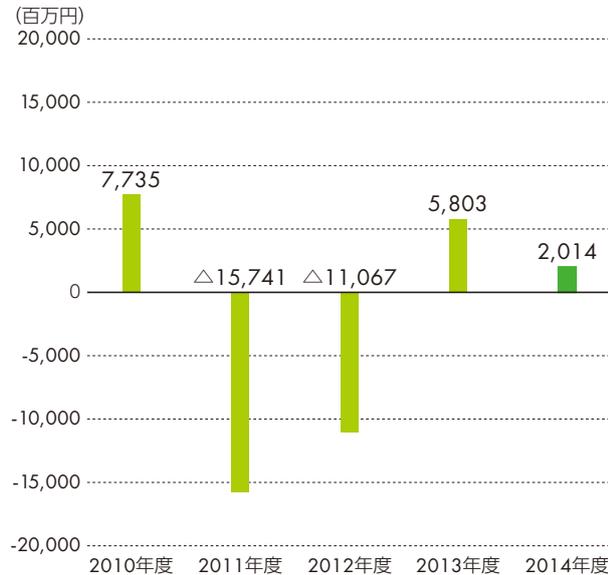
保険引受収益(正味保険料等)－(保険引受費用(保険金・損害調査費・満期返戻金等)+保険引受に係る営業費および一般管理費)±その他収支により算出しています。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等にかかる法人税相当額等です。

### 経常利益

保険引受や資産運用等、通常の事業活動に基づいて毎期反復的に発生する損益で、経常収益(正味保険料・利息および配当金収入・有価証券売却益等)から経常費用(保険金・満期返戻金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費および一般管理費等)を差し引いた金額です。

## 当期純利益(△損失)

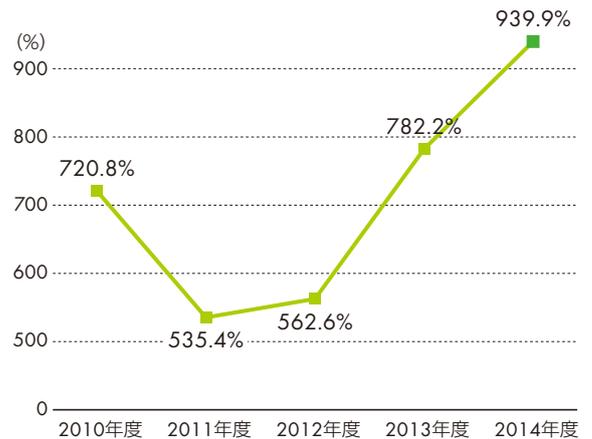
保険引受利益の減少により、前年度比37億円減少し、20億円となりました。



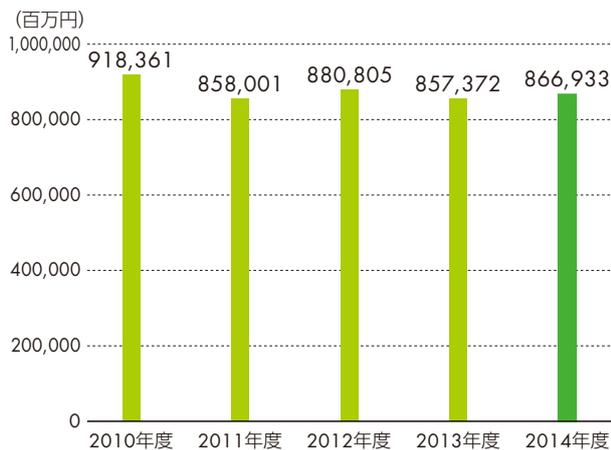
## 単体ソルベンシー・マージン比率

その他有価証券評価差額の増加や異常危険準備金の積増し等によりマージン総額は増加した一方、巨大災害リスクの減少によりリスク合計額は減少しました。その結果、前年度比157.7ポイント上昇し、939.9%となりました。

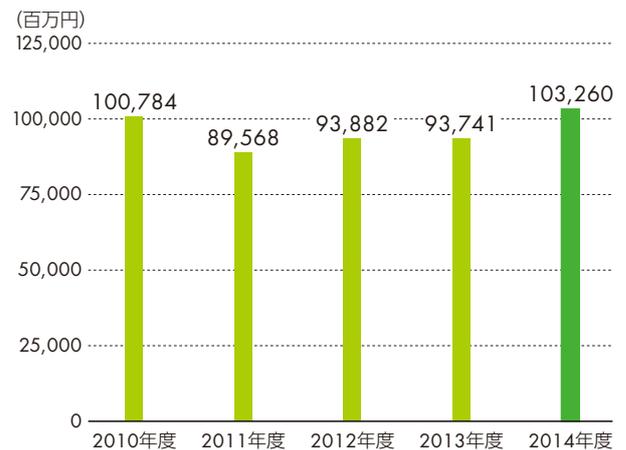
なお、リスク計測の厳格化等を図るため、2011年度より算出にかかる法令等が改正されております。



## 総資産額



## 純資産額



**用語解説** **当期純利益** 経常損益+特別損益(固定資産処分損益・価格変動準備金繰入額等)-法人税等合計により算出しています。

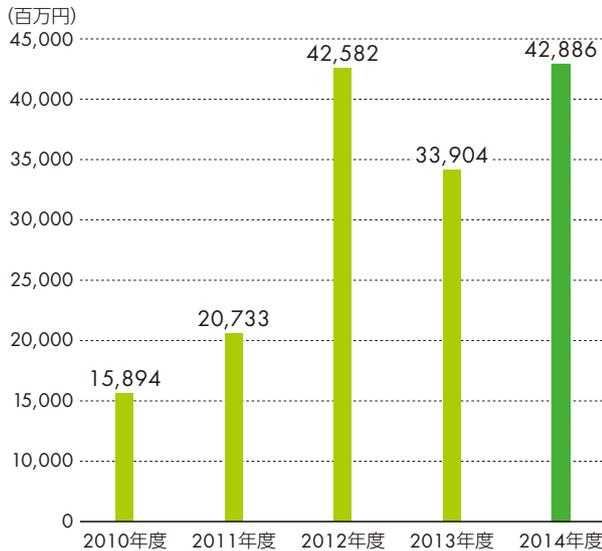
### ソルベンシー・マージン比率

巨大災害や資産の大幅な価格下落など、「通常の予測を超える危険(リスク)」に対し、どれだけ支払能力(=ソルベンシー・マージン)を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率は、通常200%以上あれば、その損害保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。

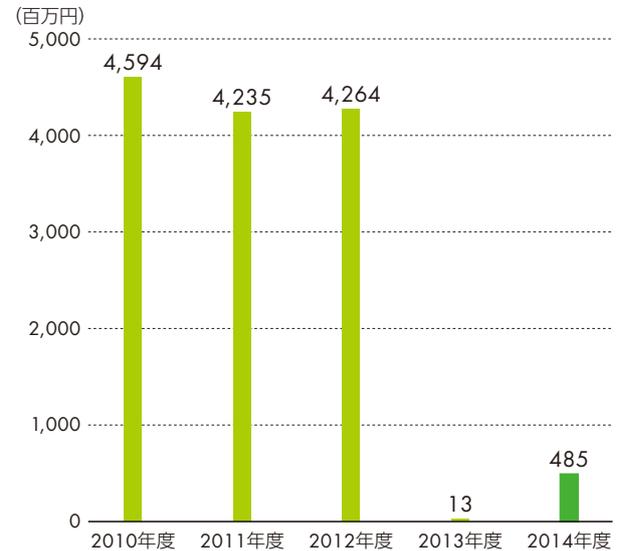
**総資産額** 貸借対照表における資産の部の合計額です。

**純資産額** 貸借対照表上の資産から負債を差し引いた額です。

## その他有価証券評価差額



## リスク管理債権



## リスク管理債権内訳

(単位:百万円)

項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
破綻先債権額	9	—	—	—	—
延滞債権額	661	602	1,014	13	485
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸付条件緩和債権額	3,923	3,632	3,249	—	—
合計	4,594	4,235	4,264	13	485
貸付金残高に対する比率	11.0%	14.9%	17.8%	0.1%	5.4%
(参考) 貸付金残高	41,947	28,337	23,996	11,975	9,001

(\*各債権の意義はP.75参照)

## 資産の自己査定結果

(単位:百万円)

科目	非分類資産		分類資産			合計
	I分類	II分類	III分類	IV分類	小計	
有価証券	700,544	2,764	36	—	2,801	703,345
貸付金	7,483	1,214	295	7	1,517	9,001
有形固定資産	35,322	22	—	—	22	35,344
その他	118,527	254	246	218	719	119,247
資産合計	861,877	4,255	579	226	5,061	866,939

- ①自己査定とは、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠⅡⅢⅣの4段階に分類することです。  
 Ⅰ分類資産…査定基準日において、Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。  
 Ⅱ分類資産…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる資産です。  
 Ⅲ分類資産…査定基準日において、最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。  
 Ⅳ分類資産…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産です。  
 ②各欄の金額は自己査定による償却実施前の残高を表示しています。そのため、貸借対照表計上額より大きくなっています。  
 ③その他に含まれる資産とは、現金及び預貯金、無形固定資産、その他資産、繰延税金資産等です。

## 用語解説

## その他有価証券評価差額

その他有価証券(満期保有目的、売買目的および関係会社株式以外の有価証券)で時価のあるものの貸借対照表価額(時価)と帳簿価額との差額です。

## リスク管理債権

貸付金の価値毀損の危険性や回収の危険性等により「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分されています。

# 内部統制基本方針

当社では、会社法および会社法施行規則の定めに従い、内部統制基本方針を取締役会において決定しています。

## 内部統制基本方針

富士火災海上保険株式会社(以下「当社」という。)は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありアメリカン・インターナショナル・グループ・インク(以下「AIGインク」という。)の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社(以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。)が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社および当社子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

### 1.業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に係る承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2)当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理規程」および「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (3)当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4)当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、「アームズ・レングスルール検証要領」を定め、必要な体制を整備する。
- (5)当社は、「富士火災グループ関連会社管理規程」を定め、当社子会社の取締役および執行役員(以下、取締役および執行役員を「取締役等」という。)の職務執行に係る事項を当社に報告するための当社子会社における体制整備状況を管理する。

### 2.取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社ならびに子会社のすべての取締役等および使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針、「AIG行動規範」および「反社会的勢力への対応に関する行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組む。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。
- (2)当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス統括部門および「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3)当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (4)当社は、顧客の保護および不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件・会社規則違反基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (5)当社は、顧客からの苦情・相談に適切に対処するとともに、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、「苦情基本規程」、「保険契約管理方針」および「保険金支払管理基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (6)当社は、法令および社内規程に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対応を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口およびAIGJHが設置する「AIGジャパンヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7)当社は、顧客情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)」、「個人情報保護管理基本規程」および「情報セキュリティポリシー」を定め、必要な体制を整備する。
- (8)当社は、顧客の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9)当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (10)当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査基本規程」を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針および内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示するとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告する。
- (11)当社は、当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社子会社における体制整備の状況を管理する。

### 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、統合的リスク管理態勢を確保するために、「リスク管理基本方針」および「リスクアペタイト方針」等を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。

- ①当社は、当社および当社子会社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理部門責任者やリスク管理部門を置くなど組織体制を整備する。
  - ②当社は、「ERM委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。
- (2)当社は、当社および当社子会社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソルベンシーの自己評価を行う自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。
  - (3)当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、「事業継続管理規程」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備するとともに、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。
  - (4)当社は、当社子会社の損失の危険の管理に関する体制を確保するため、当社子会社における体制整備の状況を管理する。

#### 4.職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2)当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3)当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議または決議する。
- (4)当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。
- (5)当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。
- (6)当社は、AIGJHグループ全体の成長に向けた行動憲章に基づき、当社の取締役等および使用人が参画する弛まぬ企業文化の変革を推進する。
- (7)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社子会社における体制整備の状況を管理する。

#### 5.職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」等を定め、取締役会、委員会など重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理する。

#### 6.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人（以下「監査役補助者」という。）を配置する。
- (2)監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。
- (3)当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。
- (4)当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

#### 7.監査役への報告に関する体制

- (1)取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容（以下「報告事項等」という。）について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2)取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3)当社は、当社子会社の取締役等、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、報告事項等について当社の監査役に報告するための体制を整備する。
- (4)取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。
- (5)当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。
- (6)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- (7)監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

#### 8.監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、当社が負担する。

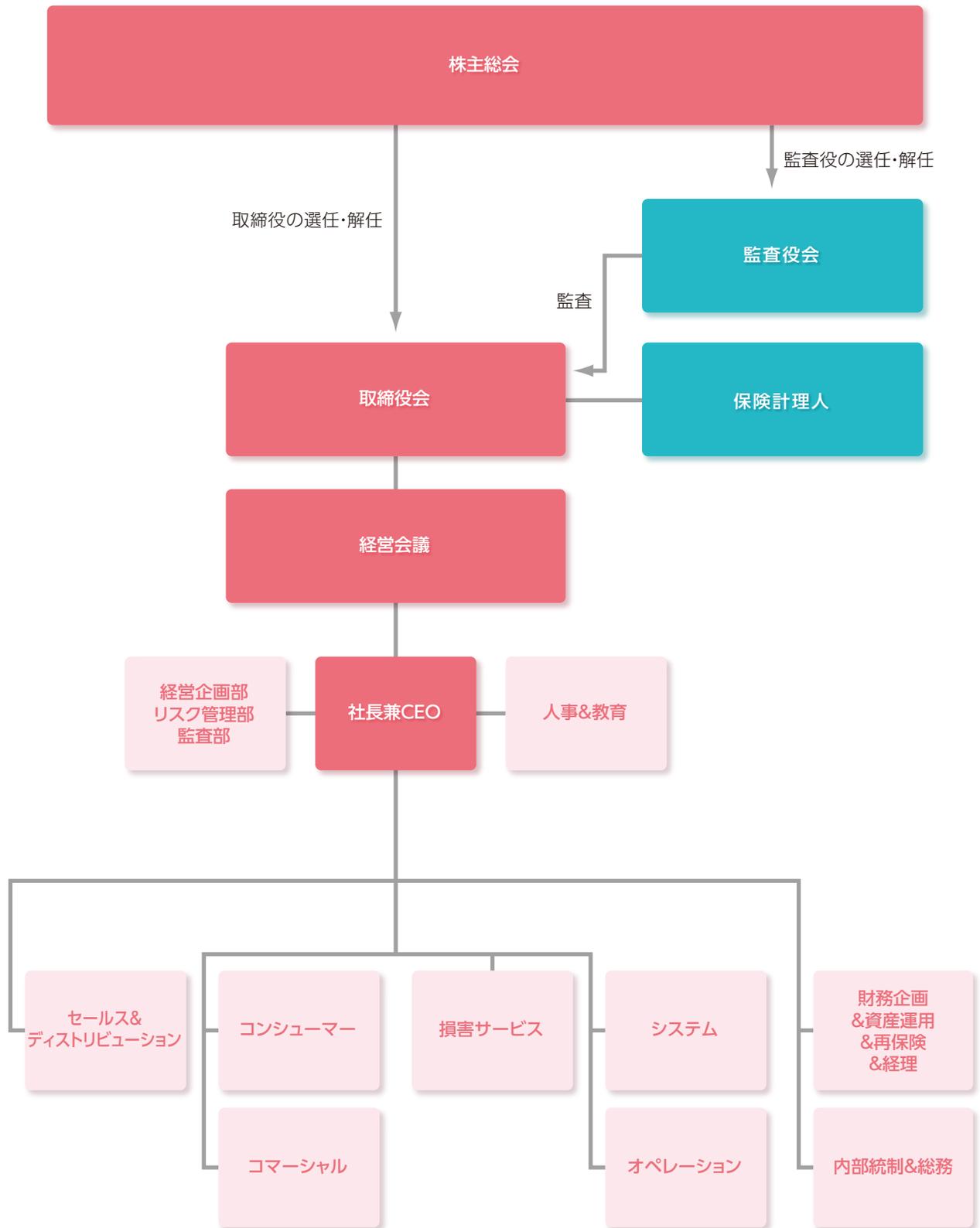
#### 9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2)取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査に協力する。
- (3)代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。
- (4)当社は、監査役が、子会社の取締役等、監査役、会計監査人および内部監査部門との意見交換を行う機会を確保する。

# コーポレートガバナンス

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立しています。

取締役会においては、経営上の重要事項の決定を行うとともに、執行責任を負う執行役員とこれを監査する監査役会の役割を分割し、取締役会の監査機能を強化しています。



(2015年7月1日現在)

# 顧客保護管理態勢

## 個人情報保護管理態勢

### プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)

当社は、当社が業務上使用する当社のお客さま・お取引先関係者等の個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」およびその他の関連法令等、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルールおよび体制を確立し、以下のとおりプライバシーポリシーを定め、これを実行し維持することで個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理措置について適切な措置を講じていきます。

また、プライバシーポリシーは適宜見直しを図り、改善に努めてまいります。

### プライバシーポリシーの主旨

(全文はP.126に掲載)

#### ①個人情報の適正な取得・取扱い

当社は、業務上必要な範囲内で適法・公正にお客さまに関する個人情報を取得し取り扱います。

#### ②個人情報の利用目的

取得した個人情報は、保険契約のお申し込みに係る引受の審査、保険事故の調査および保険金等の支払、当社およびAIG富士生命保険株式会社ならびに日本におけるAIGグループ会社(AIGメンバーカンパニーズ)が取り扱う商品・各種サービスの案内などの業務を実施する目的に利用します。

#### ③個人データの第三者への提供

当社は、取得したお客さまの個人データを第三者に提供する場合は、法令に基づく場合などを除いて、ご本人の同意を得るものとします。

#### ④センシティブ情報の取扱い

当社は、センシティブ情報については、例外を除き原則として取得、利用、第三者提供をいたしません。

#### ⑤個人データの管理

当社は、ご本人の個人データを正確、最新のものにするよう常に適切な処置を講じています。また、適用あるプライバシーおよびデータ保護に関する法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施いたします。

#### ⑥個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づくお客さまからの開示・訂正等・利用停止等の請求に対し適切かつ迅速に対応いたします。なお、開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

#### ⑦問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱い、保有個人データや安全管理措置に関するご照会・ご相談は右記までお問い合わせ下さい。

#### 【お問い合わせ窓口】

富士火災海上保険株式会社 お客さまの声室

 0120-246-145

平日：午前9時～午後7時(年末年始を除きます)

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

## 利益相反管理態勢

### 利益相反管理基本方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

### 利益相反管理基本方針の概要

(全文はP.133に掲載)

本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社またはAIGの金融機関等(グループ内金融機関等)が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されおそれのある取引をいいます。利益相反は、①当社またはグループ内金融機関等とお客さまの間の利益相反、または②当社またはグループ内金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

また、本方針に「社内規程等の整備」、「利益相反管理の対象となる取引およびその類型」、「特定方法・管理方法・管理体制」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施するとともに、その有効性の検証を定期的かつ適切に行い、改善いたします。役職員に対しては研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

# リスク管理体制

金融の国際化に伴い経営環境は大きく変化し、当社を取り巻くリスクは多様化、複雑化かつ高度化しています。その中で当社において、リスク管理は重要な経営課題と認識して対応しています。

## リスク管理の基本方針

当社では、リスク管理の基本方針となる「リスク管理基本方針」を定め、「当社を取り巻くあらゆるリスクに対して、リスク選好を明確化し、対応できる体制作りを目指す」、「リスクを所管するリスク主管部門によるリスク管理の強化、および統合的リスク管理部門による牽制機能の発揮により、更なる強化を図る」といった基本的スタンスに基づき、業務の健全性と適正性の確保に努めています。

## リスク管理体制

当社では、統合的リスク管理部門として、経営会議の諮問機関であるERM委員会、リスク管理担当役員、およびリスク管理部を設置し、リスクを包括的かつ一元的に管理しています。また、リスクカテゴリーごとにリスク主管部門を設置し、網羅性の確保に努めています。

## 当社が認識するカテゴリー別リスクとその管理

### 統合リスク管理

統合リスク量とは、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクを、統一的な尺度で定量的に評価(リスクの計量化)し、これらを統合したリスク総量をいいます。当社では、この統合リスク量と経営体力となる実質的な自己資本を比較する統合リスク管理を行っています。

統合リスク管理では、実質的な自己資本に対して、経営体力や市場変動の大きさ等からアラームポイントやリスクリミットといった許容リスク量を定め、統合リスク量がその許容リスク量内に収まるように定期的に管理を行っています。

### 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、地震や台風の巨大災害等によって保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。一般保険リスク、巨大災害リスク、再保険取引リスクおよび再保険取引にかかる回収リスク、第三分野保険リスク等、に分類できますが、当社では、保険商品ごとの引受基準に基づいて保険引受を行い、定期的に損害率等の収支状況の把握・分析を行い、適宜、引受基準の見直しを実施しています。巨大災害・集積リスクについては、適切な保有・再保険カバーにおける基本方針を定めて対応しています。

また、リスクの計量化手法としては、バリュー・アット・リスク(VaR:一定の確率のもとで被る可能性のある予想最大損失額)によるリスク管理を実施しています。このリスクの計量化においては、VaRを補完するものとしてストレステストを定期的実施し、大地震(関東大震災・南海トラフ)や大型台風(伊勢湾台風・2004年5台風等)が発生した場合の影響を把握しています。また、予想した将来の最大損失額(VaR)と実際の発生保険金とを比較するバックテストを定期的実施し、計測手法の妥当性を検証しています。

### 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産価値の変動や、負債特性に応じた資産運用ができないこと等により、損失を被るリスクをいいます。資産運用リスクは、市場関連リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)、信用リスク、不動産投資リスクに分類できますが、当社では、個別のリスク管理とともにバリュー・アット・リスク(VaR)による計量化手法を用いたリスク管理を実施しています。このリスクの計量化においては、VaRを補完するものとして、金利・株価・為替などの変動がそれぞれ過去一定期間内での最大値となった場合を想定したヒストリカル型ストレステストに加え、過去の経験によらず市場環境が急速に悪化した場合を想定したシナリオ型ストレステストを実施し、通常では考えられない潜在リスク量をより包括的に把握し、迅速かつ適切に対応できる体制としています。また、予想した将来の最大損失額(VaR)と実際の資産価値の変動とを比較するバックテストを定期的実施し、計測手法の妥当性を検証しています。特に、金利リスクを有する保険負債(積立保険等)については、その特性に応じた資産配分を推進するなど、資産・負債を統合的に管理(ALM:アセット・ライアビリティ・マネジメント)する体制としています。

投融資における与信審査においては、投融資部門から独立した審査管理部門が個別案件を審査し、内部牽制が機能する体制を整えています。また、一定額以上の投融資については取締役会等が審議・決定を行っています。

### オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当社では、オペレーショナルリスクを以下の8つのリスクカテゴリーに分類しています。

オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることにより、お客さまからの信頼を高め、当社の収益・価値の最大化に寄与することを目的としています。

#### (1)流動性リスク管理

流動性リスクとは、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加等による資金繰りリスクや、市場の混乱によって資産が市場において適正な価格で取引できない市場流動性リスクをいいます。当社では、「流動性リスク管理方針」を定め、流動性資産を十分に保有するとともに、適切な資金繰り管理を実施しています。

## (2) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員・代理店が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、各種規程類や事務処理マニュアルを整備するとともにコンピュータシステムによるチェックを実施しています。各事務リスク管理部門においては、管理者による内部管理点検を定期的実施し、併せて内部監査部門による監査も実施しています。また、お客さまの苦情等にも迅速かつ適切に対応するため、お客さまの声室を設置して対応しています。

## (3) 保険金支払管理リスク管理

保険金支払管理リスクとは、保険金支払いに関して、多様な商品特性によるヒューマンエラー、支払査定担当者の理解不足等により、適切でない不払い等が発生するリスクをいいます。当社では、商品特性を踏まえた適切な事務フロー、システム投資、教育・指導および支払業務の検証・審査等、適正な保険金支払管理体制を構築しています。

## (4) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、これらのリスクに対するさまざまな対策を講じるとともに、特に不慮の災害や事故等によるコンピュータのシステムダウンによって、業務に重大な影響が生じる恐れがある場合の備えとして「コンティンジェンシープラン」を定め、緊急時の対応を明確にしています。

## (5) コンプライアンスリスク管理

コンプライアンスリスクとは、役職員・代理店による不祥事件や法令違反の発生等に関連して、取引の法律関係の不確実性により、損失を被るリスクをいいます。当社では、コンプライアンス研修や各種情宣資料により徹底を図るとともに、必要に応じて契約書や募集文書のリーガル・チェックを実施しています。

## (6) 事故・災害リスク管理

事故・災害リスクとは、地震・風水災などの自然災害、火災・その他の大事故や新型インフルエンザの大流行（パンデミック）等により、損失を被るリスクをいいます。当社では、「大規模災害対策関連規程」、「大規模災害対策マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」を定め、平常時にその訓練を実施するなど、緊急時に迅速かつ適切に対応できるように備えています。

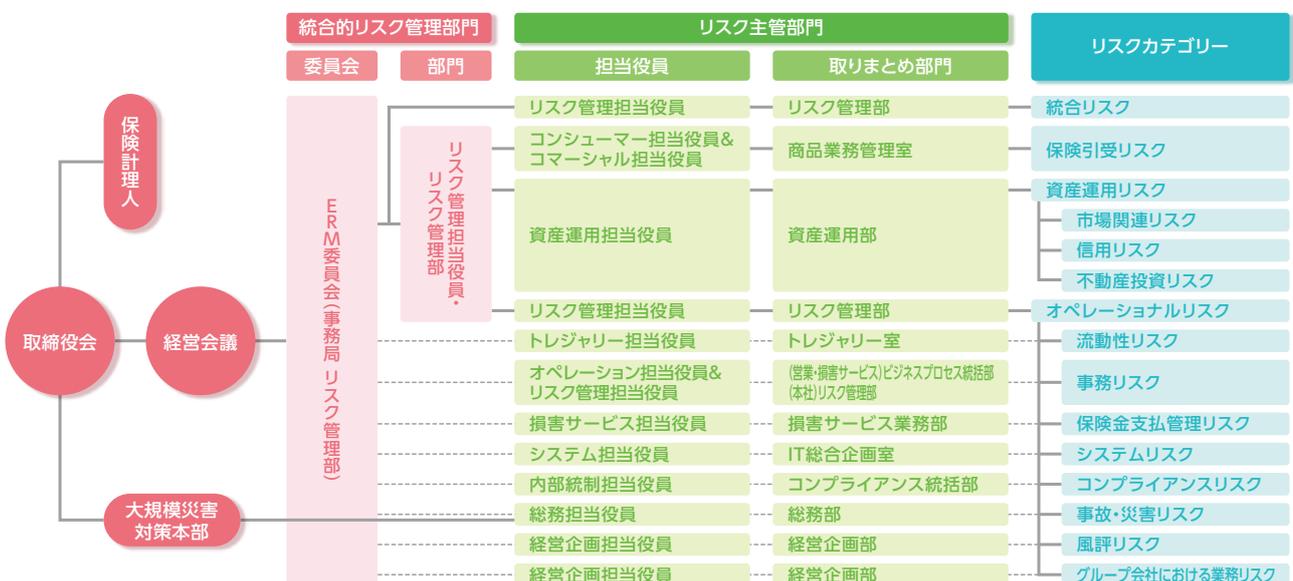
## (7) 風評リスク管理

風評リスクとは、当社に関する根拠のない単なる「うわさ」や「憶測」等、不利益な情報が流布し、事業に対して直接間接の損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクの所在・規模・性質を適時かつ正確に把握し、適切な対応を行うよう努めています。

## (8) グループ会社における業務リスク管理

グループ会社における業務リスクとは、子会社・関連会社を通じて展開している損害保険事業、生命保険事業、損害保険関連事業および総務・事務受託等関連事業に伴う各種リスクをいいます。当社では、国内外の「グループ会社リスク管理規程」を定め、各社の規模・リスクの種類・事業特性に応じたリスク管理体制を構築しています。

## 当社におけるリスク管理体制図



# 法令遵守の体制

## コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンスとは、法令に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことであると考えます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

### (1)コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行します。

### (2)富士火災行動規範

当社は、業務遂行上の実務指針として「富士火災行動規範」を定めています。役職員は「富士火災行動規範」の内容を十分に理解のうえ、業務を遂行しています。

また、「富士火災行動規範」は、社会環境の変化等に応じて随時内容の見直しを行っています。

### (3)コンプライアンス推進体制

当社のコンプライアンス推進体制は、最高責任者を社長兼CEO、統括責任者を内部統制担当役員とし、コンプライアンス統括部が全社的なコンプライアンス実務を統括しています。

また、経営会議をコンプライアンス推進の中核組織として位置づけるとともに、法令等遵守態勢等の整備・確立を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、継続したコンプライアンス取り組みを行っています。

さらに、各組織単位にコンプライアンス・オフィサー(全社・地域)およびコンプライアンス推進責任者(本社・地域)を選任し、会社全体としてコンプライアンスを推進しています。

お客さまとの接点となる代理店においては、代理店組織にコンプライアンス委員会を設置するなど、代理店による自律的なコンプライアンスの推進を図っています。

### (4)コンプラホットライン

不祥事件の早期発見と未然防止等を目的として、2003年12月よりコンプラホットライン制度を導入し、社外ルートと2本の社内ルートを設けて運営しています。また、富士火災グループのコンプラホットライン制度のほかに、AIGグループの内部通報制度も設置しています。2006年4月に公益通報者の保護を目的とした「公益通報者保護法」が施行されましたが、通報者に対しては、通報者名が漏れることを防ぎ、職務上で不利益な取扱いを受けないように、万全の注意をはらっています。

### (5)コンプライアンス・プログラム

当社のコンプライアンス取り組みにおいて最も重要な施策は、コンプライアンス・プログラムです。コンプライアンス・プログラムは、当社がコンプライアンスを実現するための全社組織を対象とした具体的、かつ網羅的な実践計画です。このコンプライアンス・プログラムを、役員を含む全社員が参画して実践することで、当社のコンプライアンスを推進、強化しています。

コンプライアンス・プログラムは、「コンプライアンス体制の確立」、「コンプライアンス実現のための研修計画」、「内部管理体制の強化」の3つの区分のもと、コンプライアンスに係る各施策を毎年策定し、実施・検証を繰り返し行っています。

### (6)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルは、当社がコンプライアンスを実現するための具体的な手引書です。会社業務に則した具体的な事例の充実を図り、役職員にとって使い勝手の良いマニュアルとすることで、コンプライアンス取り組みの実効性を高めています。

### (7)反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この基本方針に則り、会社全体として反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

#### 〈主たる取り組み〉

#### ○社内規程等の整備

反社会的勢力に対して役職員および代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対応することを目的に「反社対応基本規程」「反社対応管理規程」「反社対応要領」「反社対応マニュアル」を作成し、具体的な反社対応に備えています。

#### ○反社データベースの整備

反社データベースを整備し、取引のスクリーニングを実施することで反社会的勢力の排除に活用しています。

#### ○外部への業務委託時の対応

外部業者との間で業務委託契約書などを取り交わす際には、原則、当社における標準「反社会的勢力排除条項」を盛り込むこととしています。

#### ○社員採用時および代理店委託時の対応

社員採用時または代理店委託時には、その候補者が反社会的勢力でないか、また、反社会的勢力と特段の取引または関係がないかに

ついて十分に確認をしています。また、2012年7月より代理店委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を追加しています。

○研修活動の実施

職場コンプライアンス研修や代理店研修等を通じ、反社会的勢力対応に関する啓発や意識の向上を図っています。

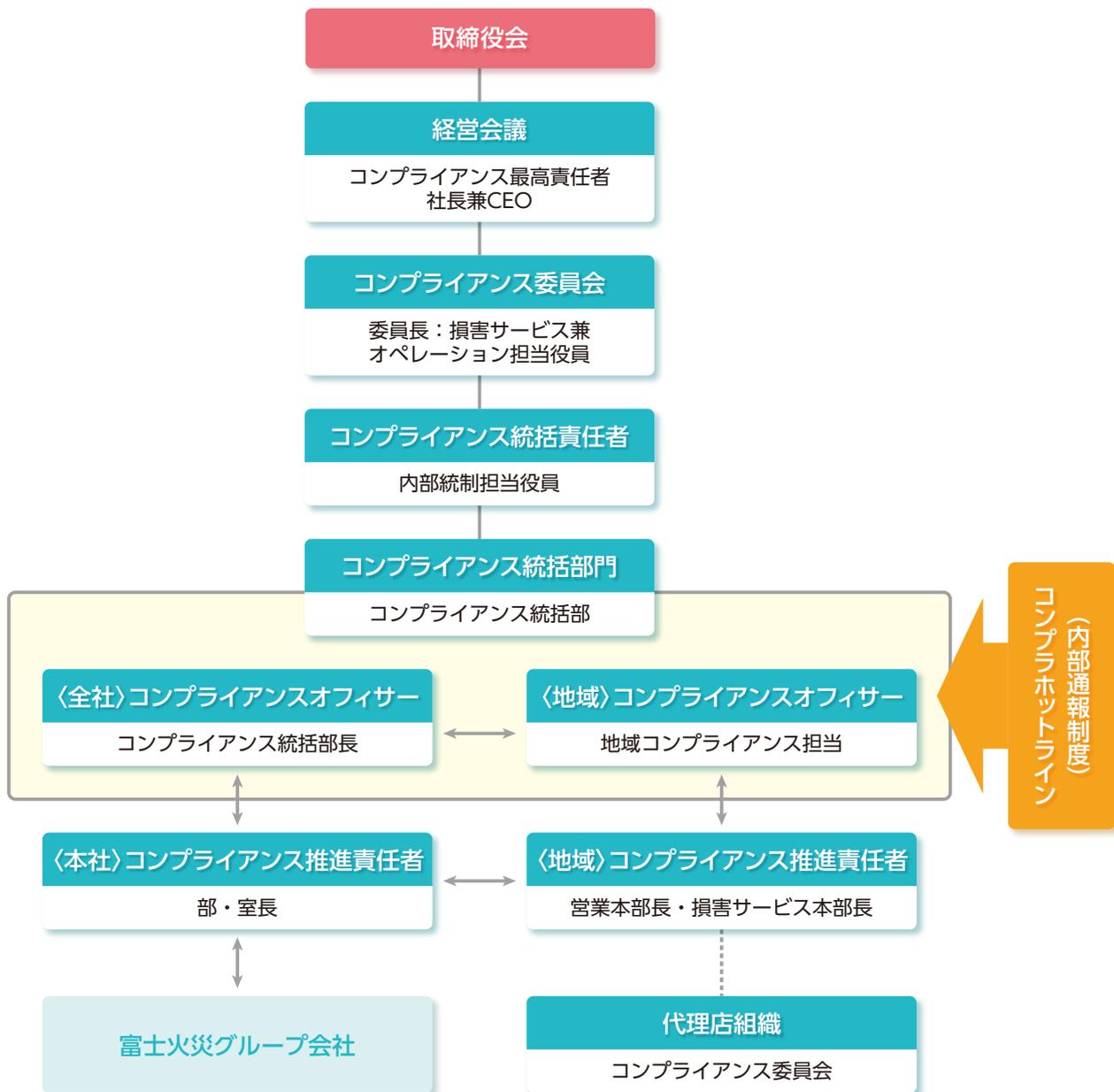
○外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。

○暴力団排除条項の保険約款への導入

反社会的勢力への対応を強化する目的から、2013年10月傷害・医療・新種保険約款、2014年4月自動車・運送・貨物海上保険約款、2014年7月火災・地震保険約款へ暴力団排除条項を導入しています。

## コンプライアンス推進体制



# 責任準備金の合理性および妥当性

## 第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険等の長期の第三分野保険では、医療技術の進歩や医療政策の見直し等の影響を受けやすく、契約締結時に想定しえない不確実性が内在しています。

当社では、この想定しえない不確実性に対して、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、事故発生率に関するストレステストを実施し、必要に応じて負債十分性テストを実施することとしています。

## ストレステスト・負債十分性テストにおける事故発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストおよび負債十分性テストの実施にあたっては、法令等に基づき、過去の経験値の変動と照らして合理的で妥当な方法により、事故発生率等の水準を設定しています。

なお、ストレステストとは、商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するもので、予定事故発生率に不足が見込まれる場合には、「通常の予測の範囲内のリスク」を超える部分を危険準備金として責任準備金に積み立てます。また、ストレステストの結果、「通常の予測の範囲内のリスク」をカバーできないおそれがある場合には負債十分性テストを実施し、不足がある場合には保険料積立金等として責任準備金に追加して積み立てることになります。

## テストの結果

ストレステストの結果、平成26年度において、危険準備金として24百万円の積み立てを行っています。

また、負債十分性テストの結果、追加の責任準備金として19百万円の積み立てを行っています。

なお、責任準備金が十分な水準であることを法令等に基づき保険計理人が確認しています。

# 主な販売商品

## 主な販売商品の一覧

### 【クルマの保険】

- 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”  
(一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険)
- 「まもる。ふせぐ。ささえる。ドライバー想いの自動車保険“ミュージズ”  
(一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険)
- 「働く人を応援する自動車保険“ON/OFF”  
(一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険)
- 一般用総合自動車保険「FAI」
- 家庭用総合自動車保険「FAPNEO」
- 自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)
- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

### 【住まいの保険】

- 家庭用火災総合保険「未来住まいる」
- 賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」
- 管理組合用火災総合保険「マンション管理安心保険」
- 地震保険

### 【医療・けがの保険】

- 医療総合保険「みんなの健保2」
- 引受基準緩和型契約特約付医療総合保険  
[持病のある方も入りやすい みんなの健保3]
- 傷害総合保険「未来スケッチ」
- 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険「シニアの救急箱」
- (長期)所得補償保険

### 【レジャーの保険】

- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行保険
- ゴルフ保険

### 【事業者向けの保険】

- 企業財産包括保険「三冠王」
- 企業財産包括保険「三冠王Lite」
- 地震休業損失等補償特約付企業財産包括保険「三冠王Liteα」
- 店舗総合保険
- 普通火災保険
- 利益保険
- 店舗休業保険
- テナントビジネス基本特約付テナント総合保険  
[テナントパートナーα]
- テナント総合保険
- 動産総合保険
- 建設工事保険
- 業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」
- グループ傷害保険「経営安心部長」
- グループ傷害保険「新・経営安心部長」
- 労働災害総合保険
- 建設事業基本特約付事業総合保険「工事王」
- 事業総合保険
- 情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険  
[みんなの情報ガード]
- 新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」
- 施設所有(管理)者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- 外航貨物海上保険
- 内航貨物海上保険
- 運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースII」
- 新物流総合保険「LOGI-ACE(ロジ・エース)」

## 新商品の開発状況(含む料率改定)

### 平成22年(2010年)

- 1月 ●火災保険の商品改定(「保険法」に対応した約款改定、構造級別区分および判定方法の改定、損害保険金・費用保険金・各種割引等の改定・廃止、保険料の改定)
- 自動車保険の商品改定(「保険法」に対応した約款改定、各種割引の改定・廃止、Web約款の導入)
- 傷害保険(グループ傷害保険を除く)の保険法改正対応
- 積立家庭用火災総合保険「積立未来住まい」の発売
- (積立)医療保険「みんなの健保 がんにも負けず」の発売、「がん診断保険金支払特約」の充実
- 4月 ●グループ傷害保険の保険法改正対応
- 新種保険の保険法改正対応
- 新種保険の簡素化(商品の一部販売停止)
- 7月 ●部位・症状別保険金支払特約付積立傷害総合保険「積立シニアの救急箱」の発売
- 10月 ●傷害保険の料率改定
- 12月 ●医療総合保険「みんなの健保2」の発売
- 海外旅行保険の料率改定

### 平成23年(2011年)

- 1月 ●工事王の商品改定(「元請工事限定補償特約」「下請工事限定補償特約」の新設など)
- 4月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、ミニフリートの改定等)
- リスク細分型バイク保険の発売
- 6月 ●工事王の商品改定(最低保険料の改定、「保険責任終期特約」の新設など)
- 新種保険の簡素化(商品の一部販売停止)
- 企業財産包括保険「三冠王Lite」の発売
- 8月 ●新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」の商品改定(フランチャイズチェーン用特約の新設)

### 平成24年(2012年)

- 1月 ●自動車保険の商品改定(「記名被保険者年齢別料率区分」の導入、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の新設など)
- 運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エース」を全面的に改定し、運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースII」として発売
- 3月 ●業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」の発売
- 7月 ●地震休業損失等補償特約付企業財産包括保険「三冠王Liteα」の発売
- 10月 ●自動車保険の商品改定(「ノンフリート等級別料率制度」の改定、「ロードサービス」の改定(事故時搬送費用特約の整理・拡充等)、「日常生活賠償責任特約への示談代行サービス」の導入)
- 12月 ●引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「持病のある方も入りやすい みんなの健保3」の発売
- 医療総合保険「みんなの健保2」3つの新特約(「がん入通院治療費用特約」「特定疾病診断保険金支払特約」「女性特定疾病入院一時金支払特約」)の発売

### 平成25年(2013年)

- 1月 ●情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険「みんなの情報ガード」の発売
- 4月 ●NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構の検証に合格した自動車保険証券の導入
- 7月 ●家庭用火災総合保険(未来住まい)におけるiPadによる契約手続き「かんたんナビ(火災)」の導入
- 8月 ●新物流総合保険「LOGI-ACE(ロジ・エース)」の発売
- 10月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、フリート多数割引の改定など)
- 傷害保険の商品改定(料率改定、約款改定)
- 暴力団排除条項の導入(傷害、医療、新種保険)

### 平成26年(2014年)

- 4月 ●暴力団排除条項の導入(自動車、運送、貨物海上保険)
- 海外旅行保険の商品改定(料率改定、約款改定)
- 7月 ●暴力団排除条項の導入(火災、地震保険)
- 火災保険および地震保険の商品改定(料率改定、約款改定)
- 10月 ●自動車保険の商品改定(料率改定、記名被保険者年齢別料率区分の改定など)

## 事故対応サービス

当社では、事故対応サービスについてお客さまから直接評価をいただく「お客さまアンケート」を定期的実施し、その結果をお客さまが求める新たなサービス開発や教育プログラムに反映させています。これまでの分析結果から、損害保険会社に求められる最も重要なサービスは「事故受付時の初期対応力」「営業時間外の事故対応力」であると判断し、これらのサービスを強化するために「セイフティ24コンタクトセンター」を設置しています。

これは、当社の社員が24時間365日常駐する事故対応部門であり、深夜・休日を問わず平日の営業時間帯と同様のサービスのご提供を可能にしています。

今後とも、事故の発生により困惑されているお客さまに、いち早く“安心”をご提供するために、緊急時の初期対応をはじめ、各種サービスの高品質化を図ってまいります。

【主なサービスメニュー】(2015年7月1日現在)

### ● セーフティ24コンタクトセンター(フリーダイヤル)

24時間365日、電話による事故受付などの対応ができるよう専用のフリーダイヤルを設けています。専門のスタッフが、事故に関するご相談や事故受付を行うことはもとより、平日夜間・休日に緊急の初期対応が必要な場合には、お客さまへのアドバイスや、相手の方への連絡、修理工場・医療機関等への手配などの初期対応サービスや、休日面談サービスなどの手配の実施により、お客さまへ“安心”をお届けしています。

※事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。

### ● 安心コール1(ワン)

“ベリエストミュージズ”・“ベリエスト”をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付完了から“1時間以内”に初期対応状況(相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配等)をお客さまにお知らせするサービスです。お客さまがご要望された事故を全件、24時間365日対応しています。

※お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故報告をしていただき、「ベリエストミュージズ」・“ベリエスト”の保険金支払対象となる場合にご利用いただけます。

※大規模な自然災害時や事故状況等によっては、1時間以内に対応できない場合があります。

※フリート契約(所有・使用している自動車を10台以上自動車保険にご加入されている契約)のお客さまに対しても、「安心コール1」同様のサービスである「フリートコール1(ワン)」を提供しています。なお、お客さまから直接「専用フリーダイヤル」に事故報告をしていただき、ご契約のフリート契約で対人・対物・人身傷害事故保険金のお支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。

### ● 事故現場「電話代理対応」

“ベリエストミュージズ”・“ミュージズ”をご契約のお客さまの対人・対物事故の場合、事故現場から当社「セイフティ24コンタクトセンター」に事故報告をしていただいた際、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手の方に、今後の対応についての説明等を行います。※お客さまから直接「セイフティ24コンタクトセンター」に事故報告をしていただいた場合にご利用いただけます。

### ● 社長“ホット”コール

フリート、ミニフリート(ノンフリート全車両一括特約/ノンフリート多数割引)をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付後、事故報告をしていただいた従業員の方だけでなく、社長または車両管理をご担当の方にも、初期対応状況(相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配)をご報告します。

※お客さまから「フリート・ミニフリート専用ダイヤル」に事故報告をしていただいた場合にご利用いただけます。

### ● 富士火災フローラクラブ

医療保険をご契約の女性のお客さまの保険金請求に対して、女性スタッフが事故受付から保険金ご請求に関する手続きの支援、保険金の支払いまでを行います。女性特有の疾病について異性に話すことに多くの方が抵抗を感じていることから、女性のお客さまに対して同性が対応するサービスをご提供します。この他、「女性専用24時間電話健康相談サービス」では、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスのご相談や医療機関情報をご案内します。また、ご要望により、セカンドオピニオンのための優秀専門医のご紹介や、全国のレディースドック施設のご紹介から予約代行を行います。

### ● ロードサービス(ロードレスキュー・ロードレスキューミニ)&緊急アシストサービス

“ロードレスキュー”“ロードレスキューミニ”は、車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による補償と、付帯(無料)サービスにより構成され、主に以下の付帯サービスを年中無休でご提供します。

①ご契約のお車が事故や故障などで自力走行不能となった際の「レッカー・搬送業者の手配」

②脱輪・バッテリー上がり・インロック・パンク・ガス欠等に対応する「現場応急対応」

③ロードレスキューによるレッカー・搬送により臨時の帰宅・移動手段や宿泊施設が必要となった場合の「代替交通機関や宿泊施設のご案内」

※ロードレスキューまたはロードレスキューミニ付自動車保険にご加入のお客さまが対象となります。また、お客さまにサービス費用を一時お立替えいただく場合や、一部お客さまのご負担が生じる場合があります。付帯サービスは“業者の手配”のみとなり、現場応急対応時を除き、原則として付帯サービスによる費用負担は行いません。車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による保険金をお支払いできない場合、作業に要した費用はお客さまのご負担となります。

※ロードレスキューまたはロードレスキューミニ付自動車保険にご加入されていないお客さまには「緊急アシストサービス」をご利用いただけます。このサービスでは、修理工場・レンタカー・ホテル等のご紹介、事故時の応急措置方法のアドバイス、交通渋滞・24時間営業のガソリンスタンド等の情報提供を専門スタッフがいたします。

緊急アシストサービスの提供にともなって発生する実費はお客さまのご負担となります。

### ● 指定修理工場ネットワーク

当社自動車保険ご契約のお客さま、ならびに事故の相手の方が、当社の指定する高い技術力を有した修理工場で修理していただいた場合、次のサービスをご提供します。

(代表的な例)

- 引取り・納車無料
- レッカーサービス(原則無料)
- 修理期間中は「無料」で代車の提供
- 修理保証書(ワンオーナー永久保証)の発行

### ● 休日面談サービス

お客さまのご要望により、自動車保険の対人・人身傷害に関する事故受付から24時間以内に休日事故担当スタッフがお客さまのご自宅を訪問し、事故解決までの手続きに関する説明やアドバイスなど、事故の初期段階におけるサポートを行います。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部離島など24時間以内の対応ができない場合があります。

### ● ホームサービス(住まいのホットライン)

水まわり・カギ開け・ガラス破損の緊急トラブル時に当社提携会社の「生活救急車」がお客さまのご自宅を訪問して応急作業を無料でを行います。

※家庭用火災総合保険「未来住まい」、賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」をご契約のお客さまが対象となります。また、無料サービスの範囲は応急的な作業に限られ、交換部品代や本修理の費用および特殊作業費用などはお客さまのご負担となります。

### ● アーキテクトサービス

お客さまのご自宅が被災された時、建築関連の専門家が損害確認を行います。また、お客さまが建築物の修復に関わるコンサルティングをご要望される場合、当社提携の優良建築業者をご紹介します、災害復旧支援を行います。

※一部の地域および大規模な自然災害時、当サービスをご提供できない場合があります。

### ● 保険金請求書類省略(QPS)サービス(QPS・・・Quick Payment System)

自動車保険における車両保険、対物保険など財物損害の保険金支払額が各々300万円以下の事故について、保険金請求書類のご提出を省略し、スピーディーなお支払いを実現します。

また、保険金支払額が1事故1被保険者10万円以内の傷害保険、搭乗者傷害保険事故については、当社独自のチェックシステムにより、傷害保険金請求特有の煩雑な必要書類を省略し、スピーディーなお支払い手続きを実施しています。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部対応できない場合があります。

### ● モバイルサービス

“ベリエストミュージズ”、“ミュージズ”をご契約のお客さま専用のモバイルサイトでは、次のサービスを提供しています。また、契約内容の概要もモバイルサイトにてご確認ください。

- ①事故サポートメニューとして、見知らぬ場所で事故(故障等)にあわれた場合でも、携帯電話のGPS(位置情報機能)を利用して事故(故障等)場所をご報告いただくことにより、素早いサポートが可能となる「GPS事故報告・ロードレスキュー」
- ②いつでも「事故のご報告」と「連絡希望時間帯のご指定」が可能となる「Webによる事故報告」
- ③ご希望により事故報告後の当社における対応状況を経過情報として携帯メールに配信させていただく「事故経過情報配信サービス」

### ● 日本語対面デスク

当社はジェイアイ傷害火災保険株式会社と提携しています。海外旅行保険における“日本語対面デスク(Jiデスク)”は、特に日本人旅行者の多い海外55都市に配置されており、ご旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルに対し、現地の事情に精通したスタッフが日本語でご相談に対応します。もちろん、万が一の時だけではなく、ホテルやレストラン、ショッピングなどの情報提供や予約・手配も行っています。

### ● メールサービス(事故関連メール)

事故にあわれたお客さまに対しては、当社ホームページ上からアドレス登録していただくことにより、次の情報を電子メールにて配信します。

- ①自動車事故に関わる「交渉状況等の対応経緯のご案内」
- ②「保険金お受取人宛のご通知」
- ③「ご契約者宛お支払い通知」

※メールサービスのご利用にあたっては、事前に当社ホームページ上からアドレス登録を行ったうえで、「事故関連メール」サービスにお申込みのうえ、当社担当者までご連絡いただく必要があります。なお、「事故関連メール」はノンフリートの自動車保険のお客さまに限定したサービスとなります。

※事故受付時にメールサービス利用ご希望の有無をお聞きし、ご希望されるお客さまに登録方法をご案内します。

### ● インターネット事故受付サービス

自動車保険・(積立)傷害総合保険「未来スケッチ」・海外旅行保険をご契約のお客さまからの事故報告を、当社ホームページから受け付けます。

## 保険相談サービス

### ● 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

「そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808 IP電話から 03-4332-5241(東京)

ほか全国計10か所にセンターが設置されています。(受付時間:平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

### ● そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

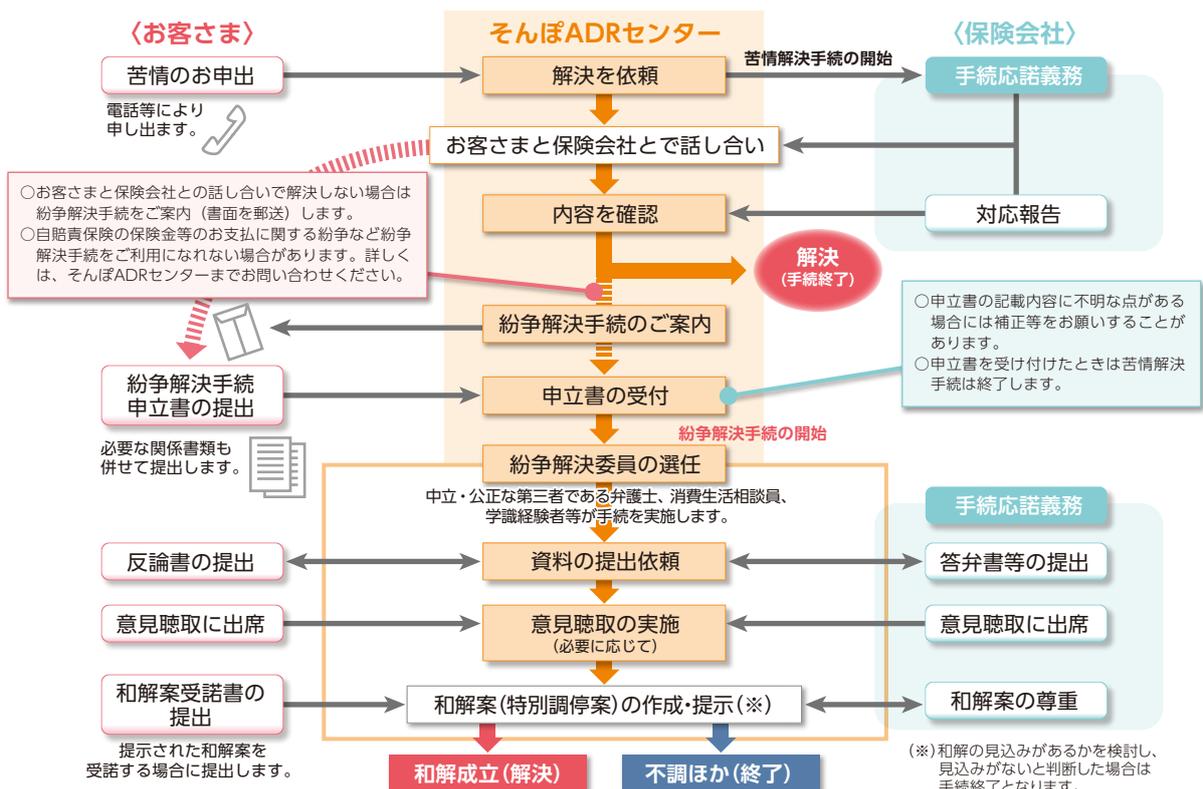
「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jcstad.or.jp)をご参照ください。

## 苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



# リスクマネジメントサービス

当社では専門部署において、企業活動で生じるさまざまなリスクを分析し、事故の発生を未然に防ぐためのサービスをご提供しています。

リスクマネジメントサービスの主な内容についてご案内します。

## 労働安全・人事労務

### ● 労働安全講演

「管理者としての安全管理」や「現場での安全」「政府労災保険のポイント」など、業種ごとのリスク特性を踏まえ、お客さまのご要望に応じたテーマで講演を行っています。安全大会における講演も実施します。

### ● 現場安全診断

工場や作業現場での安全パトロールに同行し、危険の傾向を診断し、レポートにてご報告します。

### ● 安全衛生管理コンサルティング

- ① 企業防衛として、安全配慮義務を果たすために必要な諸規程のコンサルティングや情報提供を実施します。
- ② 労働基準法で作成を義務づけられている就業規則について、法改正等を含めた情報提供や診断を実施します。

## 自動車防災サービス

### ● 安全運転講習

交通事故防止や安全運転に対する意識の啓発・高揚を目的として、企業および従業員の皆さまに対し、安全運転講習会を開催します。

### ● 運転適性診断

#### ① 運転操作検査機による運転適性診断(警察庁認証)

運転シミュレータ方式で、4種類の診断(信号に対する反応の早さと正確さ、ハンドル操作、これらの組み合わせ等)を実施します。診断結果をプリントアウトし、適切なアドバイスをご提供します。

#### ② ドライブレコーダーによる危険運転チェックサービス

カメラとGPS機能を備えるドライブレコーダーを企業に貸し出し、実際に運転する車両に装着します。衝撃度(G)が一定以上にいたった場合、その前後の運転映像が約20秒間記録されます。この記録を、富士火災の独自の分析システムにより解析して「危険運転チェック報告書」を作成し、問題のある運転行動の映像を「動画データ」としてご提供します。

#### ③ F-F式運転態度テスト(ペーパーテスト)

運転態度(ドライバーの心構え)にスポットを当てて、安全運転度を診断します。テストの所要時間は約15分、検査結果は約2週間でご提供します。

## 賠償事故防止

### ● 施設賠償事故防止

施設危険診断

第三者の出入りの多い施設の危険を診断し、レポート形式でご報告します。

### ● 請負工事第三者賠償事故防止

#### ① 賠償事故に関する講演

過去の実例を引用し、賠償責任の根拠となる法律や具体的対応についてわかりやすい内容で解説します。

#### ② 現場安全診断

請負工事現場を診断し、潜在する危険についてレポートでご報告します。

### ● 個人情報保護

漏えい等事故防止に関する講習

個人情報保護法の内容、最近の事例にみる事故原因と諸対策につき、わかりやすい内容で解説します。

## 火災事故防止

### ● 防災診断サービス

事務所、工場、店舗の火災等の財物リスクを診断し、防災についてのアドバイスを実施します。(本サービスは有料となる場合があります。)

### ● 火災防災講演

防災管理のあり方、防災対策の推進についての講演を実施しています。

## 食品安全

### ● 危機管理体制支援サービス

#### ① 危機管理体制の構築支援

危機管理体制づくりや緊急時対応マニュアル、自主回収マニュアルなどの作成支援を行います。

#### ② 教育・トレーニング

危機管理に関する講演・講習を行います。また、マスコミ対策などのメディアトレーニング(一部有料メニューあり)も実施します。

### ● 事故防止サービス

#### ① 食品事故に関する講習

近年話題となっている食中毒や異物混入事故を防止するため、食品衛生の基本事項について従業員の皆さまを対象に講習しています。

#### ② 食品衛生診断

食品加工の工程上生じる食品衛生の問題箇所を指摘し、リスク分析の結果をレポート形式でご報告します。

## 企業危機管理

### ● 企業危機管理セミナー

企業にとってコンプライアンス重視の経営が求められています。会社法をはじめとする法令では、整備すべき内部統制システムとして「コンプライアンス体制」と「リスク管理体制」を求めています。相次ぐ企業の不祥事の原因、ダメージ拡大の理由などを分析し、事故発生および損害拡大の防止策を解説します。

### ● 救命講習サービス

近年、自治体のみならず民間企業でも防災力を高める必要性が高まっており、とりわけ災害時における人命保護の体制構築は企業の重要課題となっています。「救命講習サービス」では、応急手当の概要についての講義と、「心肺蘇生」「AEDを用いた除細動」の実技指導を行ないます。

### ● BCP(事業継続計画)セミナー

地震をはじめとした自然災害や新型インフルエンザ等により、企業の事業継続が困難になることが想定されます。事前にBCP(事業継続計画)を策定し、訓練を行うことにより、企業の損失を最小限に止め一日もはやい復旧を可能にします。セミナーや「図上演習サービス」(① 地震シミュレーション、② 事業継続意思決定演習)を行い、BCP(事業継続計画)策定の重要性を認識していただきます。

# 保険の仕組み

安定した企業経営も平穏な個人生活も、実はさまざまな危険(リスク)にさらされています。

損害保険は、“大数の法則”に基づき、多くのご契約者にご負担をいただく保険料から、一定の偶然な事故によって生じる経済的損害を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神こそが保険の原点であり、本質です。

当社は企業経営の安定と個人生活の安心に貢献する保険商品と、それに関連するサービスを通じて損害保険の普及に努めてまいります。

## 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生じることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者とその事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約となります。

## 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。

## ご契約の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

## ご契約の際にご留意いただきたいこと

### ①最適な保険をお選びください

損害保険という商品は、他の商品と異なり、かたちな商品です。

ご契約に際しては、各種の危険(リスク)に応じてお客さまに最も適した内容を選んでいただくことがまず何よりも大切です。

当社では、ご契約内容の重要な点を分かりやすく解説した「重要事項説明書」や「パンフレット」などをご用意し、ご契約時にこれらをお客さまにご提供することにより、ご契約内容について誤解が生じることを防いでいます。

保険契約はすべて約款、特約に従いますので「重要事項説明書」や「パンフレット」などを、よくお読みいただいたうえでご契約ください。

### ②申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、正しくご記入ください。例えば、自動車保険の場合には、車名、型式、登録番号、運転者の年齢条件、事故歴などを、火災保険の場合は建物の用途や構造、面積などを正確にご記入いただくことが必要です。また、医療保険などの健康状態告知を必要とする商品の場合は、現在の健康状態や過去の傷病歴などに関する質問事項について、被保険者(補償の対象者)ご本人が、ありのままを正確にもれなくご回答いただく必要があります。

万一記載内容が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことがありますので記載内容をご確認ください。

### ③適切な保険金額でご契約ください

損害保険契約は、事故や災害によって被った損害を、補償することを目的としています。適切な保険金額(お支払いする保険金の限度額)でご契約されてこそ、万一の時に役に立つことができます。

例えば、火災保険にご契約いただく場合には、建物などの評価額(新価または時価)いっぱいまで保険をお付けになることが大切です。もし保険金額が保険の対象の評価額より少ない場合、万一の時に十分な補償を受けられないことになってしまいます。また評価額を超えている場合にはその超過部分に対する保険金をお支払いできません。

### ④保険契約の内容をご確認ください

お申し込みいただく保険契約の内容は、お客さまの意向に沿ったものでなければなりません。当社においては、お客さまと当社がお互いに契約内容を確認する制度を導入しています。

これにより、お客さまのご希望に沿った内容であること、割引の適用など保険料の決定に必要な情報が正しいことを、お客さまと一緒にご契約内容を確認させていただき取り組みを実施しています。

なお、長期契約等(長期一括払契約・自動継続契約等)にご加入のお客さまに、定期的にご契約の状況をお知らせするとともに、ご契約内容に変更があった場合などにお客さまからご連絡いただきやすい環境づくりに努めています。

### ⑤保険料はご契約と同時に支払ってください

保険料は必ずご契約と同時に支払ってください。保険のお申し込みをいただいても、保険料のお支払いがないと、損害が生じても保険金のお支払いができませんのでご注意ください。(初回口座振替契約、団体扱契約、集団扱契約など、保険料のお支払いがご契約後になる契約もあります。)

なお、後日、お客さまのお手元に保険証券および約款をお届けしますので、お手数ですが記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。(Web証券あるいはWeb約款をお選びいただいた場合には、保険証券あるいは約款は発行されませんので、当社ホームページ上から閲覧し、記載内容をご確認ください。)

保険契約が失効したり解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しします。なお、保険金をお支払いすべき事故が発生している場合など、お返しできない場合もあります。

## クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約につきましては、お申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回を行うことができます。

ただし、ご契約者が法人である場合や、質権付火災保険などの債権担保を目的とした契約、自動車損害賠償責任保険契約などはクーリングオフの対象外となります。

### ⑥保険契約は解約することができます

保険契約の対象となっているものが存在しなくなったときなど、保険の必要性がなくなったときにはいつでも解約することができます。

## ご契約の後に留意いただきたいこと

### ①ご契約の内容を変更する必要がある場合は直ちにご通知ください

ご契約の後、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに当社社員または代理店にお知らせください。

ご通知いただく内容は保険の種目によって異なりますが、火災保険の場合では建物を譲渡したり、構造や用途が変わったとき、転居によって保険の対象(家財など)を移転したときなど、自動車保険の場合では車両の入替や譲渡が発生したとき、用途車種または登録番号を変更するときなど、傷害保険の場合では職業・職務を変更されるときなどがこれに当たります。

ご通知が遅れますと、損害が生じても保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

### ②保険証券は適宜ご確認ください

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、必要な契約内容の変更が行われていなかったりするようなことが無いように、保険証券の内容を適宜ご覧いただき、保険期間やご契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

## 富士火災勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次のとおり定め、これに基づいて販売活動を行います。

①保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心掛けます。

なお、販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。

②お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った商品が選択できるように常に努力して参ります。

③お客さまと直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。

④保険金の不正取得を防止する観点から、適正な販売を行うよう常に努力して参ります。

⑤万が一保険事故が発生した場合、事故の解決と保険金のお支払いについて迅速かつ的確に行われるよう常に努力して参ります。

⑥お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法で勧誘はいたしません。

⑦お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを今後の販売業務に反映していくよう常に努力して参ります。

## 保険金お支払いの仕組み

### ●「保険金お支払いの仕組み」と「事故相談」

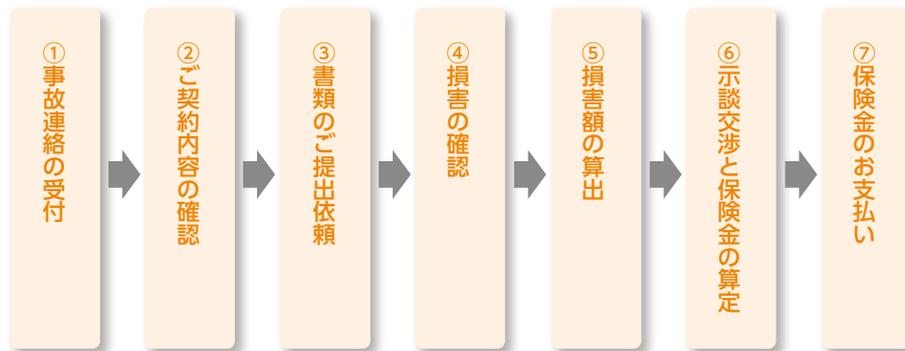
万一の事故の際、お客さまに的確なアドバイスを行い、速やかに適正な保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。当社では、24時間365日、お客さまに安心をお届けできるよう、セーフティ24コンタクトセンターにおいて夜間・休日でも全国共通のフリーダイヤル（通話料無料で、携帯電話・PHSからもご利用いただけます）による事故連絡やご相談をお受けしています。また、自動車保険や傷害保険など一部の保険では当社ホームページ内のインターネット事故受付サービスでも事故連絡をお受けしています。

事故連絡を受け付けた案件は全国のサービスセンターに配置された専門知識を持つ損害サービス担当者により事故対応を行っています。

また、各地の損害サービスセンターにおいて、法律相談や示談についてのご相談に応じる充実の事故相談体制も整えています。さらに、一部のご契約においては、弁護士に法律相談できるサービスも提供しています。

## 事故連絡の受付から保険金のお支払いまで

### ● 保険金お支払いお手続き



#### ① 事故連絡の受付

お客さまから事故のご連絡を受け、ご契約者名・事故の日時・場所・状況・損害や被害の程度・届出警察署名など詳しい事故情報をお伺いします。

#### ② ご契約内容の確認

事故のご連絡を受けたのち、ただちにご契約の内容および保険料のご入金等の確認を行います。

#### ③ 書類のご提出依頼

お客さまに保険金のお支払いに必要な書類のご提出をお願いします。

なお、一部の保険金請求書類については、ご提出を省略できるサービスを提供しています。

#### ④ 損害の確認

当社の社員や一般社団法人日本損害保険協会に登録されたアジャスター・鑑定人などによって被害物や罹災現場の確認を行います。

#### ⑤ 損害額の算出

ご契約者や被保険者、被害者または修理業者からご提出いただいた資料などの審査や協議を経て、損害額が決定されます。

#### ⑥ 示談交渉と保険金の算定

自動車事故や賠償責任が生じる事故の場合、保険契約の内容により、当社で示談交渉の代行を行っています。

示談交渉とは、話し合いによって、相手の方と互いの損害額や責任割合（過失割合）を確認および決定し、互いに賠償額について合意することを言います。合意をしたら、示談書を作成します。（保険会社同士の交渉などにおいては、当事者の同意を得て、示談書の作成を省略することもあります）

賠償事故においては、事故の原因について相手の方にも責任があった場合、相手の方の責任割合部分を損害額から減額して賠償額を算出し、保険金を算定します。

また、お客さまが事故の被害者となられた場合、人身傷害補償保険を付帯いただくことにより、ご契約自動車の運転者や同乗者の人身損害について、責任割合にかかわらず、ご契約保険金額の範囲内で、当社が定めた算定基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

#### ⑦ 保険金のお支払い

お客さまのご指定の口座へ速やかに保険金をお支払いします。

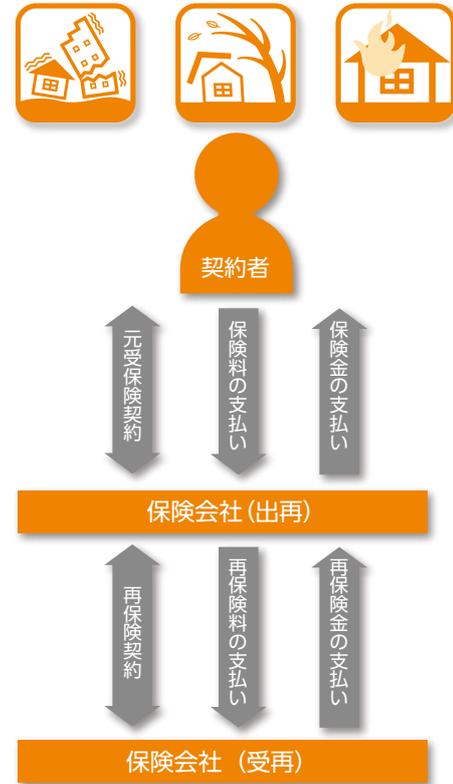
## 再保険について

### ● 再保険の仕組み

再保険とは、保険会社が自社の引き受けた保険の一部を他の保険会社に引き受けてもらいリスクを分散する仕組みです。再保険を引き受けてもらうことを「出再(しゅっさい)」、逆に引き受けることを「受再(うけさい)」といいます。

支払保険金の大きな変動を防ぎ、保険会社の経営を安定的なものとするためには、リスクの種類・程度・保険金額が均質な保険契約が多数独立して存在し、可能な限り大数の法則を働かせることが重要です。保険会社の引き受けるリスクを平均化・分散化するために、保険会社はお客さまから引き受けたリスクのうち、自社の負担能力を超える部分を国内外の他の保険会社に引き受けてもらっています。

例えば、大型船舶、石油コンビナートなどのような巨額な契約に損害が生じた場合や、地震・台風などの自然災害によって同時に多くの契約に損害が発生した場合には、保険金の支払いが巨額となる可能性があります。再保険を活用すれば、支払った保険金の再保険出再部分を他の保険会社から回収することができるため、巨額の保険金支払いによる保険収支の不安定化を和らげることができます。



### ● 再保険の一般的な方針

保険会社が引き受けるリスクはさまざまです。火災保険や自動車保険のように一般的なリスクもあれば、原子力、航空や船舶といった一つのリスク単位が巨額になるリスクもあります。また、一つのリスク単位では保険会社にとって巨大な損害にならなくても、地震や台風のように一度に多数の契約に損害が発生することによって損害が巨大になる集積リスクもあります。当社はそれぞれのリスクについて、リスクの種類・程度、それぞれの契約種目別の引受状況、準備金や自己資本などをもとに適切な出再保険を手配しています。

#### 【主要な集積リスク(地震災害リスク・台風災害リスク)に対応する再保険】

地震災害リスク・台風災害リスクともに非割合再保険(保険料と保険金の支払責任を別途に取り決める方式の再保険契約)にて、出再保険を手配しています。地震災害リスクについては関東大震災(1923年)と同等の地震が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、また台風災害リスクについては伊勢湾台風(1959年)と同等の台風が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、再保険プログラムを構築して対応しています。

国内外の保険会社に再保険を引き受けてもらう場合、再保険金が確実に回収できる相手でなければなりません。そのため、出再する場合は相手会社の財務状況が重要となります。当社では主要な保険財務力指標であるS&P社やA.M. Best社の格付けが一定レベル以上であるなど、十分な保険財務力を有した保険会社に出再しています。

受再については、ガイドラインを定め慎重な引受方針で、任意再保険契約を限定的に引受けています。

# お客さま相談サービス

## お客さまの声室

お客さまからのご不満・ご要望を承る窓口として、「お客さまの声室」を設置しています。

お客さまから寄せられた苦情は、お客さまの声室にて一元的に集約し、苦情の発生対応状況を正確に把握・管理しています。また、営業店・サービスセンターでは、お客さまの声に誠実・的確・迅速にお応えする態勢としています。

当社では、「お客さまの声情報は、経営にとって貴重な情報の源」として「お客さまの声データベース」に登録し、業務運営の改善に活かすため積極的に収集・分析しています。2008年4月に「お客さまの声小委員会」として発足した「VOC (Voice of Customers) 会議」(現行)においては、お客さまの声のモニタリング結果をもとに、業務改善すべき事項を本社各部門で確認し、業務改善やサービス向上および苦情の再発防止に活用するとともに、お客さま満足度向上に資するよう取り組んでいます。また、改善すべき事項は、経営会議等の各種会議に定期的に報告して業務改善態勢を構築するとともに、情宣活動を継続することにより、業務品質の向上に活かしています。

### ● 苦情のご相談受付件数(2014年度)

受付方法	電話	来訪	文書 (E-mailを含む)	アンケート	総合計
件数	15,067	174	166	725	16,132

### 富士火災 お客さまの声室



## 0120-246-145

平日 : 午前9:00~午後7:00 (年末年始を除きます)  
※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

## お客さまセンター

お客さまからのご契約内容に関するご質問・ご相談を承る窓口として、「お客さまセンター」を設置しています。主に自動車保険における車両入替等のご契約内容変更受付やお見積もりなどのサービスを提供しており、専任のオペレーターが迅速かつ適切な対応につとめています。

また、お客さまからのお申し出内容は、お客さまを担当している関連部署にフィードバックすることで、会社全体の情報共有を図りサービス品質の向上に役立てています。

### ● お客さまセンター対応件数(2014年度)

受付方法	電話
件数	151,561

### 富士火災 お客さまセンター

自動車保険専用窓口



## 0120-228-303

平日 : 午前9:00~午後6:00  
土・日・祝 : 午前9:00~午後5:00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

火災・傷害など自動車保険以外の窓口



## 0120-228-386

平日 : 午前9:00~午後6:00  
土・日・祝 : 午前9:00~午後5:00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

## 健康告知相談センター

お客さまが医療総合保険等第三分野の保険に加入される際に、健康状態告知に関して専門部署の担当者に直接お問合せいただける窓口として、「健康告知相談センター」を設置しています。

お客さまが、ご自身の健康状態や医療機関への入通院の有無などが保険契約時の告知の対象となるかどうかの判断に迷われた場合や、告知後の契約はどのような引受条件になるのか等に関して疑問をもたれた際に、お問合せいただくことができます。

当センターでは、告知に関してお客さまがもたれる不安を取り除き、安心して第三分野の保険にご加入いただけるよう、サービス向上に努めています。

### 富士火災 健康告知相談センター



## 0120-228-517

平日 : 午前9:00~午後5:00 (年末年始を除きます)  
※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

# 人権への取り組み

企業は利潤の追求のみならず、あらゆるステークホルダーをはじめ、社会全体から信頼される存在であることが求められます。その要素として「人権」への取り組みが企業にとって重要な課題となります。

当社では従来から「人権は本業の基本」として位置づけ、お客さまの立場に立って、お客さまの痛みや心を理解できる人権感覚を常に磨くことが、「確かな安心」の提供につながるものと考えています。

当社のコーポレートメッセージ【安心にも、クオリティがある。】は、まさに社員一人ひとりのクオリティによって実現されるものであり、継続的な人権教育が必要と考えています。

## ● 当社の価値観

当社の「価値観」には人権を根底に「高い倫理観」「互いの尊重」を掲げ、一切の差別を行わないこと、人権感覚が豊かで健全な職場環境の維持を全従業員に求めています。

## ● 人権推進のための組織

社長兼CEOを最高責任者とする人権推進体制のもと、人権啓発の推進ならびに人権問題の相談・解決を担う専門部署を設置し、各種研修の実施などを通じて人権啓発活動につとめています。

## ● トップメッセージ

全従業員が「人権尊重の社風の構築」に向けて邁進するために、12月の人権週間には社長兼CEOが従業員に対して「人権に関するメッセージ」を発信しています。

## ● 人権標語の募集

人権週間(12月4日～10日)にあわせて、全従業員および家族から広く人権標語を募集しています。

毎年、人権感覚を自由に表現したすばらしい作品が多く寄せられ、その中から選出された優秀作品を職場に掲示し、人権啓発に活用しています。



### 2015年度人権標語最優秀作品

「さべつ(差別)のない  
いのち(命)を大切にすることを  
せんじん(先陣)きって  
たんきゅう(探求)しよう」

## ● 人権教育

当社では「人権が尊重される社風の構築」「差別やハラスメントのない、元気の出る明るい職場作り」を基本方針として、さまざまな研修・教育を通じて全従業員が人権に対しての正しい理解と認識を深め、自立的な行動ができるよう啓発活動につとめています。

研修項目	対象者	実施時期・回数
役員研修	全役員	年1回
新任管理職研修	新任管理職	年1回
入社時研修	新入社員 研修社員	入社時
職場内研修	全社員	年2回
社外研修会	任意	随時

## ● アンケート調査

当社では、全従業員を対象に「人権に関するアンケート」を実施しています。

回答内容を分析し、寄せられた意見やアイデアを取り入れて、研修や人権啓発に活用しています。

## ● 人権問題に関する相談窓口の設置

職場の人権問題事象(セクハラ・パワハラ・その他)の未然防止や早期発見、および解決を図るため、全従業員を対象に、「人権相談ホットライン」を設置しています。

## ● ひろびろトイレの市民への開放(京都ビル)

当社ビル内に、車椅子の方にも十分な広さのトイレを設置し、市民の方々に自由にご利用いただいています。

# 人材育成プログラム

企業を支えるのは「人」です。当社では、将来にわたって事業の発展を期するため、「人」に対して積極的に投資を行うことが極めて重要な経営課題であると考えています。

人材の育成において、当社の経営戦略に沿った育成方針を持つだけでなく、社員個人のキャリア開発プランを重視し、それを積極的にサポートしていくことが大切であると考えています。社員の一人ひとりがキャリアを築き、個人と会社が「共生」することで、はじめて社員は真に自律することができ、会社の発展に貢献できるものと考えています。

当社は、2011年、AIGの一員となり、グローバル人材も求められるようになってきました。仕事の経験を積み、スキルを磨きながら、自らのキャリア開発プランを明確にしていくことにより、国内外で活躍できる人材を育てていきます。

## 当社の教育プログラム



次に代表的な研修についてご紹介します。

## 階層別プログラム

### ●「新卒新入社員研修」

入社後、約1ヶ月間はAIGグループ各社に入社した新卒新入社員全員がビジネスパーソンとして求められる基本的姿勢(ビジネスマナーなど)、商品知識、業務知識を習得するプログラムを実施しています。

その後配属先にかかわらず、新入社員は全員営業部門、損害サービス部門の研修を受講し、実践的な要素を盛り込んだ研修を受講しています。

上記研修に加えフォローアップ研修やOJT研修制度など職場配属後の新入社員を全面的にサポートするシステムを整備しています。



### ●「ダイバーシティ研修」

マネージャーを対象に実施している研修です。職場のメンバーが持つ様々な違い(性別・国籍・年齢・学歴や職歴など)を受け入れ、多様性を活かすことで、チームの力を高めていくためのマネジメントについて学ぶ場を提供しています。



## テーマ別プログラム

### ● PC研修

全社員を対象としたPC研修を実施しています。PC研修とは、パソコン会議システムを利用した研修スタイルで、社内LANを通じ全国の拠点で同時受講できる社内ネットワークの1つです。2014年より社内のイントラネット(各社員のPC)上でも受講できる環境を整えました。



研修内容は、経営トップ・役員からのメッセージや、社員に求められる各種ビジネススキルが中心となっています。また、社内のベストプラクティス共有をテーマに、個人またはチームで取り組む日常業務のプロジェクト化を全社的に推進しており、取り組み結果を発表するコンテストも開催しています。

### ● 「テーマ別講師派遣型研修」

“研修センターまで行かずにビジネススキルを学びたい”、“職場全体で学びたい”、“仲間同士で学びたい”というニーズに合わせ、講師が地域に出張して研修を行います。研修テーマは、32講座の豊富なラインナップの中から選択し、地域単位、職場単位で学びます。



### ● 「ワーキングマザーいきいきワークショップ」

育児休暇を取得し復職した社員を対象に、モチベーションアップや各種社内制度利用推進を目的とした半日のワークショップを開催しています。このワークショップでは、先輩社員のノウハウ紹介や参加者同士が語り合うことによって仕事と育児の両立について理解を深めています。また、ワークライフバランスの向上や自己実現の可能性を広げる機会も提供しています。



## 自己啓発支援プログラム

### ● 「ビジネスイングリッシュコース」

ビジネスに活かせる実用的なスピーキング、リスニング、ライティングをリーズナブルな受講料で社内学習できるコースを受講者のレベルに合わせて用意しています。

### ● 「通信研修」「e-ラーニング講座」

社員一人ひとりの自己啓発の推進を目的に、通信研修やe-ラーニングなど約150のプログラムを用意しています。修了者には「自己啓発奨励金」を支給する制度があり、また公的資格等取得した場合には、「公的資格等取得援助金」または「受験料」を支給する制度もあります。

当社は「活力ある地域社会の実現への挑戦」を企業理念として掲げています。  
その実現を目指し、福祉・環境・文化・芸術・教育など幅広い分野において、草の根の社会貢献活動を推進しています。

## 「佐渡裕とスーパーキッズ・オーケストラ」への支援

「地域社会への貢献」と「音楽を通じて子どもたちの未来を育むこと」を目的として、「佐渡裕とスーパーキッズ・オーケストラ(以下、SKO)」を2008年から応援しています。

SKOは、日本を代表する指揮者であり、兵庫県立芸術文化センター芸術監督を務める佐渡裕氏が熱意と愛情を持って育て上げる、小学生から高校生までの子どもたちだけの弦楽合奏団です。

2015年1月には、大阪本社(長堀ビル)にて『スーパーキッズ・オーケストラ～2015ニューイヤー・ミニコンサート～』を開催しました。



## アマチュアスポーツへの協賛

「明るい地域社会創り」を目的として、「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」を応援しています。

マスターズ陸上は、男女とも18歳以上(学連登録者を除く)から出場でき、5歳毎にクラス分けされた同年代の方たちが競技を行う生涯スポーツの祭典です。

2014年9月に開催された第35回岩手大会は、第18回アジアマスターズ陸上競技選手権大会との共催となり、国内からは約2,000名、アジア18ヶ国からは900名強と、総勢約2,900名が参加する国際色豊かな大会となりました。



写真提供:湘南アーツ

## 世界の子どもたちへポリオワクチンを寄付

医療総合保険『みんなの健保2』、引受基準緩和型契約特約付医療総合保険『持病のある方も入りやすい みんなの健保3』等の新規契約の販売件数に応じたポリオワクチン相当額を、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会(以下、JCV※)」に寄付する[『みんなの健保』でみんなへワクチン]活動を2007年より継続的に行っています。

2014年度までの活動において、累計で約55万人分のポリオワクチン相当分をJCVを通じて世界の子どもたちにお届けすることができました。

※Japan Committee, Vaccines for The World's Children



©NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会

## Web約款のご選択件数に応じ、WWFジャパンへ寄付

Web約款を導入し、紙資源の節約に努めています。ご契約時にお客さまがWeb約款をご選択されますと、印刷物(冊子)の約款の送付を省略し、この省略により約款1冊でA4コピー用紙約40枚分の紙の消費が節減できます。

Web約款をご選択いただいた件数に応じた一定額を環境保全団体「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)」へ寄付しています。



## 富士火災ふれ愛倶楽部

「富士火災で働く役職員が継続的かつ無理なくボランティア活動に参加し、その意志を具体的な形にする社会貢献」を目的として、富士火災ふれ愛倶楽部は1993年に発足しました。発足以来、任意加入の役職員を会員とし、その拠出金をもとに、高齢者や身体障がい者への介護活動や環境問題、また震災復興に取り組む団体を支援しています。

2014年度には、計11団体に寄付支援を行いました。



## セレッソ大阪のパートナーカンパニー

“スポーツ文化の振興”と“地域社会活性化への貢献”を目的に、セレッソ大阪をパートナーカンパニーとしてJリーグ発足以来応援しています。



©OSAKA F.C.

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。  
主な取組みは以下のとおりです。

## 1. 交通安全対策

### (1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠償保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策:飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- 自動車事故被害者支援:高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- 救急医療体制の整備:高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な医療費支払のための医療研修等

### (2) 交通安全啓発活動

#### ① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の人身事故(発生)件数ワースト5の交差点の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

#### ② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

#### ③ シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。

#### ④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



## 2. 防災・自然災害対策

### (1) 地域の安全意識の啓発

#### ① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

#### ② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

### (2) 地域の防災力・消防力強化への取組み

#### ① 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

#### ② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国统一防火標語」として、防火ポスター(総務省消防庁後援・約44万枚作成)に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。

#### ③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



### 3. 犯罪防止対策

#### (1) 盗難防止の日(10月7日)の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、全国の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

#### (2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

#### (3) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



### 4. 環境問題への取組み

#### (1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

#### (2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

#### (3) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。



### 5. 保険金不正請求防止に向けた取組み

#### (1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

#### (2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※[刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。]

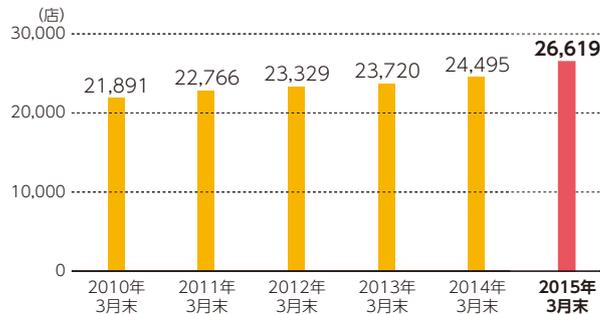


# 代理店制度

当社は、社会・経済の環境変化に対応した、顧客対応力の優れた代理店販売網の拡充を図っています。専門知識を持った代理店を通じて、多様化するお客さまの損害保険へのニーズに対応し、安心をお届けしています。

当社の代理店は約26,600店、全国に広がるネットワークで、それぞれのお客さまへ適切な保険商品の提案や保険情報の提供を行い、総合的なリスクマネジメントのアドバイスを行っています。

## ● 代理店数の推移



## 代理店の登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、所定の代理店試験に合格し、当社と代理店委託契約を取り交わしたうえで、保険業法に基づき代理店登録をすることが義務づけられています。

また、代理店は保険業法等による規制を受け、適正な保険募集と契約者保護に万全を期すことが求められています。

## 代理店の役割

代理店は、当社の委託を受けて、保険契約を募集し、当社を代理してお客さまと保険契約を締結、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の最も大切な仕事は、お客さまと当社のパイプ役として適切な保険サービスを提供し、さまざまなリスクからお客さまをお守りすることです。そのために、お客さまのニーズを十分に確認し、適切な商品の選択が行えるように情報の提供と助言を行うとともに、災害や事故が発生した場合は、迅速かつ円滑な解決をお手伝いするなど、きめ細かく広範なコンサルティング活動を展開しています。

代理店の主な業務は次のとおりです

- 保険募集(勧誘や契約締結など)
  - 保険情報の提供 ● 保険契約の締結 ● 保険の対象の確認 ● 商品内容説明 ● 保険料の算出 ● 重要事項(契約概要・注意喚起情報等)の説明
  - お客さまのご意向、および申込みいただく保険契約内容の確認 ● 保険申込み受付と保険申込書の作成・保険契約の締結
- 当社への契約締結の報告 ● 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付 ● 保険料の保管、当社への精算
- 保険契約の維持、管理(満期管理、保険契約内容の変更・解約の手続きを含む)
- ご契約者からの事故の受付、当社への通知(保険金請求のためのアドバイスと必要書類のご案内)

## 代理店の業務能力と代理店手数料

代理店手数料は、代理店が適切な保険募集体制を確立し、代理店の業務能力、販売能力の向上が図れるよう、販売実績状況、資格者状況、業務遂行状況等を評価し、総合的な代理店の活動状況を反映して決定しています。

## 教育体制

代理店は損害保険の販売を通じて、個人や企業の経済活動の安定を図るなど極めて重要な仕事に携わっています。そのため、当社では代理店の資質向上を図り、お客さまの信頼を得ることを目的として、代理店試験制度を設けています。試験の種類は、損害保険募集人一般試験、損害保険大学課程各コースに係る試験、保険商品試験の3種類です。

また、当社営業担当社員による個別指導のほか、保険の商品知識や循環(情報提供)型営業・リスクマネジメントを活用した保険管理コンサルティング等のセールス手法、代理店システムの活用方法、業態別経営手法、後継者育成、業務の標準化コンサルティング支援など、代理店経営の発展をサポートすべく、各種の勉強会や研修・セミナーなどを実施しています。

さらには、プロフェッショナルな代理店の育成システムとして、「代理店研修生制度」を設けています。

## VICTORY代理店認定制度

中核代理店を認定する制度として「VICTORY代理店認定制度」があります。この制度は、顧客対応力・業務遂行力・販売力・経営能力・成長性に優れた代理店を「VICTORY代理店」として認定するものです。当社が定める一定の認定基準を充足した代理店につき、同制度の最高峰である「SUPER VICTORY」などの認定を行っています。

# プロフェッショナルアドバイザー(営業社員)制度

当社は代理店制度に加え、プロフェッショナルアドバイザー制度を販売組織の大きな柱にしています。代理店が当社の委託を受けて販売を行う組織であるのに対し、プロフェッショナルアドバイザー制度は当社との雇用契約に基づくプロ社員の販売組織です。

今、お客さまが保険に対し求めているのは、「信頼できて長く付き合うことができる」「きちんと分かりやすく情報を提供し、自分にあった最適な商品をすすめてくれる」「親切に相談に乗ってくれる」といった真のセールス・プロフェッショナルです。その思いに応えるために、売り込みのない循環(情報提供)型セールス、いわゆるプル型・コンサルティング型営業を実践しており、お客さま(個人・法人)をお守りする仕組みを提供しています。

## プロフェッショナルアドバイザー(営業社員)とは

お客さまの人生や事業経営を守るために存在するもの、それが「保険」です。

その保険を扱う人がプロフェッショナルであることは当然のことでしょう。

しかしながら、日本の保険業界は、まだまだお客さまのニーズではなく、商品ありきのプッシュ型営業から脱しきれていません。

当社は、これからの日本の保険業界を牽引することを決意しています。そのミッションを担うのがプロフェッショナルアドバイザーなのです。

## 業界No.1の組織とトレーニングシステム

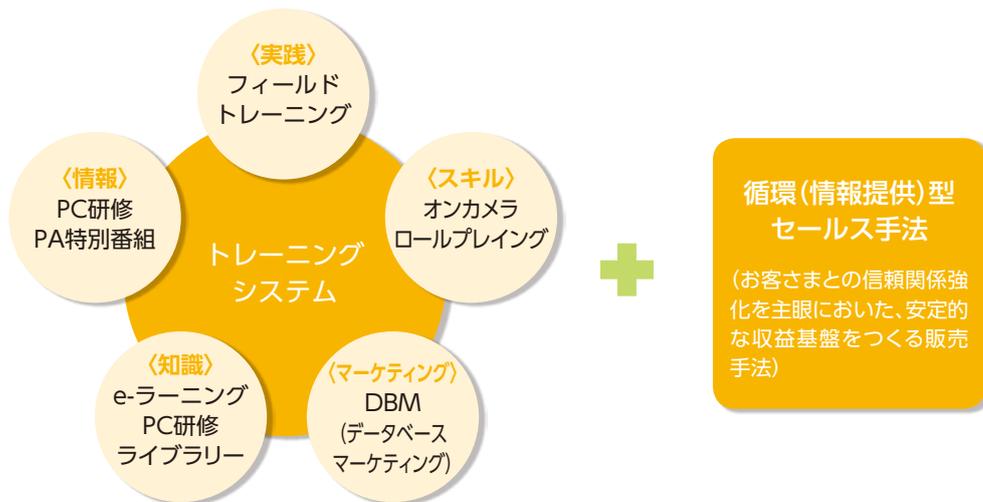
当社はこのプロフェッショナルアドバイザー制度において業界No.1\*の販売組織を築き上げており、現在約950人のプロフェッショナルアドバイザーが全国各地で活躍しています。

プロフェッショナルアドバイザー制度は、入社後3～5年間は、保険のプロフェッショナルとして個人・法人のお客さまに対し、総合的なコンサルティングを行える知識・スキルを身につける期間としており、その後の研鑽を経て、お客さまに安心を提供する真のプロフェッショナルとして、当社の営業第一線で活躍を続けるPAクラブ員、または独立し専属専業代理店経営者になる、という道が用意されています。

そして、このセールススキルの習得を支えているのが、当社独自の体系化された循環(情報提供)型セールス手法(リスクマネジメントを活用した保険管理コンサルティング手法含む)のトレーニングシステム(下図)であり、お客さまとの信頼関係強化を主眼においた、安定的な収益基盤の構築に貢献しています。

\*当社調べ

## 体系化されたトレーニングシステム



富士火災について

富士火災について

運営体制について

商品・サービスについて

富士火災のマンパワー

データ編

## CONTENTS

I.事業概況	44
II.経理の状況	58
III.当社及び子会社等の概況	86
IV.当社及び子会社等の主要な業務	87
V.当社及び子会社等の財産の状況	94
VI.会社概要	116
VII.プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)(全文)	126
VIII.コンプライアンス基本方針	131
IX.反社会的勢力に対する基本方針	132
X.利益相反管理基本方針	133
XI.損害保険用語の解説	134
XII.店舗一覧	137

# I. 事業概況

## □ 事業の経過及び成果等

当期におけるわが国経済は、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として緩やかな回復基調で推移しました。

このような経営環境のもと、当社は平成28年度(2016年度)までの経営計画の実現に向けた継続的な取り組みを通じて、地域営業基盤と親会社であるAIGグループ資源の活用により、収益を伴う増収、損害率の改善、経費のコントロールによる保険引受利益の改善、AIGグループ内のノウハウの共有や協業による業務の適正化・効率化を進めてきました。

商品戦略におきましては、「収益を伴う増収」、「損害率の改善」、「コスト削減」を目標に掲げ、利益計画の達成に向けた各種施策を実行しました。

「収益を伴う増収」を実現するため、顧客や募集チャネルをセグメントし、収益性の高いセグメントに対する優位性を訴求することによって優良新規契約の拡大を図り、加えて、より収益性の高い商品に重点を置いた拡販を図るなどの取り組みを展開してきました。特に企業保険分野では、顧客企業の企業規模・業態別にリスクを正確に把握し適切な引受を行うことで収益性の高い業務運営に注力しています。

「損害率の改善」においては、保険引受の地域別・募集人別・顧客別などのポートフォリオ・マネジメントの高度化によるきめ細かな分析や募集人ごとの対策の実施、企業保険分野での大口満期契約への早期対応によるリスク分析の拡充・精緻化などによる戦略的アンダーライティングの実施、さらにリスク状況に応じた料率改定の実施等により、着実な成果を挙げてきました。特に、自動車保険においては「記名被保険者年齢別リスク細分化」による料率改定効果や、厳格かつ適正なアンダーライティングの寄与により、損害率が大幅に改善しています。

併せて、電子化募集ツールやi-Padを活用した顧客利便性を伴うペーパーレスによる契約手続きの利用促進、企業保険分野でのシェアードサービス活用による契約事務の効率化など、「コスト削減」につながる各種施策の推進を図り、より適切で効率性の高い体制の構築にも努めてきました。

業務面におきましては、全国のお客さまや代理店からの電話対応業務を行うコンタクトセンターを現在の大阪市、那覇市に加えて富山市に新設(平成26年7月業務開始)したほか、契約管理や保険金支払いに関する業務を行うビジネスセンターを長崎市(平成26年5月業務開始)に新設しました。全国からの業務集約化を進め、お客さまへのサービス水準の向上と事業効率の更なる改善を図る体制整備を進めるとともに、東京や大阪の主要拠点に加え、松山市など既存の地方拠点と地理的分散を図ることで、万一大規模災害が発生した場合においても事業継続計画(BCP)が遂行できる体制を強化しました。

こうした取り組みの結果、事業損益につきましては、保険引受収益が2,920億円、資産運用収益が126億円、その他経常収益が24億円となり、これらを合計した経常収益は3,071億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が2,490億円、資産運用費用が20億円、営業費及び一般管理費が498億円、その他経常費用が13億円となり、3,023億円となりました。

この結果、経常利益は47億円となり、これに特別損益、法人税等を加減した当期純利益は、20億円となりました。

## □ 保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は2,788億円となり、前期に比べて2.1%の増加となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,372億円となり、6.4%減少しました。この結果、正味損害率は54.8%となり、前期に比べて4.6ポイント低下しました。

保険引受に係る営業費及び一般管理費は、AIU損害保険株式会社(代表取締役社長兼CEO 小関誠、以下「AIU」)との統合プロジェクトの推進、AIUと代理店システム共同開発の実施、AIG標準化の一貫としてセキュリティ強化に向けたThin Client端末導入などのIT投資の実施の結果、前期に比べて36億円増加して478億円となり、諸手数料及び集金費は35億円増加して570億円となりました。この結果、正味事業費率は、前期に比べて1.8ポイント増加して37.6%となりました。

これらに支払備金戻入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受損益は、前期に比べて109億円減少して△52億円となりました。

## □ 主要な保険種目別の概況

### (傷害保険)

当期の正味収入保険料は、平成24年3月に発売した業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」(その他新種保険)へグループ傷害保険の継続契約も含めてシフトしていること、及び平成25年1月に積立傷害を販売停止したことにより、前期に比べて3.4%減少して215億円となり、正味損害率は、前期に比べて4.6ポイント減少して46.6%となりました。

### (自動車保険)

当期の正味収入保険料は、前期に比べて1.2%増加して1,423億円となり、正味損害率は料率改定や等級制度改定、またアンダーライティング強化等の取り組みの結果、前期に比べて5.1ポイント減少して58.3%となりました。

### (自動車損害賠償責任保険)

当期の正味収入保険料は、前期に比べて1.3%減少して318億円となり、正味損害率は前期に比べて0.9ポイント減少して87.0%となりました。

**(火災保険)**

当期の正味収入保険料は、新規契約の獲得増加等により、前期に比べて7.4%増加して578億円となり、正味損害率は、前期に比べて5.0ポイント減少して36.2%となりました。

**(海上保険)**

当期の正味収入保険料は、前期に比べて0.8%増加して16億円となり、正味損害率は前期に比べて高額損害等がなかったことにより、28.9ポイント減少して25.1%となりました。

**(その他の保険)**

当期の正味収入保険料は、平成24年3月に発売した業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」の販売件数の拡大等により、前期に比べて5.2%増加して236億円となり、正味損害率は前期に比べて0.4ポイント増加して45.2%となりました。

**□資産運用の概況**

当期末の運用資産は7,766億円と、前期に比べて81億円の増加となりました。運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的として為替ヘッジ付外貨建債券等(主に米国、欧州の社債)への投資を行い、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の有価証券売却損益は、J-REITの売却によって、前期に比べ31億円増加し83億円となりました。

利息及び配当金収入については、安定的な収益体制の構築に努めた結果、前期に比べ1億円増加し110億円となりました。

また、運用資産利回り(インカム利回り)は1.51%となり、前期に比べて0.01ポイント改善しました。この結果、資産運用粗利益は105億円となり、前期に比べ13億円増加しました。

**□当社が対処すべき課題**

当社とAIUは、2013年7月に公表した内容に基づき、合併による経営統合の準備を進めてまいりました。

統合後の新会社につきましては、社名を「AIG損害保険株式会社」とする予定です。世界各国で保険事業を展開しているAIGグループにおいて、国内での対面販売による損害保険事業の基幹会社となる新会社が「AIG」を冠する社名となることで、保険のグローバル・ブランド「AIG」ならでの価値を国内のお客さまに提供します。

統合予定時期につきまして、統合方針の発表時の資料等においては2015年下半年以降(7月以降)とご案内していましたが、この間統合プロジェクトを様々な角度から精査した結果、現在の見通しとして、関係当局の認可等を前提に2016年下半年以降(7月以降)の統合予定であることを公表しました。

本経営統合においては、国内外における経済活動や社会情勢の変化、テクノロジーの進展など損害保険業界を取り巻く経営環境の変化を踏まえた事業基盤の強化と成長戦略を実現することを重視します。

統合後の新会社は、AIUが69年にわたり外資系損害保険会社として培ってきた専門性や経験・ノウハウと、当社の97年にわたる日本市場での豊富な経験、全国ネットワークや経営資源・人材等を融合することで、お客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品やサービスをご提供することを目指します。

また、米国の企業向け損害保険市場における最大手であるAIGが得意とする企業に対する高度なリスク・マネジメント・ソリューションの日本市場への積極展開を図っていきます。

さらに、両社の経営資源や将来への投資を一本化することにより、経営の効率化を図るとともに、サービス向上のための基盤整備も可能となります。

そして、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの皆さまに新しいサービスや付加価値を提供するとともに、新会社の持続的な成長を目指します。

(注)本報告(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は次のとおりであります。

1. 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。
2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
3. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

## 1. 主要な業務指標の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益 (対前期増減率)	340,957 (△5.69%)	349,739 (2.58%)	307,371 (△12.11%)	318,343 (3.57%)	307,138 (△3.52%)
経常利益又は 経常損失(△) (対前期増減率)	14,833 (63.68%)	3,384 (△77.18%)	△4,651 (△237.41%)	17,019 (-%)	4,780 (△71.91%)
当期純利益又は 当期純損失(△) (対前期増減率)	7,735 (51.96%)	△15,741 (△303.50%)	△11,067 (-%)	5,803 (-%)	2,014 (△65.29%)
資本金の額 (発行済株式総数)	55,981 (700,239千株)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)	55,981 (121,000千株)
純資産額	100,784	89,568	93,882	93,741	103,260
総資産額	918,361	858,001	880,805	857,372	866,933
積立勘定として 経理された資産額	191,020	169,478	145,535	116,453	88,847
責任準備金残高	671,964	628,617	628,243	616,155	620,860
貸付金残高	41,947	28,337	23,996	11,975	9,001
有価証券残高	613,158	667,865	681,419	697,795	703,345
単体ソルベンシー ・マージン比率	720.8%	535.4%	562.6%	782.2%	939.9%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	5,653名	5,309名	5,502名	5,033名	4,893名
正味収入保険料 (対前期増減率)	265,451 (△1.99%)	264,870 (△0.22%)	272,537 (2.89%)	273,161 (0.23%)	278,898 (2.10%)

(注)単体ソルベンシー・マージン比率については、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度から算出にかかる法令等が改正されております。

## 2. 保険引受の状況

## (1) 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

## 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度						
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率					
火災		48,614	18.3	△0.8	50,309	19.0	3.5	50,437	18.5	0.3	53,834	19.7	6.7	57,831	20.7	7.4
海上		1,656	0.6	7.7	1,687	0.6	1.9	1,586	0.6	△6.0	1,637	0.6	3.2	1,651	0.6	0.8
傷害		26,581	10.0	△1.6	27,170	10.3	2.2	26,742	9.8	△1.6	22,259	8.2	△16.8	21,500	7.7	△3.4
自動車		147,530	55.6	△2.2	143,360	54.1	△2.8	143,834	52.8	0.3	140,627	51.5	△2.2	142,377	51.1	1.2
自動車損害賠償責任		27,964	10.5	△2.2	29,177	11.0	4.3	30,667	11.2	5.1	32,311	11.8	5.4	31,888	11.4	△1.3
その他		13,104	5.0	△5.2	13,166	5.0	0.5	19,269	7.1	46.4	22,491	8.2	16.7	23,649	8.5	5.2
(うち賠償責任)		(9,297)	(3.5)	(△2.7)	(9,412)	(3.6)	(1.2)	(9,383)	(3.4)	(△0.3)	(9,433)	(3.5)	(0.5)	(9,699)	(3.5)	(2.8)
合計		265,451	100.0	△2.0	264,870	100.0	△0.2	272,537	100.0	2.9	273,161	100.0	0.2	278,898	100.0	2.1

(注) 正味収入保険料……元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

## 元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度						
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率					
火災		69,328	22.8	△0.6	73,005	23.9	5.3	75,331	24.5	3.2	77,361	25.5	2.7	81,106	26.6	4.8
海上		1,638	0.5	17.7	1,747	0.6	6.6	1,713	0.6	△1.9	1,859	0.6	8.5	1,980	0.6	6.5
傷害		41,569	13.7	△4.2	40,969	13.4	△1.4	33,671	11.0	△17.8	25,671	8.4	△23.8	23,438	7.7	△8.7
自動車		148,261	48.7	△2.5	144,268	47.2	△2.7	144,832	47.1	0.4	142,869	47.1	△1.4	142,701	46.7	△0.1
自動車損害賠償責任		29,088	9.5	△2.9	31,243	10.2	7.4	31,201	10.2	△0.1	32,486	10.7	4.1	31,844	10.4	△2.0
その他		14,518	4.8	△5.4	14,412	4.7	△0.7	20,445	6.6	41.9	23,287	7.7	13.9	24,351	8.0	4.6
(うち賠償責任)		(10,178)	(3.3)	(△2.3)	(10,236)	(3.3)	(0.6)	(10,142)	(3.3)	(△0.9)	(9,858)	(3.2)	(△2.8)	(10,045)	(3.3)	(1.9)
合計		304,405	100.0	△2.4	305,647	100.0	0.4	307,197	100.0	0.5	303,535	100.0	△1.2	305,424	100.0	0.6
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)		70	1.4		73	3.6		69	△5.1		75	9.4		77	2.4	

(注) 1. 元受正味保険料(含む積立保険料)……元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)……元受正味保険料(含む積立保険料)÷内勤職員数

## (2) 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度						
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率					
			%	%		%	%		%	%		%	%			
火災		4,007	16.5	△6.4	2,958	12.1	△26.2	1,198	4.9	△59.5	409	1.6	△65.8	332	1.3	△18.9
海上		203	0.8	△40.0	207	0.8	2.4	85	0.4	△59.1	23	0.1	△72.2	△7	△0.0	△132.4
傷害		548	2.3	87.3	639	2.6	16.5	816	3.4	27.7	34	0.1	△95.7	3	0.0	△90.9
自動車		289	1.2	△49.7	97	0.4	△66.4	77	0.3	△20.6	68	0.3	△11.4	67	0.3	△1.5
自動車損害賠償責任		18,454	76.1	△2.1	20,041	81.6	8.6	21,537	88.8	7.5	24,179	95.9	12.3	23,909	96.2	△1.1
その他		737	3.1	△17.2	607	2.5	△17.6	527	2.2	△13.2	498	2.0	△5.4	559	2.2	12.2
(うち賠償責任)		(25)	(0.1)	(△17.9)	(29)	(0.1)	(14.3)	(30)	(0.1)	(2.4)	(32)	(0.1)	(9.0)	(8)	(0.0)	(△74.2)
合計		24,241	100.0	△3.9	24,552	100.0	1.3	24,242	100.0	△1.3	25,215	100.0	4.0	24,863	100.0	△1.4

(注) 受再正味保険料……受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

## (3) 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度						
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率					
			%	%		%	%		%	%		%	%			
火災		16,810	36.2	2.0	18,745	37.9	11.5	20,266	45.0	8.1	20,265	41.7	△0.0	20,849	44.6	2.9
海上		185	0.4	△3.9	267	0.6	44.5	212	0.5	△20.8	244	0.5	15.4	321	0.7	31.4
傷害		6,674	14.4	△3.6	5,469	11.1	△18.0	△299	△0.7	△105.5	144	0.3	-	84	0.2	△41.6
自動車		1,021	2.2	△43.5	1,005	2.0	△1.5	1,075	2.4	7.0	2,310	4.8	114.8	391	0.8	△83.0
自動車損害賠償責任		19,577	42.2	△3.2	22,108	44.7	12.9	22,071	49.0	△0.2	24,354	50.1	10.3	23,865	51.0	△2.0
その他		2,115	4.6	△10.5	1,844	3.7	△12.8	1,698	3.8	△7.9	1,279	2.6	△24.7	1,253	2.7	△2.0
(うち賠償責任)		(906)	(2.0)	(1.8)	(853)	(1.7)	(△5.8)	(789)	(1.8)	(△7.5)	(458)	(0.9)	(△42.0)	(353)	(0.8)	(△22.8)
合計		46,384	100.0	△3.3	49,441	100.0	6.6	45,025	100.0	△8.9	48,599	100.0	7.9	46,766	100.0	△3.8

(注) 支払再保険料……再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

## (4) 解約返戻金の額及び保険引受利益の額

## 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
火災		3,913		4,212		4,126		4,314		4,441	
海上		49		24		17		14		6	
傷害		6,458		5,542		4,930		3,980		3,336	
自動車		1,353		1,397		1,285		1,219		1,222	
自動車損害賠償責任		1,102		977		1,140		1,247		1,436	
その他		554		484		492		447		400	
(うち賠償責任)		(173)		(159)		(133)		(103)		(120)	
合計		13,432		12,638		11,993		11,224		10,843	

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

## 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
保険引受収益		306,492		335,100		295,298		303,489		292,018	
保険引受費用		271,751		298,950		265,636		253,213		249,013	
営業費及び一般管理費		44,359		41,967		41,775		44,188		47,842	
その他収支		9		△3,500		△208		△381		△382	
保険引受損益		△9,609		△9,317		△12,321		5,705		△5,220	

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などあります。

## (5) 正味支払保険金の額

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率	
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%	
火災		15,892	10.0	34.3	57,458	28.9	116.0	24,353	15.4	50.3	21,148	14.4	41.2	19,818	14.4	36.2
海上		547	0.3	35.4	718	0.4	45.1	514	0.3	36.2	742	0.5	54.0	388	0.3	25.1
傷害		11,961	7.5	48.8	11,608	5.8	45.9	10,679	6.7	43.8	10,594	7.2	51.2	9,127	6.6	46.6
自動車		95,462	59.9	70.2	94,477	47.4	70.9	87,947	55.5	67.4	78,806	53.8	63.4	72,686	53.0	58.3
自動車損害賠償責任		27,337	17.1	104.8	27,021	13.6	100.1	26,666	16.8	94.3	26,011	17.7	87.9	25,388	18.5	87.0
その他		8,237	5.2	67.7	7,825	3.9	63.7	8,457	5.3	47.2	9,337	6.4	44.8	9,863	7.2	45.2
(うち賠償責任)		(5,707)	(3.6)	(66.0)	(5,384)	(2.7)	(61.1)	(5,071)	(3.2)	(58.1)	(4,901)	(3.3)	(56.1)	(4,574)	(3.3)	(50.6)
合計		159,439	100.0	64.8	199,109	100.0	79.6	158,618	100.0	63.3	146,641	100.0	59.4	137,273	100.0	54.8

(注) 1. 正味支払保険金……元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率……(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100により算出しております。

## (6)元受正味保険金の額

(単位：百万円)

種 目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		構成比								
		%		%		%		%		%
火 災	16,202	9.5	101,912	40.2	27,068	16.2	22,555	14.6	28,950	19.1
海 上	372	0.2	587	0.2	395	0.2	962	0.6	407	0.3
傷 害	15,280	9.0	14,620	5.8	12,814	7.7	10,397	6.7	9,143	6.0
自 動 車	95,956	56.5	94,843	37.5	88,426	52.8	79,932	51.5	74,078	48.8
自動車損害賠償責任	33,396	19.7	33,006	13.0	29,879	17.9	31,635	20.4	29,007	19.1
そ の 他	8,604	5.1	8,376	3.3	8,777	5.2	9,596	6.2	10,082	6.7
(うち賠償責任)	(6,119)	(3.6)	(5,695)	(2.2)	(5,474)	(3.3)	(5,215)	(3.4)	(4,758)	(3.1)
合 計	169,813	100.0	253,346	100.0	167,363	100.0	155,079	100.0	151,668	100.0

(注)元受正味保険金……元受契約の支払保険金から元受保険金戻入(事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等)を控除したものをいいます。

## (7)受再正味保険金の額

(単位：百万円)

種 目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		構成比								
		%		%		%		%		%
火 災	1,056	3.6	37,202	57.1	1,395	4.9	733	2.7	300	1.2
海 上	196	0.7	273	0.4	155	0.5	60	0.2	56	0.2
傷 害	169	0.6	239	0.3	289	1.0	223	0.8	8	0.0
自 動 車	358	1.2	174	0.3	128	0.4	99	0.4	53	0.2
自動車損害賠償責任	27,337	93.3	27,021	41.5	26,666	92.8	26,011	95.4	25,388	97.9
そ の 他	185	0.6	245	0.4	109	0.4	136	0.5	133	0.5
(うち賠償責任)	(44)	(0.2)	(36)	(0.1)	(35)	(0.1)	(36)	(0.1)	(62)	(0.2)
合 計	29,304	100.0	65,156	100.0	28,745	100.0	27,264	100.0	25,940	100.0

(注)受再正味保険金……受再契約の支払保険金から受再保険金戻入(事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等)を控除したものをいいます。

## (8) 回収再保険金の額

(単位：百万円)

種 目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
火 災	1,366	3.4	81,657	68.4	4,110	11.0	2,139	6.0	9,431	23.4
海 上	22	0.1	142	0.1	36	0.1	280	0.8	75	0.2
傷 害	3,488	8.8	3,250	2.7	2,425	6.5	26	0.1	24	0.0
自 動 車	851	2.1	540	0.5	608	1.6	1,225	3.4	1,445	3.6
自動車損害賠償責任	33,396	84.2	33,006	27.6	29,879	79.7	31,635	88.6	29,007	71.9
そ の 他	552	1.4	796	0.7	429	1.1	394	1.1	352	0.9
(うち賠償責任)	(456)	(1.2)	(346)	(0.3)	(438)	(1.2)	(350)	(1.0)	(245)	(0.6)
合 計	39,678	100.0	119,393	100.0	37,489	100.0	35,702	100.0	40,336	100.0

(注) 回収再保険金……出再契約の回収保険金から再保険金割戻(再保険割合により受再保険者に支払う割戻金)を控除したものをいいます。

## (9) 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,461 (0)	1,347 (0)	2,282 (0)	493 (0)	844 (0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	5,564 (0)	8,448 (0)	5,274 (0)	3,008 (0)	10,779 (0)
3	当該年度回収等	5,678 (0)	7,513 (0)	7,063 (0)	2,657 (0)	10,790 (0)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	1,347 (0)	2,282 (0)	493 (0)	844 (0)	833 (0)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

## (10) 契約者配当金の額

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしております。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

従いまして、契約者配当金は毎月変動いたしますが、平成26年6月及び平成27年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

## 平成26年6月及び平成27年6月に満期を迎えたご契約に対してお支払いした契約者配当金の例

## 【積立傷害総合保険の場合】

[満期返れい金100万円の場合]

満期月	保険期間	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
平成26年6月	3年	500円	200円	100円	100円	100円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
平成27年6月	3年	0円	0円	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

(11) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		50.3	46.8	97.1	41.2	47.0	88.2	36.2	49.7	85.9
海 上		36.2	41.6	77.8	54.0	50.1	104.1	25.1	52.3	77.4
傷 害		43.8	38.2	82.0	51.2	39.7	90.9	46.6	41.5	88.1
自 動 車		67.4	31.2	98.7	63.4	32.6	96.0	58.3	34.0	92.3
自動車損害賠償責任		94.3	22.0	116.3	87.9	20.6	108.5	87.0	21.1	108.1
そ の 他		47.2	42.0	89.2	44.8	45.8	90.6	45.2	47.3	92.5
(うち賠償責任)		(58.1)	(40.0)	(98.1)	(56.1)	(44.4)	(100.5)	(50.6)	(45.9)	(96.5)
合 計		63.3	34.6	97.9	59.4	35.8	95.1	54.8	37.6	92.4

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(12) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		62.4	57.1	119.6	52.5	49.4	101.9	56.8	64.2	121.0
海 上		34.0	36.6	70.5	69.5	44.7	114.2	43.4	46.4	89.9
傷 害		40.0	36.2	76.2	40.8	37.8	78.6	42.9	40.8	83.7
(医 療)		(29.0)	—	—	(27.9)	—	—	(31.7)	—	—
(そ の 他)		(45.4)	—	—	(49.6)	—	—	(51.0)	—	—
自 動 車		65.9	31.0	96.9	61.1	32.3	93.4	58.4	34.1	92.5
そ の 他		57.9	41.3	99.2	47.5	43.2	90.6	46.0	45.1	91.1
(うち賠償責任)		(61.3)	(37.7)	(99.0)	(52.9)	(41.5)	(94.4)	(51.0)	(44.2)	(95.2)
合 計		61.3	37.2	98.5	56.1	37.6	93.7	55.2	41.7	96.9

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率=発生損害率+事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

## (13) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国内契約		99.9%	100.0%	100.0%
海外契約		0.1%	0.0%	0.0%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について、国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

## (14) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成24年度	73 (0)	85.6% (0)
平成25年度	62 (0)	89.5% (0)
平成26年度	20 (0)	97.4% (0)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## (15) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付けなし・不明・BB以下)	合計
平成24年度	95.0% (0%)	0.0% (0%)	5.0% (0%)	100% (0%)
平成25年度	95.1% (0%)	0.0% (0%)	4.9% (0%)	100% (0%)
平成26年度	93.2% (0%)	0.0% (0%)	6.8% (0%)	100% (0%)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

各年度末時点のS&P社の格付けを使用しています。S&P社の格付けを持たない機関についてはAM Best社の格付けを使用しております。この場合、A-以上は「A以上」、B+以上は「BBB以上」、B以下は「その他(格付けなし・不明・BB以下)」に区分しています。また、S&P社での格付けがA格に満たない機関についてはAM Best社の格付けを採用することがあります。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

### 3.資産運用等の状況

#### (1)資産運用方針

当社は、保険金・満期返れい金の支払いに備えるため、流動性・安全性に留意しつつ、収益性にも配慮した効率的な資産運用を行っています。平成26年度は負債特性に合わせた公社債中心の運用を行ってきました。今後も公社債中心のポートフォリオを維持し、健全な運用基盤を確立します。

また、資産運用の商品および手法が多様化・複雑化するなかで、信用リスクや市場リスク等を含めたリスク管理が一層重要になっています。当社は、審査機能やリスクの計量化、ALM(資産・負債の総合管理)体制をより充実させ、リスク管理部門が適切にモニタリング、レポートを行うことで、リスクをコントロールしながら安定的に収益を獲得できる体制を構築します。

#### (2)資産運用の概況

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		構成比								
		%		%		%		%		%
預貯金	27,231	2.9	18,942	2.2	23,384	2.6	25,399	2.9	31,373	3.6
コールローン	40,000	4.3	—	—	8,701	1.0	—	—	—	—
債券貸借取引 支払保証金	—	—	—	—	11,284	1.3	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	613,158	66.1	667,865	77.8	681,419	77.4	697,795	81.4	703,345	81.1
貸付金	41,947	4.5	28,337	3.3	23,996	2.7	11,975	1.4	9,001	1.1
土地・建物	36,505	3.9	35,633	4.2	34,337	3.9	33,302	3.9	32,892	3.8
運用資産計	758,844	81.8	750,779	87.5	783,124	88.9	768,472	89.6	776,612	89.6
総資産	918,361	100.0	858,001	100.0	880,805	100.0	857,372	100.0	866,933	100.0

当期末の運用資産は7,766億円と、前期に比べて81億円の増加となりました。運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的として為替ヘッジ付外貨建債券等(主に米国、欧州の社債)への投資を行い、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の有価証券売却損益は、J-REITの売却によって、前期に比べ31億円増加し83億円となりました。

利息及び配当金収入については、安定的な収益体制の構築に努めた結果、前期に比べ1億円増加し110億円となりました。

また、運用資産利回り(インカム利回り)は1.51%となり、前期に比べて0.01ポイント改善いたしました。この結果、資産運用粗利益は105億円となり、前期に比べ13億円増加いたしました。

## (3) 利息配当金収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		利回り								
		%		%		%		%		%
預 貯 金	1	0.00	1	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン	19	0.09	5	0.06	1	0.03	0	0.02	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	0	0.11	5	0.11	5	0.08	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	11,273	1.84	9,112	1.44	7,578	1.18	8,836	1.38	9,339	1.42
貸 付 金	1,114	2.33	930	2.53	678	2.69	515	2.84	250	2.32
土 地 ・ 建 物	1,458	3.76	1,441	4.01	1,423	4.06	1,449	4.28	1,436	4.34
小 計	13,867	1.87	11,491	1.56	9,687	1.33	10,808	1.50	11,026	1.51
そ の 他	433		237		63		113		23	
合 計	14,301		11,728		9,750		10,922		11,049	

## 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標であります。

分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=利息及び配当金収入

金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

(4) 海外投融資残高及び構成比・利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
			構成比								
外貨建	外国公社債	367	0.2	—	—	61,849	51.7	155,477	72.5	155,380	68.0
	外国株式	9,210	6.2	9,204	21.2	45	0.1	—	—	—	—
	その他	362	0.2	310	0.7	290	0.2	252	0.1	8,852	3.9
	小計	9,939	6.7	9,515	21.9	62,185	52.0	155,729	72.6	164,233	71.9
円貨建	非居住者貸付	1,800	1.2	800	1.8	800	0.7	—	—	—	—
	外国公社債	121,999	82.5	26,397	60.8	52,643	43.9	55,246	25.7	60,787	26.6
	その他	14,111	9.5	6,673	15.4	4,060	3.4	3,560	1.7	3,425	1.5
	小計	137,911	93.3	33,871	78.1	57,503	48.0	58,807	27.4	64,212	28.1
合計		147,851	100.0	43,387	100.0	119,689	100.0	214,536	100.0	228,446	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	1.24%		2.31%		0.81%		1.60%		1.60%	
	資産運用利回り (実現利回り)	3.83%		9.73%		0.35%		2.03%		1.16%	
	(参考) 時価総合利回り	3.62%		10.17%		4.56%		1.83%		2.06%	

(注) 1. 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しております。

2. 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標であります。  
分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。  
計算式は以下のとおりであります。

・分子=利息及び配当金収入

金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

3. 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標であります。  
分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

4. (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標であります。

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額\*-前期末評価差額\*)+繰延ヘッジ損益増減

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額\*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

\*評価差額は税効果控除前の数値を使用しております。

4. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

## 5. 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		197,326	215,937
資 本 金 又 は 基 金 等		78,796	80,831
価 格 変 動 準 備 金		1,466	1,809
危 険 準 備 金		72	80
異 常 危 険 準 備 金		103,734	113,186
一 般 貸 倒 引 当 金		157	153
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		30,513	38,619
土 地 の 含 み 損 益		△ 13,333	△ 13,215
払 戻 積 立 金 超 過 額		—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等		1,500	—
払戻超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控 除 項 目		6,000	6,000
そ の 他		417	473
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		50,449	45,947
一 般 保 険 リ ス ク (R <sub>1</sub> )		22,265	21,736
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク (R <sub>2</sub> )		1	2
予 定 利 率 リ ス ク (R <sub>3</sub> )		4,023	3,872
資 産 運 用 リ ス ク (R <sub>4</sub> )		22,739	22,975
経 営 管 理 リ ス ク (R <sub>5</sub> )		1,883	1,747
巨 大 災 害 リ ス ク (R <sub>6</sub> )		13,750	9,654
単体ソルベンシー・マージン比率[(A) / {(B) × 1/2}] × 100		782.2%	939.9%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

## 【単体ソルベンシー・マージン比率の説明文】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

## 【通常の予測を超える危険】

保険引受上の危険(\*1)、予定利率上の危険(\*2)、資産運用上の危険(\*3)、経営管理上の危険(\*4)、巨大災害に係る危険(\*5)の総額

\*1 保険引受上の危険(一般保険リスク、：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険第三分野保険の保険リスクを除く)

\*2 予定利率上の危険(予定利率リスク)：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

\*3 資産運用上の危険(資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

\*4 経営管理上の危険(経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記\*1～\*3及び\*5以外のもの

\*5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

## 【損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

# Ⅱ. 経理の状況

## 1. 計算書類

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度	科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
		(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)			(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)
		金 額	金 額			金 額	金 額
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		25,453	31,400	保険契約準備金		713,001	716,754
現金		53	26	支払備金		96,846	95,894
預貯金		25,399	31,373	責任準備金		616,155	620,860
有価証券		697,795	703,345	その他負債		45,813	41,859
国債		250,675	257,247	共同保険借		121	103
社債		138,287	122,891	再保険借		8,529	8,695
株式		52,643	62,080	外国再保険借		277	403
外国証券		214,536	228,446	借入金		1,500	—
その他の証券		41,651	32,679	未払法人税等		845	898
貸付金		11,975	9,001	預り金		789	769
保険約款貸付		3,901	3,374	前受収益		114	114
一般貸付		8,074	5,627	未払金		11,849	13,474
有形固定資産		35,732	35,344	仮受金		5,138	4,915
土地		19,231	19,158	金融派生商品		15,276	10,902
建物(純額)		14,071	13,733	リース債務		874	1,097
その他の有形固定資産(純額)		2,430	2,452	資産除去債務		496	484
無形固定資産		1,291	3,954	退職給付引当金		588	602
ソフトウェア		746	1,089	役員退職慰労引当金		77	83
その他の無形固定資産		545	2,864	賞与引当金		691	705
その他資産		47,079	49,597	特別法上の準備金		1,466	1,809
未収保険料		13,103	14,015	価格変動準備金		1,466	1,809
代理店貸		1,915	1,799	再評価に係る繰延税金負債		1,991	1,858
共同保険貸		145	66	負債の部合計		763,631	763,673
再保険貸		11,176	10,010	(純資産の部)			
外国再保険貸		1,148	1,858	資本金		55,981	55,981
未収金		1,617	1,396	資本剰余金		45,679	45,679
未収収益		2,981	2,457	資本準備金		45,679	45,679
預託金		2,509	2,410	利益剰余金		△ 22,864	△ 20,830
地震保険預託金		5,054	5,368	利益準備金		10,301	10,301
仮払金		6,896	8,172	その他利益剰余金		△ 33,166	△ 31,132
金融派生商品		529	2,041	(特別準備金)		(17,650)	(17,650)
前払年金費用		5,365	5,502	(配当引当準備金)		(4,400)	(4,400)
繰延税金資産		33,636	29,738	(特別危険準備金)		(22,350)	(22,350)
貸倒引当金		△ 910	△ 914	(圧縮積立金)		(143)	(142)
投資損失引当金		△ 46	△ 36	(繰越利益剰余金)		(△ 77,710)	(△ 75,674)
				株主資本合計		78,796	80,831
				その他有価証券評価差額金		24,269	31,648
				土地再評価差額金		△ 9,324	△ 9,219
				評価・換算差額等合計		14,944	22,429
				純資産の部合計		93,741	103,260
資産の部合計		857,372	866,933	負債及び純資産の部合計		857,372	866,933

## [平成26年度の貸借対照表の注記事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
  - (2) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
  - (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
  - (1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日
  - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。
  - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,907百万円であります。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△2,380百万円であります。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により行っております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。  
なお、残存価額については、零としております。  
(会計方針の変更)  
従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。  
当社が属するAIGグループでは、グループ内の業務や拠点の統合を進めている中、システムや有形固定資産への大規模な投資が見込まれております。  
これを契機に、国内AIGグループとの会計処理の統一を目的として、当社でも有形固定資産の使用状況を見直した結果、経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると見込まれるため、定額法がより適切に期間損益を反映させると判断致しました。  
この結果、従来の方と比べて、経常利益及び税引前当期純利益が357百万円増加しております。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。  
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、期末時点で残高はありません。
8. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備

- えるため期末における損失見込額を計上しております。
9. 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。
- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
- (会計方針の変更)  
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しました。退職給付見込額の期間帰属方法は、主としてポイント基準を採用していましたが、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法は、主に従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法を採用していましたが、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。  
これによる当事業年度の損益への影響はありません。
10. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
12. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
13. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。  
また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。  
なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。  
ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
14. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。延滞債権額は485百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものはありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額に該当するものはありません。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は485百万円であります。
16. 有形固定資産の減価償却累計額は54,889百万円、圧縮記帳額は5,232百万円であります。
17. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定2,576百万円及び電話加入権250百万円であります。
18. 関係会社に対する金銭債権総額は294百万円、金銭債務総額は365百万円であります。
19. 繰延税金資産の総額は64,896百万円、繰延税金負債の総額は11,961百万円であります。

また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は23,195百万円であります。

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳は、責任準備金34,428百万円、繰越欠損金18,790百万円及び支払備金4,916百万円等であります。

繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金11,386百万円等であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正は次のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.68%から28.75%となります。

この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は2,054百万円、責任準備金は744百万円減少し、法人税等調整額は2,810百万円増加し、当期純利益は2,065百万円減少しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は866百万円減少し、当期純利益は866百万円減少しております。

20. 関係会社の株式の総額は16,011百万円であります。

21. 担保に供している資産は有価証券18,187百万円であります。

22. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	88,394百万円
同上にかかる出再支払備金	2,688百万円
差引(イ)	85,706百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	10,188百万円
計(イ+ロ)	95,894百万円

23. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	286,885百万円
同上にかかる出再責任準備金	2,777百万円
差引(イ)	284,107百万円
その他の責任準備金(ロ)	336,752百万円
計(イ+ロ)	620,860百万円

24. 1株当たり純資産額は853円38銭であります。

25. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度(非積立型制度であるが退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	14,316百万円
勤務費用	1,084百万円
利息費用	137百万円
数理計算上の差異の当期発生額	34百万円
退職給付の支払額	△ 1,355百万円
その他	△ 211百万円
期末における退職給付債務	14,006百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	16,334百万円
期待運用収益	166百万円

数理計算上の差異の当期発生額	1,991百万円
事業主からの拠出額	688百万円
退職給付の支払額	△ 849百万円
その他	△ 202百万円
期末における年金資産	18,127百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,728百万円
年金資産	△ 18,127百万円
	△ 4,399百万円
非積立型制度の退職給付債務	277百万円
未積立退職給付債務	△ 4,121百万円
未認識数理計算上の差異	△ 806百万円
未認識過去勤務費用	29百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 4,899百万円
退職給付引当金	602百万円
前払年金費用	△ 5,502百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 4,899百万円

④ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.7%
株式	44.3%
現金及び預金	1.2%
その他	22.9%
合計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が36.2%含まれております。

⑤ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度に関するもの	1.55%
退職給付信託に関するもの	0.0%

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
		(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		318,343	307,138
保険引受収益		303,489	292,018
正味収入保険料		273,161	278,898
収入積立保険料		6,988	4,622
積立保険料等運用益		7,146	7,054
支払備金戻入額		3,948	952
責任準備金戻入額		12,088	—
為替差益		81	115
その他保険引受収益		73	375
資産運用収益		9,558	12,681
利息及び配当金収入		10,922	11,049
有価証券売却益		5,268	8,664
有価証券償還益		—	8
為替差益		513	9
その他運用収益		1	3
積立保険料等運用益振替		△ 7,146	△ 7,054
その他経常収益		5,295	2,437
経常費用		301,323	302,357
保険引受費用		253,213	249,013
正味支払保険金		146,641	137,273
損害調査費		15,493	15,498
諸手数料及び集金費		53,569	57,080
満期返戻金		37,359	34,304
契約者配当金		2	1
責任準備金繰入額		—	4,704
その他保険引受費用		146	150
資産運用費用		288	2,095
有価証券売却損		80	327
有価証券評価損		18	29
有価証券償還損		—	7
金融派生商品費用		138	1,712
その他運用費用		51	18
営業費及び一般管理費		46,199	49,864
その他経常費用		1,622	1,383
支払利息		160	25
貸倒引当金繰入額		—	76
貸倒損失		2	2
その他の経常費用		1,458	1,279
経常利益		17,019	4,780
特別利益		185	52
固定資産処分益		25	52
子会社清算益		159	—
特別損失		1,866	407
固定資産処分損		177	65
減損損失		93	—
特別法上の準備金繰入額		341	342
(価格変動準備金繰入額)		(341)	(342)
退職給付信託返還に伴う数理差異償却		1,254	—
税引前当期純利益		15,338	4,425
法人税及び住民税		167	148
法人税等調整額		9,366	2,262
法人税等合計		9,534	2,411
当期純利益		5,803	2,014

## [平成26年度の損益計算書の注記事項]

1. 関係会社との取引による収益総額は2,289百万円、費用総額は326百万円であります。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	325,665百万円
支払再保険料	46,766百万円
<hr/>	
差引	278,898百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	177,609百万円
回収再保険金	40,336百万円
<hr/>	
差引	137,273百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	60,147百万円
出再保険手数料	3,066百万円
<hr/>	
差引	57,080百万円
- (4) 支払備金戻入額(△は繰入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	5,428百万円
同上にかかる出再支払備金戻入額	4,403百万円
<hr/>	
差引(イ)	1,024百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額(口)	△ 72百万円
計(イ+口)	952百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(△は戻入額)(出再責任準備金控除前)	19,595百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△ 1,027百万円
<hr/>	
差引(イ)	20,622百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△ 15,917百万円
計(イ+口)	4,704百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	9,339百万円
貸付金利息	250百万円
不動産賃貸料	1,436百万円
その他利息・配当金	23百万円
<hr/>	
計	11,049百万円
3. 金融派生商品費用中の評価損益は8,861百万円の損であります。
4. 1株当たりの当期純利益金額は16円64銭であります。
5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,348百万円であり、その内訳は次のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	1,084百万円
利息費用	137百万円
期待運用収益	△ 166百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	29百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 4百万円
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	1,080百万円
その他	267百万円
計	1,348百万円
6. 当期における法定実効税率は30.68%、税効果適用後の法人税等の負担率は54.48%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の減少による△28.91%及び法人税率変更の影響63.50%等であります。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 貸借対照表(主要項目)の推移

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	
資 産 の 部	現金及び預貯金	27,257	18,981	23,433	25,453	31,400	
	コールローン	40,000	—	8,701	—	—	
	債券貸借取引支払保証金	—	—	11,284	—	—	
	有価証券	613,158	667,865	681,419	697,795	703,345	
	貸付金	41,947	28,337	23,996	11,975	9,001	
	有形固定資産	39,349	38,055	36,331	35,732	35,344	
	無形固定資産	657	1,016	1,067	1,291	3,954	
	その他資産	80,327	46,976	47,039	47,079	49,597	
	前払年金費用	10,612	10,779	11,060	5,365	5,502	
	繰延税金資産	69,897	50,648	40,325	33,636	29,738	
	貸倒引当金	△ 4,753	△ 4,570	△ 3,770	△ 910	△ 914	
	投資損失引当金	△ 92	△ 90	△ 83	△ 46	△ 36	
	合 計	918,361	858,001	880,805	857,372	866,933	
	負 債 及 び 純 資 産 の 部	保険契約準備金	776,302	730,127	729,039	713,001	716,754
		その他負債	36,279	34,867	52,750	45,813	41,859
退職給付引当金		204	197	674	588	602	
役員退職慰労引当金		116	123	105	77	83	
賞与引当金		1,582	156	1,215	691	705	
特別法上の準備金		682	913	1,125	1,466	1,809	
再評価に係る繰延税金負債		2,408	2,046	2,012	1,991	1,858	
負債の部合計		817,576	768,433	786,922	763,631	763,673	
資本金		55,981	55,981	55,981	55,981	55,981	
資本剰余金		45,679	45,679	45,679	45,679	45,679	
利益剰余金	△ 1,733	△ 17,637	△ 28,627	△ 22,864	△ 20,830		
自己株式	△ 184	—	—	—	—		
株主資本合計	99,743	84,023	73,033	78,796	80,831		
その他有価証券評価差額金	10,551	14,833	30,214	24,269	31,648		
土地再評価差額金	△ 9,649	△ 9,288	△ 9,365	△ 9,324	△ 9,219		
評価・換算差額等合計	901	5,544	20,849	14,944	22,429		
新株予約権	139	—	—	—	—		
純資産の部合計	100,784	89,568	93,882	93,741	103,260		
合 計	918,361	858,001	880,805	857,372	866,933		

## (4) 損益計算書(主要項目)の推移

(単位:百万円)

科目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益		340,957	349,739	307,371	318,343	307,138
保険引受収益		306,492	335,100	295,298	303,489	292,018
正味収入保険料		265,451	264,870	272,537	273,161	278,898
収入積立保険料		16,810	15,888	13,877	6,988	4,622
積立保険料等運用益		8,867	8,147	7,639	7,146	7,054
支払備金戻入額		—	2,828	714	3,948	952
責任準備金戻入額		15,317	43,346	373	12,088	—
その他保険引受収益		44	19	156	154	490
資産運用収益		31,814	12,444	9,171	9,558	12,681
利息及び配当金収入		14,301	11,728	9,750	10,922	11,049
有価証券売却益等		25,559	8,854	7,052	5,268	8,673
その他運用収益		820	8	7	514	13
積立保険料等運用益振替		△ 8,867	△ 8,147	△ 7,639	△ 7,146	△ 7,054
その他経常収益		2,650	2,194	2,902	5,295	2,437
経常費用		326,123	346,354	312,023	301,323	302,357
保険引受費用		271,751	298,950	265,636	253,213	249,013
正味支払保険金		159,439	199,109	158,618	146,641	137,273
損害調査費		12,472	11,726	14,027	15,493	15,498
諸手数料及び集金費		48,448	49,147	52,477	53,569	57,080
満期返戻金		46,506	38,700	40,349	37,359	34,304
契約者配当金		7	7	3	2	1
支払備金繰入額		4,516	—	—	—	—
責任準備金繰入額		—	—	—	—	4,704
その他保険引受費用		360	257	159	146	150
資産運用費用		5,704	1,805	1,507	288	2,095
有価証券売却損等		1,454	531	247	80	334
有価証券評価損		733	140	505	18	29
金融派生商品費用		755	542	537	138	1,712
その他運用費用		2,761	590	217	51	18
営業費及び一般管理費		45,885	43,476	43,365	46,199	49,864
その他経常費用		2,781	2,122	1,514	1,622	1,383
経常利益又は経常損失(△)		14,833	3,384	△ 4,651	17,019	4,780
特別利益		28	0	1,276	185	52
固定資産処分益		28	0	2	25	52
特別法上の準備金戻入額		—	—	—	—	—
抱合せ株式消滅差益		—	—	1,059	—	—
子会社株式売却益		—	—	215	—	—
子会社清算益		—	—	—	159	—
特別損失		2,943	267	3,558	1,866	407
固定資産処分損		983	34	64	177	65
減損損失		0	1	318	93	—
特別法上の準備金繰入額		303	231	211	341	342
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		238	—	—	—	—
災害による損失		748	—	—	—	—
退職給付制度改定損		668	—	—	—	—
早期退職関連費用		—	—	2,457	—	—
子会社株式売却損		—	—	507	—	—
退職給付信託返還に伴う数理差異償却		—	—	—	1,254	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		11,918	3,117	△ 6,933	15,338	4,425
法人税及び住民税		248	184	172	167	148
法人税等調整額		3,934	18,675	3,962	9,366	2,262
法人税等合計		4,182	18,859	4,134	9,534	2,411
当期純利益又は当期純損失(△)		7,735	△ 15,741	△ 11,067	5,803	2,014

## (5) 株主資本等変動計算書

前事業年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別準備金	配当引当準備金	特別危険準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	147	△ 83,477	73,033
当期変動額									
圧縮積立金の取崩							△ 4	4	
当期純利益								5,803	5,803
土地再評価差額金の取崩								△ 41	△ 41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							△ 4	5,767	5,762
当期末残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	143	△ 77,710	78,796

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	30,214	△ 9,365	93,882
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			
当期純利益			5,803
土地再評価差額金の取崩			△ 41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,945	41	△ 5,904
当期変動額合計	△ 5,945	41	△ 141
当期末残高	24,269	△ 9,324	93,741

当事業年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別準備金	配当引当準備金	特別危険準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	143	△77,710	78,796
当期変動額									
圧縮積立金の取崩							0	0	
当期純利益								2,014	2,014
土地再評価差額金の取崩								20	20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							0	2,035	2,034
当期末残高	55,981	45,679	10,301	17,650	4,400	22,350	142	△75,674	80,831

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	24,269	△9,324	93,741
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			
当期純利益			2,014
土地再評価差額金の取崩			20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,379	104	7,484
当期変動額合計	7,379	104	9,519
当期末残高	31,648	△9,219	103,260

## (6) 1株当たり純資産額

区分 \ 年度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
1株当たり純資産額	143円87銭	740円23銭	775円88銭	774円71銭	853円38銭

## 2.資産・負債の明細

### (1)商品有価証券(平均残高及び売買高)

該当事項はありません。

### (2)保有有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		構成比								
国 債	234,998	38.3	404,956	60.6	315,866	46.4	250,675	35.9	257,247	36.6
地 方 債	2	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	158,952	25.9	144,930	21.7	149,394	21.9	138,287	19.8	122,891	17.5
株 式	39,779	6.5	46,663	7.0	50,514	7.4	52,643	7.5	62,080	8.8
外 国 証 券	146,045	23.8	42,581	6.4	118,881	17.4	214,536	30.8	228,446	32.5
そ の 他 の 証 券	33,380	5.4	28,733	4.3	46,763	6.9	41,651	6.0	32,679	4.6
合 計	613,158	100.0	667,865	100.0	681,419	100.0	697,795	100.0	703,345	100.0

### (3)保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債	1.12	0.96	0.87	0.91	0.88
	株 式	1.77	1.85	1.94	2.19	2.28
	外 国 証 券	1.24	2.34	0.81	1.60	1.60
	そ の 他 の 証 券	7.91	6.13	6.46	5.30	6.59
	合 計	1.84	1.44	1.18	1.38	1.42
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債	2.03	1.08	1.52	0.94	0.88
	株 式	5.55	2.02	5.01	3.14	3.18
	外 国 証 券	4.07	9.88	0.80	1.61	1.86
	そ の 他 の 証 券	33.13	7.15	13.32	21.33	34.38
	合 計	5.66	2.73	2.15	2.18	2.69
(参考) 時価総合利回り	公 社 債	1.73	1.94	1.48	0.66	1.01
	株 式	△5.73	6.65	16.43	3.23	15.35
	外 国 証 券	3.74	10.33	2.47	1.41	2.76
	そ の 他 の 証 券	7.20	0.24	60.83	△3.12	23.43
	合 計	2.10	3.41	5.38	0.78	3.86

(注) 各利回りの計算方法はP56(4)を参照してください。

## (4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	123,406	46,260	22,950	13,174	41,447	68,627	315,866
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	24,474	51,716	53,402	17,306	—	2,494	149,394
株 式	—	—	—	—	—	50,514	50,514
外 国 証 券	8,815	26,191	33,063	31,142	5,694	13,974	118,881
公 社 債	8,815	23,068	33,063	31,142	5,694	12,708	114,492
株 式 等	—	3,123	—	—	—	1,265	4,388
その他の証券	72	480	414	—	—	45,795	46,763
合 計	156,768	124,649	109,831	61,623	47,141	181,405	681,419

(単位：百万円)

区 分	平成25年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	35,755	87,713	8,841	25,665	37,239	55,459	250,675
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	32,194	35,329	48,190	10,069	—	12,503	138,287
株 式	—	—	—	—	—	52,643	52,643
外 国 証 券	13,430	50,761	99,352	23,882	2,102	25,007	214,536
公 社 債	13,430	50,761	99,352	23,882	2,102	21,194	210,724
株 式 等	—	—	—	—	—	3,812	3,812
その他の証券	—	—	—	—	—	41,651	41,651
合 計	81,380	173,805	156,385	59,617	39,342	187,265	697,795

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	75,380	58,230	13,853	30,549	30,562	48,672	257,247
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	19,235	62,323	19,227	—	—	22,105	122,891
株 式	—	—	—	—	—	62,080	62,080
外 国 証 券	13,083	77,806	72,901	3,659	4,074	56,920	228,446
公 社 債	13,083	77,806	72,901	3,659	4,074	44,642	216,168
株 式 等	—	—	—	—	—	12,278	12,278
その他の証券	—	—	—	—	—	32,679	32,679
合 計	107,699	198,360	105,981	34,208	34,636	222,458	703,345

## (5)業種別保有株式の額

(単位：株数は千株、金額は百万円、構成比は%)

		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
金 融 業 保 險	株 数	14,591	14,286	14,286	14,346	14,801
	金 額	13,459	16,242	16,842	19,593	20,491
	構 成 比	33.8	34.8	33.3	37.2	33.0
建 設 業	株 数	9,452	9,452	8,329	6,891	5,896
	金 額	5,271	5,583	8,876	8,779	11,852
	構 成 比	13.3	12.0	17.6	16.7	19.1
陸 運 業	株 数	12,840	12,858	12,858	12,845	12,881
	金 額	3,474	3,984	5,163	4,512	5,531
	構 成 比	8.7	8.5	10.2	8.6	8.9
化 学	株 数	5,033	5,033	3,550	3,508	3,508
	金 額	3,693	3,862	4,112	3,425	4,299
	構 成 比	9.3	8.3	8.1	6.5	6.9
輸 送 用 器 機	株 数	1,950	1,850	1,100	1,100	1,100
	金 額	2,807	3,206	2,903	3,181	4,159
	構 成 比	7.1	6.9	5.7	6.0	6.7
電 気 機 器	株 数	3,149	7,009	7,009	7,054	6,270
	金 額	2,538	4,756	2,805	3,041	3,630
	構 成 比	6.4	10.2	5.6	5.8	5.8
商 業	株 数	5,975	5,832	5,652	5,422	5,112
	金 額	2,524	2,781	2,740	2,926	3,513
	構 成 比	6.3	6.0	5.4	5.6	5.7
機 械	株 数	1,926	1,926	1,926	1,910	1,907
	金 額	1,186	1,245	1,797	2,018	2,841
	構 成 比	3.0	2.7	3.6	3.8	4.6
不 動 産	株 数	1,741	1,741	1,741	1,741	1,726
	金 額	640	767	1,235	1,587	1,946
	構 成 比	1.6	1.6	2.4	3.0	3.1
サ ー ビ ス 業	株 数	1,635	1,612	1,475	1,255	397
	金 額	1,658	1,653	1,547	1,188	1,357
	構 成 比	4.2	3.5	3.1	2.3	2.2
そ の 他	株 数	6,908	6,794	5,730	5,032	5,622
	金 額	2,525	2,579	2,489	2,389	2,456
	構 成 比	6.3	5.5	5.0	4.5	4.0
計	株 数	65,205	68,397	63,661	61,109	59,226
	金 額	39,779	46,663	50,514	52,643	62,080
	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2. 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しております。

(6) 貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
固 定 金 利	380	937	940	734	85	214	3,292
変 動 金 利	3,512	3,839	1,069	5,836	1,001	4,429	19,689
貸 付 金 合 計	3,892	4,777	2,009	6,571	1,087	4,643	22,981

(単位：百万円)

区 分	平成25年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
固 定 金 利	294	930	883	454	71	165	2,799
変 動 金 利	2,189	327	925	1,818	—	3,901	9,162
貸 付 金 合 計	2,484	1,258	1,808	2,272	71	4,066	11,961

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
固 定 金 利	319	572	525	77	60	23	1,578
変 動 金 利	2,162	1,065	334	1	—	3,374	6,937
貸 付 金 合 計	2,482	1,637	859	79	60	3,397	8,516

(7) 貸付金の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
	年 度	構成比	年 度	構成比	年 度	構成比	年 度	構成比	年 度	構成比
担 保 貸 付		%		%		%		%		%
(有価証券担保貸付)	988	2.4	834	2.9	627	2.6	406	3.4	208	2.3
(不動産・動産・財団担保貸付)	(100)	(0.2)	(100)	(0.3)	—	—	—	—	—	—
(指名債権担保貸付)	(877)	(2.1)	(724)	(2.5)	(627)	(2.6)	(406)	(3.4)	(208)	(2.3)
(指名債権担保貸付)	(11)	(0.0)	(10)	(0.0)	—	—	—	—	—	—
保 証 貸 付	2,317	5.5	877	3.0	604	2.5	474	4.0	—	—
信 用 貸 付	31,836	75.9	20,680	73.2	17,390	72.5	6,291	52.5	4,557	50.6
そ の 他	1,029	2.5	983	3.4	944	3.9	902	7.5	861	9.6
一 般 貸 付 計	36,171	86.2	23,375	82.5	19,566	81.5	8,074	67.4	5,627	62.5
約 款 貸 付	5,776	13.8	4,962	17.5	4,429	18.5	3,901	32.6	3,374	37.5
合 計	41,947	100.0	28,337	100.0	23,996	100.0	11,975	100.0	9,001	100.0
(うち劣後特約貸付)	(13,000)	(31.0)	(8,500)	(29.9)	(6,500)	(27.1)	(1,500)	(12.5)	(1,000)	(11.1)

## (8) 貸付金の使途別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		構成比								
		%		%		%		%		%
設 備 資 金	3,705	8.8	2,236	7.9	2,891	12.1	2,538	21.2	1,896	21.1
運 転 資 金	38,242	91.2	26,101	92.1	21,104	87.9	9,436	78.8	7,104	78.9
合 計	41,947	100.0	28,337	100.0	23,996	100.0	11,975	100.0	9,001	100.0

## (9) 貸付金の業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		構成比								
		%		%		%		%		%
農 林 ・ 水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	100	0.2	100	0.3	—	—	—	—	—	—
製 造 業	674	1.6	625	2.2	43	0.2	—	—	—	—
卸売業・小売業	3,204	7.6	2,103	7.4	2,001	8.3	1,350	11.3	300	3.3
金融業・保険業	18,306	43.6	12,573	44.6	10,176	42.4	1,955	16.3	1,419	15.8
不動産業・物品賃貸業	5,908	14.1	3,007	10.6	2,006	8.4	1,005	8.4	1,000	11.1
情 報 通 信 業	2,693	6.4	1,060	3.7	800	3.3	—	—	—	—
運 輸 業	661	1.6	598	2.1	537	2.2	508	4.3	477	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業等	1,078	2.6	662	2.3	1,474	6.1	1,140	9.5	1,000	11.1
そ の 他	2,515	6.0	1,661	5.8	1,582	6.6	1,212	10.1	569	6.3
(うち個人住宅・消費者ローン)	(1,549)	(3.7)	(877)	(3.0)	(604)	(2.5)	(474)	(4.0)	(—)	(—)
小 計	35,142	83.8	22,392	79.0	18,622	77.5	7,172	59.9	4,766	52.9
公 共 団 体	1,000	2.4	963	3.3	926	3.9	889	7.4	852	9.5
公 社 ・ 公 団	29	0.1	20	0.1	18	0.1	13	0.1	9	0.1
約 款 貸 付	5,776	13.8	4,962	17.6	4,429	18.5	3,901	32.6	3,374	37.5
合 計	41,947	100.0	28,337	100.0	23,996	100.0	11,975	100.0	9,001	100.0

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

## (10) 貸付金の企業規模別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		構成比								
		%		%		%		%		%
大 企 業	23,721	67.4	16,206	71.7	12,428	63.5	2,360	29.2	1,670	29.7
中 堅 企 業	1,648	4.7	1,578	7.0	963	4.9	950	11.8	—	—
中 小 企 業	5,432	15.4	2,123	9.4	2,827	14.5	2,630	32.6	2,517	44.7
そ の 他	4,407	12.5	2,682	11.9	3,346	17.1	2,133	26.4	1,438	25.6
一 般 貸 付 計	35,210	100.0	22,591	100.0	19,566	100.0	8,074	100.0	5,627	100.0

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の法人をいいます。

2. 中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等であります。

## (11) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成25年度末	平成26年度末
土 地		19,231	19,158
営 業 用		12,045	11,783
賃 貸 用		7,185	7,374
建 物		14,071	13,733
営 業 用		8,801	8,486
賃 貸 用		5,269	5,247
土 地 ・ 建 物 合 計		33,302	32,892
営 業 用		20,847	20,270
賃 貸 用		12,455	12,621
建 設 仮 勘 定		—	—
営 業 用		—	—
賃 貸 用		—	—
不 動 産 計		33,302	32,892
営 業 用		20,847	20,270
賃 貸 用		12,455	12,621
その他の有形固定資産		2,430	2,452
合 計		35,732	35,344

## (12) リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額	9	—	—	—	—
延滞債権額	661	602	1,014	13	485
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸付条件緩和債権額	3,923	3,632	3,249	—	—
合 計	4,594	4,235	4,264	13	485
貸付金残高に対する比率	11.0%	14.9%	17.8%	0.1%	5.4%
(参考) 貸付金残高	41,947	28,337	23,996	11,975	9,001

(注) 各債権の意義は次のとおりであります。

## ① 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

## ② 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。

## ③ 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## ④ 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## (13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

## (14) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	7	7
危険債権	1,006	5	477
要管理債権	3,249	—	—
正常債権	19,830	12,037	8,582
合 計	24,094	12,051	9,067

(15) 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区 分		年 度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
支 払 備 金	火 災		12,364	9,693	9,303	9,059	8,781
	海 上		668	454	427	504	774
	傷 害		9,041	8,975	8,521	6,687	6,034
	自 動 車		67,819	67,805	66,166	63,180	62,384
	自動車損害賠償責任		10,304	10,432	10,113	10,115	10,188
	そ の 他		4,139	4,147	6,261	7,299	7,731
合 計			104,338	101,509	100,795	96,846	95,894
責 任 準 備 金	火 災		288,730	264,642	277,984	284,335	301,016
	海 上		2,394	2,513	2,389	2,281	2,332
	傷 害		223,495	214,096	199,823	180,600	163,709
	自 動 車		47,146	46,041	48,053	49,762	54,682
	自動車損害賠償責任		73,203	64,328	60,534	58,621	57,343
	そ の 他		36,994	36,995	39,458	40,554	41,775
合 計			671,964	628,617	628,243	616,155	620,860

(16) 責任準備金の残高の内訳

平成25年度

(単位：百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火 災		190,157	58,812	22	35,246	96	284,335
海 上		429	1,852	—	—	—	2,281
傷 害		11,433	19,337	47	149,461	321	180,600
自 動 車		45,255	4,507	0	—	—	49,762
自動車損害賠償責任		58,621	—	—	—	—	58,621
そ の 他		22,516	12,918	2	5,111	5	40,554
合 計		328,412	97,427	72	189,819	422	616,155

平成26年度

(単位：百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火 災		210,733	61,684	22	28,470	105	301,016
海 上		396	1,935	—	—	—	2,332
傷 害		11,157	20,015	56	132,116	364	163,709
自 動 車		45,614	9,067	0	—	—	54,682
自動車損害賠償責任		57,343	—	—	—	—	57,343
そ の 他		22,684	14,005	2	5,076	6	41,775
合 計		347,930	106,708	80	165,664	476	620,860

## (17) 責任準備金積立水準

区 分		平成25年度末	平成26年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## (18) 引当金明細表

平成25年度

(単位:百万円)

区 分	平成25年度 期首残高	平成25年度 増加額	平成25年度減少額		平成25年度末 残高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2,857	157	—	*2,857	157	*洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	912	363	2	*521	752	*回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
投資損失引当金	83	4	—	*42	46	*投資先の業況改善等による取崩額	
役員退職慰労引当金	105	22	51	—	77		
賞与引当金	1,215	691	1,215	—	691		
価格変動準備金	1,125	341	—	—	1,466		

平成26年度

(単位:百万円)

区 分	平成26年度 期首残高	平成26年度 増加額	平成26年度減少額		平成26年度末 残高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	157	153	—	*157	153	*洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	752	110	72	*29	760	*回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
投資損失引当金	46	2	3	*8	36	*投資先の業況改善等による取崩額	
役員退職慰労引当金	77	21	15	—	83		
賞与引当金	691	705	691	—	705		
価格変動準備金	1,466	342	—	—	1,809		

## (19) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

## (20) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

平成25年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しております。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2,321百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額4,662百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

平成26年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しております。
計 算 方 法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	1,418百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額841百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

(21)期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成22年度	88,423	48,993	42,971	△3,540
平成23年度	92,662	50,201	42,646	△184
平成24年度	90,601	49,146	40,735	719
平成25年度	88,106	46,760	39,749	1,596
平成26年度	89,804	52,866	40,615	△3,677

(注)1. 国内元受契約に係る再再控除前の金額であります。  
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)  
4. 平成26年度の当期把握見積り差額が△3,677百万円と大きくマイナス(期首支払備金が不足)になっておりますが、これは平成26年2月14日の大雪にかかわる発生保険金が期首時点の見積り額に比べ4,585百万円大きくなったのが主な要因です。それを除くと平成26年度の当期把握見積り差額は907百万円(期首支払備金が余剰)となっております。  
なお、平成26年2月14日の大雪にかかわる保険金は超過損害額再保険(風水災カバー)の回収対象となるため、損益にあたる正味の影響額は軽微であります。

(22)事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計 保険金 ＋ 支払備金	94,450			94,307			87,938			77,751			74,397		
1年後	94,734	1.00	284	94,628	1.00	321	87,332	0.99	△606	77,720	1.00	△30			
2年後	94,147	0.99	△587	94,526	1.00	△102	87,549	1.00	216						
3年後	94,106	1.00	△41	93,906	0.99	△620									
4年後	93,749	1.00	△356												
最終損害見積り額			93,749			93,906			87,549			77,720			74,397
累計保険金			91,157			89,800			79,503			64,645			45,046
支払備金			2,592			4,105			8,045			13,075			29,350

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払備金	15,811			15,394			11,613			9,544			8,823		
1年後	14,744	0.93	△1,066	14,361	0.93	△1,033	10,992	0.95	△621	9,273	0.97	△271			
2年後	14,492	0.98	△252	14,171	0.99	△190	10,953	1.00	△39						
3年後	14,437	1.00	△55	14,148	1.00	△22									
4年後	14,474	1.00	36												
最終損害見積り額			14,474			14,148			10,953			9,273			8,823
累計保険金			14,302			13,962			10,537			8,451			4,725
支払備金			171			185			415			821			4,097

## ●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	6,004			5,481			5,741			4,909			4,325		
1年後	5,786	0.96	△218	5,755	1.05	273	5,658	0.99	△83	5,042	1.03	133			
2年後	5,795	1.00	9	5,934	1.03	179	5,921	1.05	262						
3年後	5,781	1.00	△14	6,003	1.01	68									
4年後	5,777	1.00	△4												
最終損害見積り額	5,777			6,003			5,921			5,042			4,325		
累計保険金	5,730			5,732			5,400			4,599			2,788		
支払備金	46			271			521			442			1,536		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。  
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。  
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。  
 4. 「累計保険金+支払備金」の数値のうち空欄部分については該当がありません。

## 3. 損益の明細

## 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費		32,423	31,270	31,788
物 件 費		22,266	27,738	30,852
税 金		2,703	2,682	2,718
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		△1	1	3
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		52,477	53,569	57,080
合 計		109,870	115,262	122,443

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額であります。

## 4. 時価情報等

## (1) 有価証券

## ① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成25年度(平成26年3月31日現在)				平成26年度(平成27年3月31日現在)				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	(参考)償還予定額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	(参考)償還予定額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	72,273	75,269	2,995	67,600	71,774	76,670	4,895	67,600
	小 計	72,273	75,269	2,995	67,600	71,774	76,670	4,895	67,600
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		72,273	75,269	2,995	67,600	71,774	76,670	4,895	67,600

(満期保有目的の債券の今後の償還予定額)

(単位：百万円)

種 類	平成25年度(平成26年3月31日現在)				平成26年度(平成27年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	—	7,200	28,300	32,100	—	15,800	24,000	27,800

③子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

④その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成25年度(平成26年3月31日現在)			平成26年度(平成27年3月31日現在)			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	290,157	297,458	7,300	282,618	290,479	7,861
	株 式	16,324	31,510	15,185	19,044	41,212	22,168
	外国証券	149,164	150,884	1,720	173,994	177,115	3,121
	そ の 他	28,084	38,810	10,726	21,359	31,587	10,228
	小 計	483,730	518,663	34,932	497,016	540,395	43,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	19,277	19,231	△ 45	17,910	17,884	△ 25
	株 式	2,467	2,308	△ 158	2,445	2,288	△ 156
	外国証券	63,714	62,956	△ 757	42,377	42,067	△ 310
	そ の 他	1,841	1,775	△ 66	—	—	—
	小 計	87,300	86,272	△ 1,028	62,733	62,241	△ 492
合 計	571,031	604,935	33,904	559,750	602,636	42,886	

(注)

平成25年度(平成26年3月31日現在)	平成26年度(平成27年3月31日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(取得原価28,084百万円、貸借対照表計上額38,810百万円、差額10,726百万円)であります。</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて減損処理は発生しておりません。</p> <p>なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものをすべてを対象としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(取得原価21,359百万円、貸借対照表計上額31,587百万円、差額10,228百万円)であります。</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて減損処理は発生しておりません。</p> <p>なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものをすべてを対象としております。</p>

## ⑤ 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公 社 債	102,220	105	17	5,591	0	21
株 式	658	402	35	872	519	143
外 国 証 券	1,705	45	27	36,941	665	139
そ の 他	9,079	4,715	—	16,023	7,479	22
そ の 他 有 価 証 券	113,663	5,268	80	59,428	8,664	327

## ⑥ 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

## a) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## b) 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

種 類	平成25年度(平成26年3月31日現在)	平成26年度(平成27年3月31日現在)
株 式	16,011	16,011

## c) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成25年度(平成26年3月31日現在)	平成26年度(平成27年3月31日現在)
公 社 債	—	—
株 式	2,812	2,567
外 国 証 券	695	9,263
そ の 他	1,065	1,091
合 計	4,574	12,922

## (2) 金銭の信託

## ① 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## ② 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## ③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度(平成26年3月31日)

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	
<p>(1) 取引の内容                      当社が利用しているデリバティブ取引は、通貨関連取引では為替予約取引・通貨オプション取引、株式関連取引では株価指数先物取引・株式指数オプション取引・株式先渡取引、そして債券関連取引では債券先物取引・海外証券先物取引です。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針                      当社では、保有する資産残高の一定の範囲内において、デリバティブ取引を利用することを基本取組方針としています。</p> <p>(3) 取引の利用目的                      当社では、保有資産に係る為替・金利・株式等の価格変動のリスクをヘッジすることを主な目的として、デリバティブ取引を利用しています。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容                      当社が利用しているデリバティブ取引には、為替・金利・株価等の変動による市場リスクや契約先の倒産等による信用リスクを有しています。しかし、当社がデリバティブ取引を利用する主な目的は保有資産に係る市場リスクをヘッジするためであり、デリバティブ取引は当該市場リスクを効果的に減殺しています。また、取引の相手方は信用度の高い金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しています。</p> <p>(5) 取引に係るリスクの管理体制                      デリバティブの利用については、当社の内規である「投融资リスク管理基準」に基づき、信用リスク・価格変動リスク・金利リスク・為替リスク等、総合的なリスク管理を行っています。                      組織面においては、取引の約定を行う運用実行部門(フロントオフィス)と取引の照合・事務処理等を行う事務管理担当部門(バックオフィス)を分離し、さらに運用部門から独立した統合リスク管理部門(ミドルオフィス)を設けることで相互牽制機能をもたせています。                      取引にあたっては、運用実行部門が年度運用計画に基づき、投資環境分析・リスク分析を行ったうえで、個々の取引案を作成し、最終意思決定は「決裁権限規程」に基づいて行っています。                      取引の内容、含み損益等については運用実行部門から定期的に担当役員に報告しています。さらに統合リスク管理部門ではリスク計測を行い、毎月取締役会等に報告しています。</p> <p>(6) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等                      「取引の時価等に関する事項」の表における「契約額等」はデリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を示すものではありません。</p>	

当事業年度(平成27年3月31日)

同上

## 2.取引の時価等に関する事項

## ①ヘッジ会計が適用されていないもの

## (1)通貨関連

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	572	572	△ 26	△ 26
	米ドル				
	買建	598	598	0	0
	米ドル				
合 計		—	—	△ 26	△ 26

(注)為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	15,343	—	△ 1,741	△ 1,741
	米ドル				
	英ポンド				
	買建	1,623	1,623	△ 410	△ 410
	ユーロ				
	買建	1,042	—	△ 19	△ 19
	米ドル				
	英ポンド				
買建	1,884	1,884	149	149	
米ドル					
英ポンド					
買建	1,097	—	△ 35	△ 35	
ユーロ					
合 計		—	—	△ 1,645	△ 1,645

(注)為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

## (2)金利関連

該当事項はありません。

## (3)株式関連

該当事項はありません。

## (4)債券関連

該当事項はありません。

## (5)その他関連

該当事項はありません。

## ②ヘッジ会計が適用されているもの

## (1)通貨関連

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	69,962	7,737	△ 2,434	△ 2,434
	英ポンド	17,339	14,213	△ 2,969	△ 2,969
	ユーロ	58,437	34,302	△ 9,633	△ 9,633
合 計		—	—	△ 15,038	△ 15,038

(注)為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	98,872	32,461	△ 2,949	△ 2,949
	英ポンド	16,301	9,266	△ 3,226	△ 3,226
	ユーロ	47,368	4,988	223	223
合 計		—	—	△ 5,952	△ 5,952

(注)為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

## (2)金利関連

該当事項はありません。

## (3)株式関連

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	株式先渡取引				
	売建	11,286	—	316	316
合 計		—	—	316	316

(注)株式先渡取引に係る時価の算定方法は取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	株式先渡取引				
	売建	12,582	—	△ 1,263	△ 1,263
合 計		—	—	△ 1,263	△ 1,263

(注)株式先渡取引に係る時価の算定方法は取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

**(4)債券関連**

該当事項はありません。

**(5)その他関連**

該当事項はありません。

**5.その他****法定会計監査****平成25年度**

## ・計算書類等の監査

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた監査法人(※)の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

**平成26年度**

## ・計算書類等の監査

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた監査法人(※)の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

(※)PwCあらた監査法人は、平成27年7月1日付であらた監査法人から名称変更しております。

# Ⅲ.当社及び子会社等の概況

## 1.当社及び子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成(平成27年3月31日現在)

当社及び子会社等において営まれている主な事業内容と、各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

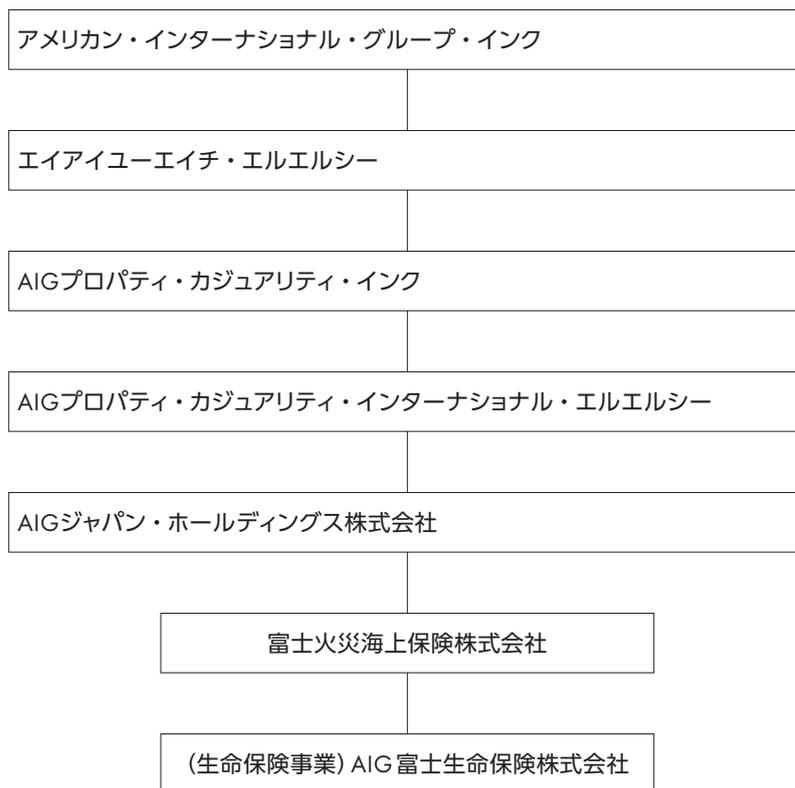
### <損害保険事業>

当社は、国内における損害保険事業を行っております。

### <生命保険事業>

AIG富士生命保険株式会社(子会社)は、国内における生命保険事業を行っております。

### <企業集団の状況>



(注)AIGジャパン・ホールディングス株式会社以外の親会社は、当社の株式を間接保有しています。

## 2.子会社等に関する事項(平成27年3月31日現在)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	当社の議決権割合	子会社等の議決権割合
AIG富士生命保険株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番20号	13,000百万円	生命保険業	平成8年8月8日	100.00%	0.00%

# IV.当社及び子会社等の主要な業務

## 1.事業の概況(平成27年3月31日現在)

### (1)業績

当連結会計年度における当社グループの連結業績は以下の通りとなりました。

経常収益は、保険引受収益が3,709億円、資産運用収益が201億円、その他経常収益が2億円となったことにより、3,913億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,210億円、資産運用費用が24億円、営業費及び一般管理費が634億円、その他経常費用が13億円となったことにより、3,883億円となりました。

以上の結果、経常利益は30億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した当期純利益は1億円となりました。

事業別の業績は次の通りです。

グループの主要事業である損害保険事業においては、保険引受利益のうち正味収入保険料は2,788億円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,372億円となりました。また、資産運用収益のうち利息及び配当金収入は110億円となりました。

生命保険事業においては、新契約高5,172億円、保有契約高は3兆1,559億円となりました。収支の状況については、収入面では生命保険料が781億円となりました。一方、支出面では、生命保険金等は111億円となりました。

### (2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ56億円増加し、345億円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料収入が増加したこと等により、前連結会計年度に比べ112億円増加し、563億円となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローは、システム投資の増加等により、前連結会計年度に比べ27億円減少し、△488億円となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ42億円増加し、△19億円となりました。

## 2.連結会計年度における主要な業務指標の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	396,012	371,147	366,629	381,457	391,399
経常利益又は 経常損失(△)	10,577	2,973	△5,213	16,325	3,060
当期純利益又は 当期純損失(△)	2,100	△16,359	△15,528	4,956	153
包括利益	△14,481	△10,802	7,876	△2,242	12,153
純資産額	95,954	85,394	93,271	89,090	101,370
総資産額	1,167,958	1,136,511	1,202,233	1,229,258	1,304,643
連結ソルベンシー・ マージン比率	—	614.7%	638.3%	900.7%	1,112.9%

### 3. 損害保険事業の状況

#### 保険引受の状況

##### ①保険料及び保険金一覧表

(単位:百万円)

	種 目	正味収入 保 険 料	構 成 比	対 前 年 増 減 (△) 率	正味支払 保 険 金	構 成 比	対 前 年 増 減 (△) 率
前 連 結 会 計 年 度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	火 災	53,834	19.71	6.73	21,148	14.42	△ 13.45
	海 上	1,637	0.60	3.25	742	0.51	42.81
	傷 害	22,259	8.15	△ 16.77	10,594	7.22	△ 0.79
	自 動 車	140,627	51.48	△ 2.23	78,806	53.74	△ 10.39
	自動車損害賠償責任	32,311	11.83	5.36	26,011	17.74	△ 2.45
	そ の 他	22,491	8.23	16.72	9,337	6.37	8.92
	計	273,161	100.00	0.23	146,641	100.00	△ 7.67
当 連 結 会 計 年 度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	火 災	57,831	20.74	7.43	19,818	14.44	△ 6.29
	海 上	1,651	0.59	0.81	388	0.28	△ 47.75
	傷 害	21,500	7.71	△ 3.41	9,127	6.65	△ 13.85
	自 動 車	142,377	51.05	1.24	72,686	52.95	△ 7.77
	自動車損害賠償責任	31,888	11.43	△ 1.31	25,388	18.49	△ 2.39
	そ の 他	23,649	8.48	5.15	9,863	7.19	5.63
	計	278,898	100.00	2.10	137,273	100.00	△ 6.39

##### ②元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位:百万円)

	種 目	金 額	構 成 比	対 前 年 増 減 (△) 率
前 連 結 会 計 年 度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	火 災	77,361	25.49	2.69
	海 上	1,859	0.61	8.50
	傷 害	25,671	8.46	△ 23.76
	自 動 車	142,869	47.07	△ 1.36
	自動車損害賠償責任	32,486	10.70	4.12
	そ の 他	23,287	7.67	13.90
	計	303,535	100.00	△ 1.19
	(うち収入積立保険料)	(6,988)	(2.30)	(△ 49.64)
当 連 結 会 計 年 度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	火 災	81,106	26.56	4.84
	海 上	1,980	0.65	6.52
	傷 害	23,438	7.67	△ 8.70
	自 動 車	142,701	46.72	△ 0.12
	自動車損害賠償責任	31,844	10.43	△ 1.98
	そ の 他	24,351	7.97	4.57
	計	305,424	100.00	0.62
	(うち収入積立保険料)	(4,622)	(1.51)	(△ 33.86)

(注)元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

## 4.生命保険事業の状況(平成27年7月1日現在)

AIG富士生命保険株式会社

本社 〒105-8633

東京都港区虎ノ門 4-3-20 神谷町MTビル

当社は、平成8年8月8日、お客さまから選ばれる「総合安心サービス企業」を目指し、子会社としてAIG富士生命保険株式会社(設立当初は富士生命保険株式会社)を設立しました。同年10月1日より営業を開始し、生損保総合販売体制を整えています。

### 〈営業体制〉

AIG富士生命は、富士火災の代理店、直販社員、来店型代理店、またプロ生命保険代理店を主たる販売チャネルとし、幅広い生活保障サービスを展開しています。内勤営業担当者(ソリシター)の増員と教育制度の充実、効率的できめ細かいサービスの提供を目的とした中央営業部の設立による代理店への営業サポート体制の拡充により、代理店との強固なパートナーシップの構築とコンサルティング営業の強化を図っています。

### 〈主な商品〉平成27年7月現在の商品の内容を紹介しています。

お客さまの多様なニーズにお応えするため、多種多様な商品を開発、発売しています。平成25年4月には「引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012)」「(ペットネーム:告知が少ないE-終身)および「無選択型終身保険(低解約返戻金型)(2012)※」の販売を開始しています。さらに、平成26年3月には、「無解約返戻金型医療保険(2013)」「(ペットネーム:さいふにやさしい医療保険)、平成26年7月には「無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)」「(ペットネーム:がんベスト・ゴールドα)の販売開始に至っています。

今後も常にお客さまのニーズに即した商品の提供に努めてまいります。

※通信販売のみのお取扱いです。

### 〈店舗一覧〉

店 舗	所在地・TEL・FAX
北海道支店	〒060-8635 札幌市中央区南一条西 6-20-1 富士火災札幌ビル 4F TEL.011-231-6631 FAX.011-231-6651
東北支店	〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-8-3 富士火災仙台ビル 3F TEL.022-221-2521 FAX.022-221-2550
首都圏・上信越統括部	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 8F TEL.03-3230-8260 FAX.03-3230-8263
首都圏・上信越統括部 東京支店	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 8F TEL.03-3230-8255 FAX.03-3230-8263
首都圏・上信越統括部 神奈川支店	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-4-19 富士火災横浜ビル 4F TEL.045-285-0610 FAX.045-285-0605
首都圏・上信越統括部 関東上信越支店	〒370-0801 高崎市上並榎町 382-1 富士火災高崎ビル 3F TEL.027-364-7227 FAX.027-364-7231
首都圏・上信越統括部 関東上信越支店 水戸営業オフィス	〒310-0805 水戸市中央 2-6-29 富士火災水戸ビル 2F TEL.029-233-0580 FAX.029-233-0582
東海・北陸支店	〒460-0008 名古屋市中区栄 5-27-12 富士火災名古屋ビル 5F TEL.052-261-6681 FAX.052-261-6665
東海・北陸支店 北陸営業オフィス	〒920-0962 金沢市広坂 1-2-24 富士火災金沢ビル 6F TEL.076-232-0501 FAX.076-232-0512
近畿統括部	〒542-8567 大阪市中央区南船場 1-18-11 富士火災大阪本社ビル 5F TEL.06-6261-8211 FAX.06-6261-8301
近畿統括部 大阪支店	〒542-8567 大阪市中央区南船場 1-18-11 富士火災大阪本社ビル 5F TEL.06-6261-8277 FAX.06-6261-8301
近畿統括部 兵庫支店	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 3-2-22 富士火災神戸ビル 8F TEL.078-265-1375 FAX.078-265-1377
中国支店	〒730-0011 広島市中区基町 12-6 富士火災広島ビル 8F TEL.082-502-7071 FAX.082-223-3530
四国支店	〒760-8539 高松市磨屋町 8-1 富士火災高松ビル 8F TEL.087-823-2112 FAX.087-823-2147
九州支店	〒810-8637 福岡市中央区大名 2-4-35 富士火災福岡ビル 7F TEL.092-771-5916 FAX.092-771-5912

お問合せ:総合サービスセンター Tel:0120-211-901(通話料無料) 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

## (1)平成26年度の業績概況

収入面では、保険料等収入は139,498百万円、資産運用収益は7,575百万円になりました。一方、支出面では、保険金等支払金59,640百万円、責任準備金等繰入額61,337百万円、資産運用費用324百万円、事業費26,736百万円、その他経常費用2,016百万円となり、経常損失は1,404百万円となりました。さらに、経常損失から契約者配当準備金繰入額等を控除した結果、純損失は1,889百万円となりました。

なお、純損失は、主に保有契約の増加に伴う責任準備金積立負担と事業規模拡大に伴う事業費の増加によるものです。

平成26年度の主要業績は次のとおりです。

### ①保有契約高

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)	
	金額	対前年増減(△)率	金額	対前年増減(△)率
個人保険	2,538,738	15.6	2,876,757	13.3
個人年金保険	44,267	△7.1	42,073	△5.0
団体保険	216,664	0.8	237,120	9.4

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

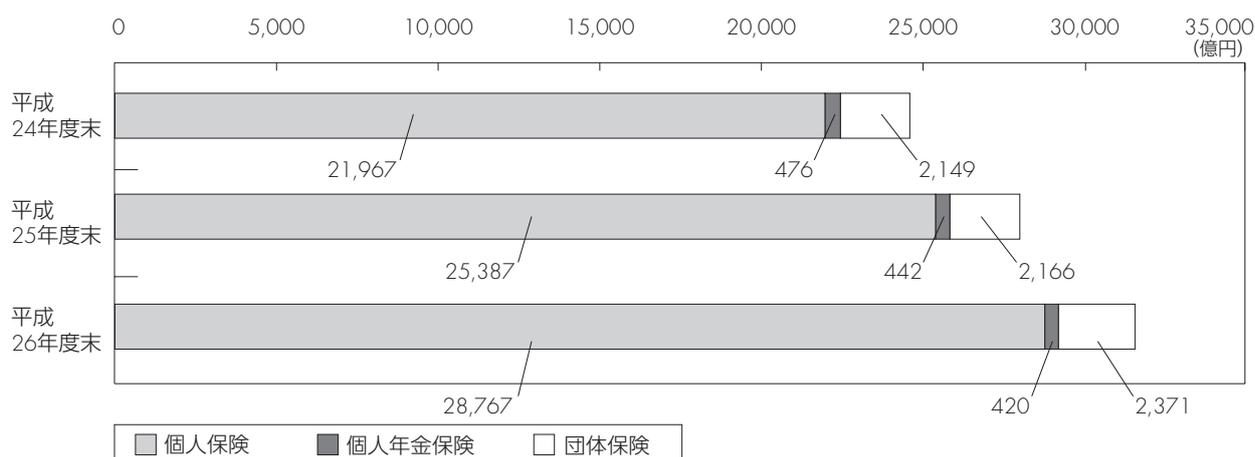
### ②新契約高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			当連結会計年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		
	新契約+転換による純増加	新契約	転換による純増加	新契約+転換による純増加	新契約	転換による純増加
個人保険	483,940	483,940	—	488,481	488,481	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—
団体保険	7,913	7,913	—	28,800	28,800	—

(注)件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

保有契約高推移(平成24年度末～平成26年度末)



## (2) 資産運用業務

## ① 運用資産

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度(平成26年3月31日現在)		当連結会計年度(平成27年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
		%		%
預 貯 金	3,481	0.89	3,179	0.70
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—
有 価 証 券	354,303	90.78	406,116	89.35
貸 付 金	12,511	3.21	12,758	2.81
土 地 ・ 建 物	91	0.02	197	0.04
運 用 資 産 計	370,388	94.90	422,252	92.90
総 資 産	390,283	100	454,538	100

(注) 預貯金には、現金を含んでおります。

## ② 有価証券

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度(平成26年3月31日現在)		当連結会計年度(平成27年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
		%		%
国 債	261,866	73.91	289,139	71.20
地 方 債	—	—	—	—
社 債	14,909	4.21	18,487	4.55
株 式	916	0.26	542	0.13
外 国 証 券	69,766	19.69	90,521	22.29
そ の 他 の 証 券	6,844	1.93	7,426	1.83
合 計	354,303	100	406,116	100

## ③ 利回り

## 運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			当連結会計年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		
	収入金額	平均運用額	年利回り	収入金額	平均運用額	年利回り
			%			%
預 貯 金	—	6,108	—	—	6,192	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	6,056	321,998	1.88	6,954	369,086	1.88
貸 付 金	358	12,190	2.94	370	12,629	2.94
土 地 ・ 建 物	—	87	—	—	148	—
小 計	6,415	340,384	1.88	7,325	388,057	1.89
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	6,415	—	—	7,325	—	—

(注) 1. 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」及び「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額であります。

2. 平均運用額は、日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

3. 預貯金には現金を含んでおります。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			当連結会計年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り
			%			%
預 貯 金	-	6,108	-	-	6,192	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	7,202	321,998	2.24	6,968	369,086	1.89
貸 付 金	358	12,190	2.94	370	12,629	2.94
土 地 ・ 建 物	-	87	-	-	148	-
金 融 派 生 商 品	△ 97	-	-	△ 85	-	-
そ の 他	△ 25	7,770	△ 0.32	△ 2	20,364	△ 0.01
合 計	7,438	348,154	2.14	7,250	408,421	1.78

- (注) 1. 資産運用損益(実現ベース)は、連結損益計算書における「資産運用収益」から「資産運用費用」を控除した金額であります。  
 2. 平均運用額(取得原価ベース)は、日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出してあります。  
 3. 預貯金には現金を含んであります。

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			当連結会計年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り
			%			%
預 貯 金	-	6,108	-	-	6,192	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	5,388	330,507	1.63	11,284	375,781	3.00
貸 付 金	358	12,190	2.94	370	12,629	2.94
土 地 ・ 建 物	-	87	-	-	148	-
金 融 派 生 商 品	△ 97	-	-	△ 85	-	-
そ の 他	△ 25	7,770	△ 0.32	△ 2	20,364	△ 0.01
合 計	5,623	356,664	1.58	11,566	415,116	2.79

- (注) 1. 時価総合利回りは、資産運用利回り(実現利回り)にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回りであります。  
 2. 資産運用損益等(時価ベース)は、資産運用損益(実現ベース)にその他有価証券に係る評価差額(税効果控除前の金額による)の当期増加額を加算した金額であります。  
 3. 平均運用額(時価ベース)は、平均運用額(取得原価ベース)にその他有価証券に係る前期末評価差額(税効果控除前の金額による)を加算した金額であります。  
 4. 預貯金には現金を含んであります。

④海外投融資

(単位:百万円)

区 分		前連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		当連結会計年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	
		金額	構成比	金額	構成比
外 貨 建	外 国 公 社 債	30,961	44.1	35,510	39.0
	外 国 株 式	—	—	—	—
	そ の 他	354	0.5	396	0.4
	小 計	31,315	44.6	35,906	39.4
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	38,805	55.3	55,010	60.4
	そ の 他	106	0.2	194	0.2
	小 計	38,912	55.4	55,205	60.6
合 計		70,228	100.0	91,111	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り	運用資産利回り(インカム利回り)	1.94		1.86	
	資産運用利回り(実現利回り)	1.91		1.61	

(注)1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は海外投融資に係る資産について「利回り 運用資産利回り(インカム利回り)」と同様の方法により算出したものです。

2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は海外投融資に係る資産について「利回り 資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

(3)ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
ソルベンシー・マージン総額(A)	30,292	31,463
資 本 金 等	8,669	6,779
価 格 変 動 準 備 金	545	661
危 険 準 備 金	2,917	3,335
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 × 90% ( マイナス の 場 合 100% )	6,025	9,909
土 地 の 含 み 損 益 × 85% ( マイナス の 場 合 100% )	—	—
全 期 チ ル メ ル 式 責 任 準 備 金 相 当 額 超 過 額	30,086	38,715
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
全 期 チ ル メ ル 式 責 任 準 備 金 相 当 額 超 過 額 及 び 負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 の うち、マージンに算入されない額	△ 17,952	△ 27,938
控 除 項 目	—	—
そ の 他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	4,787	5,293
保 険 リ ス ク 相 当 額 $R_1$	1,234	1,218
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク 相 当 額 $R_8$	634	658
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 $R_2$	422	434
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 $R_7$	—	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 $R_3$	3,787	4,302
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 $R_4$	182	198
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,265.3%	1,188.7%

(注)上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

# V.当社及び子会社等の財産の状況

## 1.連結財務諸表

### (1)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		28,935	34,579
有価証券		1,036,086	1,093,450
貸付金		24,486	21,760
有形固定資産		35,978	35,718
土地		19,231	19,158
建物		14,139	13,931
その他の有形固定資産		2,607	2,628
無形固定資産		2,084	5,074
その他資産		65,517	80,258
退職給付に係る資産		2,651	4,793
繰延税金資産		34,478	29,962
貸倒引当金		△ 914	△ 917
投資損失引当金		△ 46	△ 36
資 産 の 部 合 計		1,229,258	1,304,643
(負債の部)			
保険契約準備金		1,082,203	1,147,270
支払備金		99,089	98,754
責任準備金等		983,114	1,048,516
その他負債		50,333	46,889
退職給付に係る負債		649	627
役員退職慰労引当金		118	122
賞与引当金		822	869
特別法上の準備金		2,012	2,470
価格変動準備金		2,012	2,470
繰延税金負債		2,035	3,164
再評価に係る繰延税金負債		1,991	1,858
負 債 の 部 合 計		1,140,168	1,203,273
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		55,981	55,981
資本剰余金		45,662	45,662
利益剰余金		△ 30,219	△ 30,045
株主資本合計		71,424	71,598
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金		28,928	39,509
土地再評価差額金		△ 9,324	△ 9,219
退職給付に係る調整累計額		△ 1,937	△ 518
その他の包括利益累計額合計		17,666	29,771
純 資 産 の 部 合 計		89,090	101,370
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,229,258	1,304,643

V

当社及び子会社等の財産の状況

**[当連結会計年度の連結貸借対照表の注記事項]**

1. 有形固定資産の減価償却累計額は55,141百万円、圧縮記帳額は5,232百万円であります。

2. AIG富士生命保険株式会社に係る契約者配当準備金の移動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	524百万円
当期契約者配当金支払額	365百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	341百万円
当期末現在高	499百万円

3. 責任準備金等には、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金41,013百万円を含んでおります。

4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額に該当するものではありません。延滞債権額は485百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3か月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は485百万円であります。

5. 担保に供している資産は有価証券等18,881百万円であります。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。

(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,907百万円であります。うち、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△2,107百万円であります。

7. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度(非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	14,693百万円
勤務費用	1,208百万円
利息費用	143百万円
数理計算上の差異の当期発生額	29百万円
退職給付の支払額	△ 1,369百万円
期末における退職給付債務	14,706百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	16,695百万円
期待運用収益	174百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,060百万円
事業主からの拠出額	804百万円
退職給付の支払額	△ 863百万円
期末における年金資産	18,871百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,428百万円
年金資産	△ 18,871百万円
	△ 4,443百万円
非積立型制度の退職給付債務	277百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 4,165百万円
退職給付に係る負債	627百万円
退職給付に係る資産	△ 4,793百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 4,165百万円

④ その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳

未認識過去勤務費用	29百万円
未認識数理計算上の差異	△ 756百万円
合計	△ 727百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	32.3%
株式	44.0%
現金及び預金	1.2%
その他	22.5%
合計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が34.86%含まれております。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	1.6%
退職給付信託に関するもの	0.0%

8. 繰延税金資産の総額は69,094百万円、繰延税金負債の総額は15,164百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は27,132百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金等35,390百万円、繰越欠損金20,480百万円、有価証券評価損1,655百万円及び支払備金4,916百万円等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金14,537百万円等であります。

9. 1株当たり純資産額は837円76銭であります。

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

### ① 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		381,457	391,399
保険引受収益		361,369	370,986
正味収入保険料		273,116	278,884
収入積立保険料		6,988	4,622
積立保険料等運用益		7,146	7,054
生命保険料		69,611	78,055
支払備金戻入額		3,705	335
その他保険引受収益		801	2,033
資産運用収益		17,094	20,119
利息及び配当金収入		17,195	18,240
有価証券売却益		6,549	8,913
有価証券償還益		—	8
その他運用収益		496	11
積立保険料等運用益振替		△7,146	△7,054
その他経常収益		2,992	294
経常費用		365,131	388,338
保険引受費用		306,069	321,042
正味支払保険金		146,429	137,273
損害調査費		15,493	15,498
諸手数料及び集金費		55,492	55,703
満期返戻金		37,359	34,304
契約者配当金		2	1
生命保険金等		8,453	11,063
責任準備金等繰入額		42,180	65,767
その他保険引受費用		657	1,430
資産運用費用		521	2,416
有価証券売却損		133	557
有価証券評価損		96	29
有価証券償還損		2	7
金融派生商品費用		236	1,798
その他運用費用		52	23
営業費及び一般管理費		56,896	63,483
その他経常費用		1,644	1,397
支払利息		163	27
貸倒引当金繰入額		—	75
貸倒損失		2	2
その他の経常費用		1,478	1,292
経常利益		16,325	3,060
特別利益		185	52
固定資産処分益		25	52
子会社清算益		159	—
特別損失		1,974	524
固定資産処分損		179	65
減損損失		93	—
特別法上の準備金繰入額		447	458
価格変動準備金繰入額		447	458
退職給付信託返還に伴う数理差異償却		1,254	—
税金等調整前当期純利益		14,536	2,588
法人税及び住民税等		212	176
法人税等調整額		9,367	2,258
法人税等合計		9,580	2,434
少数株主損益調整前当期純利益		4,956	153
当期純利益		4,956	153

V

当社及び子会社等の財産の状況

**[当連結会計年度の連結損益計算書の注記事項]**

- 生命保険料には修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額△29,048百万円及び出再保険責任準備金調整額22,793百万円等を含んでおります。
- 諸手数料及び集金費には修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入△12,852百万円等を含んでおります。
- 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	62,608百万円
給与	28,729百万円
募集費	8,121百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。
- 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,472百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	1,208百万円
利息費用	143百万円
期待運用収益	△ 174百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	31百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 4百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,204百万円
その他	267百万円
計	1,472百万円
- 当連結会計年度における法定実効税率は30.68%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は94.05%であります。この差異の主要な内訳は評価性引当額の増加による△34.19%、法人税率変更の影響118.74%等であります。
- 1株当たり当期純利益金額は1円27銭であります。

**②連結包括利益計算書**

(単位：百万円)

連結会計年度	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
科目		
少数株主損益調整前当期純利益	4,956	153
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△ 7,198	10,580
退職給付に係る調整額	-	1,419
その他の包括利益合計	△ 7,198	12,000
包括利益	△ 2,242	12,153
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△ 2,242	12,153
少数株主に係る包括利益	-	-

**[当連結会計年度の連結包括利益計算書の注記事項]**

- その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	21,673百万円
組替調整額	△ 8,352百万円
税効果調整前	13,321百万円
税効果額	△ 2,741百万円
その他有価証券評価差額金	10,580百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	2,030百万円
組替調整額	27百万円
税効果調整前	2,057百万円
税効果額	△ 637百万円
退職給付に係る調整累計額	1,419百万円
その他の包括利益合計	12,000百万円

## (3) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		14,536	2,588
減価償却費		1,890	1,808
減損損失		93	—
支払備金の増減額(△は減少)		△ 3,705	△ 335
責任準備金等の増減額(△は減少)		41,878	65,401
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 2,855	2
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)		5,698	△ 127
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		△ 86	20
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△ 12	4
賞与引当金の増減額(△は減少)		△ 392	46
価格変動準備金の増減額(△は減少)		447	458
利息及び配当金収入		△ 17,195	△ 18,240
有価証券関係損益(△は益)		△ 6,316	△ 8,327
支払利息		163	27
為替差損益(△は益)		△ 495	△ 7
貸付金関係損益(△は益)		360	47
有形固定資産関係損益(△は益)		△ 153	△ 13
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 7,645	△ 12,312
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△ 291	2,111
その他		334	1,751
小計		26,254	34,905
利息及び配当金等の受取額		19,417	21,781
利息の支払額		△ 163	△ 27
法人税等の支払額		△ 540	△ 550
法人税等の還付額		198	282
営業活動によるキャッシュ・フロー		45,165	56,391
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 279,905	△ 206,706
有価証券の売却・償還による収入		222,143	167,996
貸付けによる支出		△ 12,303	△ 11,113
貸付金の回収による収入		23,530	13,792
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額(△は増加)		3,596	—
その他		△ 1,836	△ 8,924
資産運用活動計		△ 44,776	△ 44,954
営業活動及び資産運用活動計		389	11,436
有形固定資産の取得による支出		△ 599	△ 633
有形固定資産の売却による収入		451	258
その他		△ 1,142	△ 3,499
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 46,066	△ 48,828
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金の返済による支出		△ 6,000	△ 1,500
リース債務の返済による支出		△ 216	△ 448
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 6,216	△ 1,948
現金及び現金同等物に係る換算差額		173	29
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 6,944	5,643
現金及び現金同等物期首残高		35,879	28,935
現金及び現金同等物期末残高		28,935	34,579

## 【当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項】

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預貯金	34,579百万円
現金及び現金同等物	34,579百万円

2. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

## (4) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	55,981	45,662	△ 35,134	66,509
当期変動額				
当期純利益			4,956	4,956
土地再評価差額金の取崩			△ 41	△ 41
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計			4,915	4,915
当期末残高	55,981	45,662	△ 30,219	71,424

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	36,127	△ 9,365	-	26,762	93,271
当期変動額					
当期純利益					4,956
土地再評価差額金の取崩					△ 41
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 7,198	41	△ 1,937	△ 9,095	△ 9,095
当期変動額合計	△ 7,198	41	△ 1,937	△ 9,095	△ 4,180
当期末残高	28,928	△ 9,324	△ 1,937	17,666	89,090

当連結会計年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	55,981	45,662	△ 30,219	71,424
当期変動額				
当期純利益			153	153
土地再評価差額金の取崩			20	20
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計			174	174
当期末残高	55,981	45,662	△ 30,045	71,598

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	28,928	△ 9,324	△ 1,937	17,666	89,090
当期変動額					
当期純利益					153
土地再評価差額金の取崩					20
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,580	104	1,419	12,104	12,104
当期変動額合計	10,580	104	1,419	12,104	12,279
当期末残高	39,509	△ 9,219	△ 518	29,771	101,370

**【当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の注記事項】**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	121,000	—	—	121,000
合計	121,000	—	—	121,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成26年度)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 1社  
AIG富士生命保険株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるAIG富士生命保険株式会社の決算日は3月31日であり、同日現在の財務諸表を利用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

② 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。また、責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は次の通りであります。AIG富士生命保険株式会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて「5年ごと利差配当商品」、「無配当商品」及び「医療・がん商品」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。デュレーション・マッチングの有効性については定期的に検証を行っております。

なお、責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は、80,271百万円、時価は87,942百万円であります。

③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

④ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑤ 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

#### (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び連結子会社の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によっております。

当社及び連結子会社の無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

当社及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

#### (会計方針の変更)

従来、当社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。当社及び連結子会社が属するAIGグループでは、グループ内の業務や拠点の統合を進めている中、システムや有形固定資産への大規模な投資が見込まれております。

これを契機に、国内AIGグループとの会計処理の統一を目的として、当社及び連結子会社でも有形固定資産の使用状況を見直した結果、経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると見込まれるため、定額法がより適切に期間損益を反映させると判断致しました。

この結果、従来の方法と比べて、経常利益及び税金等調整前当期純利益が385百万円増加しております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末時点で残高はありません。

#### ②投資損失引当金

投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

#### ③退職給付に係る会計処理の方法

##### (i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期間までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### (ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

#### (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しました。退職給付見込額の期間帰属方法は、主としてポイント基準を採用していましたが、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法は、主に従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法を採用していましたが、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

当該変更に伴う期首の利益剰余金、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

#### ④役員退職慰労引当金

取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

#### ⑤賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

#### ⑥価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

#### (5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (6)消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

#### (7)重要なヘッジ会計の方法

外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

#### (8)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生していません。

#### (9)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短資資金からなっております。

## (6) 金融商品関係(平成26年度)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、社会性、公共性の高い損害保険及び生命保険を中心とした事業を行っております。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っております。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用基本規程」等に定めております。法令順守、社会的責任、経営の安定といった理念を徹底すべく、必要に応じ改訂を加えております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ、貸付金等の金銭債権債務があります。

これらの金融商品は、金利、株価、為替などの市場の変動によって価値が減少し損失を被るリスクすなわち「市場関連リスク」や、それぞれの発行体や貸付先、取引の相手先などの信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るリスクすなわち「信用リスク」を内包しております。また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなくなったり、適正な価格で取引できなくなったりするリスクすなわち「流動性リスク」を内包しております。なお、これらのリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行い、ヘッジ会計を適用しているものもあります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品を含む資産の運用リスクに対しては、リスク管理基本方針やリスク管理体制、具体的な管理手法について、資産運用リスク管理方針等に定め、経営の健全性維持、安定的な資産運用収益の確保を図ることとしております。

リスク管理体制については、資産運用担当部門(フロント部門)、事務管理部門(バック部門)、リスク管理部門(ミドル部門)をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としております。資産運用リスクの状況について、経営層を含むERM委員会にて毎月協議を行い、迅速に対応できる体制としております。更に、経営会議、取締役会では、定期的なモニタリングを通じてリスク管理体制面も含めたリスク管理態勢の整備に努めております。

リスク管理手法については、定性的管理と定量的管理からアプローチを行っております。定性的管理は、資産運用リスクに対する運用ルールなどを含む諸規程を定め、その遵守状況の検証などを行っております。一方、定量的管理は、保有する金融商品に対して、統一的な尺度(信頼区間99%、保有期間1年)によって、リスク特性毎の相関を考慮した統合化計算により、バリュー・アット・リスク(以下、[VAR])を計測しております。このVARに対して、許容出来るリスク量としてのリスクリミットやアラームポイントを定め、その遵守状況の管理などを行っております。

#### ① 市場関連リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、国内金利や外国金利の市場金利の変化によって価値が変動する国内債券や外国債券等の金融商品、及び将来の保険金支払いのための準備金として積み立てている保険負債も含めて、その金利感応度であるベシス・ポイント・バリュー(BPV)を算出し、市場金利の変動率(ボラティリティ)を活用してVARを計測しております。

なお、これらのリスクに対しては、積立保険の状況も含め、資産負債の統合的管理を目的にALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)として管理を行う体制も構築しております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、国内外の経済情勢等によって価値が変動する株式や投資信託等の金融商品に対して、日経平均株価指数等の市場インデックスに対する感応度(ベータ値)を算出し、市場インデックスの変動率を活用してVARを計測しております。

なお、非上場株式、投資信託など市場流動性の劣る金融商品への投資に対しては、リスク管理部門による事前審査を行うなど、より慎重な投資スタンスとしております。

##### (iii) 為替リスクの管理

為替リスクについては、ドルやユーロなどの為替レートの変化によって円ベースでの価値が変動する外国債券や外国投信等の金融商品に対して、為替に対する感応度を通貨ごとに算出し、為替レートの変動率を活用してVARを計測しております。

なお、為替予約及び通貨オプション等のデリバティブ取引を活用して、ヘッジ会計の適用を行う場合があります。

#### ② 信用リスクの管理

信用リスクについては、債券の発行体や貸付先に対して、当社グループの内部基準による信用格付水準毎に分類し、予想倒産確率を用いたモンテカルロシミュレーションを行い、VARを計測しております。

なお、主に貸付先に対する信用リスク低減への取組みとして、事前審査体制の強化や、保証や担保の設定、信用情報管理、問

題債権への対応強化などを行っております。

③流動性リスクの管理

流動性リスクについては、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加などに備え、あるいは対処する資金繰り管理の側面と、保有する金融商品が経済情勢や市場環境の変化によって、適正な価格で取引できなくなることを防止するという市場流動性管理の側面があります。

資金繰り管理の面では、資金繰り管理部門が、日々、及び中長期の資金繰りを実施し、リスク管理部門による定期的な検証を実施することで牽制機能を確認しております。

また、市場流動性管理の面では、換金性に優れた金融商品を一定比率保有することで資金繰り破綻の回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	34,579	34,579	—
(2)有価証券			
①満期保有目的の債券	256,700	288,994	32,294
②責任準備金対応債券	80,271	87,942	7,670
③その他有価証券	743,465	743,465	—
(3)貸付金	21,760		
貸倒引当金(*1)	△ 453		
	21,306	21,343	36
資産計	1,136,323	1,176,324	40,001
デリバティブ取引(*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 1,730	△ 1,730	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	△ 6,936	△ 6,936	—
デリバティブ取引計	△ 8,667	△ 8,667	—

(\*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預貯金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ペンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。

また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち貸付額を担保資産の範囲内に限定しているものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定方法には、先物為替相場を使用しております。また、株式先渡取引の時価の算定方法には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産(2)③その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	2,567
②組合出資金(*2)	1,091
③投資信託(*3)	9,263
合 計	12,922

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*3)投資信託のうち、主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	34,552	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	23,400	56,000	133,200
社債	—	—	—	4,400
外国証券	—	—	—	35,000
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	82,900	71,300	44,400	44,200
社債	19,313	89,587	3,200	21,410
外国証券	14,951	175,722	17,203	46,513
責任準備金対応債券				
国債	—	—	2,600	68,400
外国証券	—	—	—	13,000
貸付金(*1)	15,219	2,500	155	25
合 計	166,936	362,511	123,559	366,149

(\*1)貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない485百万円、期間の定めのない3,374百万円は含めておりません。

## (7) 有価証券関係

### ① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

### ② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)			
	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	公社債	217,835	238,431	20,595	220,700	249,119	28,419
	外国証券	8,000	8,011	11	35,000	38,929	3,929
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	公社債	—	—	—	1,000	945	△ 55
	外国証券	12,000	11,659	△ 340	—	—	—
合 計		237,835	258,102	20,267	256,700	288,994	32,294

### ③ 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)			
	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	44,582	46,123	1,541	68,399	74,765	6,365
	外国証券	7,838	7,984	145	8,022	9,381	1,359
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,033	3,000	△ 33	3,849	3,794	△ 54
合 計		55,454	57,107	1,653	80,271	87,942	7,670

### ④ その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)			
	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	379,286	365,805	13,481	366,861	351,722	15,139
	株式	32,335	16,963	15,371	41,663	19,374	22,288
	外国証券	173,464	171,479	1,985	221,023	216,717	4,305
	その他	42,240	30,730	11,510	39,013	26,336	12,677
	小計	627,327	584,978	42,348	668,562	614,151	54,411
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	21,000	21,106	△ 106	26,955	26,986	△ 31
	株式	2,308	2,467	△ 158	2,288	2,445	△ 156
	外国証券	82,305	83,584	△ 1,279	45,658	45,984	△ 326
	その他	5,189	5,394	△ 204	—	—	—
	小計	110,804	112,553	△ 1,748	74,902	75,416	△ 514
合 計		738,131	697,532	40,599	743,465	689,568	53,896

(注)

前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(連結貸借対照表計上額42,240百万円、取得原価30,730百万円、差額11,510百万円)であります。 3. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」は投資信託受益証券(連結貸借対照表計上額5,189百万円、取得原価5,394百万円、差額△204百万円)であります。	1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券(連結貸借対照表計上額39,013百万円、取得原価26,336百万円、差額12,677百万円)であります。

### ⑤当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			当連結会計年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	145,880	546	25	19,429	11	30
株 式	1,697	1,210	49	1,214	664	145
外 国 証 券	1,905	45	42	44,684	667	358
そ の 他	9,455	4,746	16	17,492	7,569	22
合 計	158,938	6,549	133	82,820	8,913	557

### ⑥当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて11百万円(うち、投資信託11百万円)、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて84百万円(うち、株式84百万円)減損処理を行っております。 なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。	当連結会計年度において、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて30百万円(うち、株式30百万円)減損処理を行っております。 なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。

## (8) 金銭の信託関係

### ①運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

### ②満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

### ③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

**(9) デリバティブ取引関係**

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	754	572	△ 29	△ 29
	買建				
	米ドル	783	598	1	1
合 計		—	—	△ 28	△ 28

(注)時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	17,017	—	△ 1,893	△ 1,893
	英ポンド	1,917	1,623	△ 406	△ 406
	ユーロ	1,042	—	△ 19	△ 19
	買建				
	米ドル	18,434	—	473	473
	英ポンド	2,172	1,884	151	151
	ユーロ	1,097	—	△ 35	△ 35
合 計		—	—	△ 1,730	△ 1,730

(注)時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	為替予約取引 売建	米ドル 英ポンド ユーロ その他有価証券	86,722	7,737	△ 2,743
			21,925	15,098	△ 3,365
			69,604	34,752	△ 9,951
			合 計	—	—

(注)時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	為替予約取引 売建	米ドル 英ポンド ユーロ その他有価証券	113,619	32,461	△ 3,540
			26,299	10,152	△ 3,467
			60,993	5,438	1,334
			合 計	—	—

(注)時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

(2) 株式関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	株式先渡取引	その他有価証券			
	売建		11,286	—	316
合 計			—	—	316

(注)時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
時価ヘッジ	株式先渡取引	その他有価証券			
	売建		12,582	—	△ 1,263
合 計			—	—	△ 1,263

(注)時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

## (10) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

主に、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務については、使用見込期間を見積もり、割引率は使用見込期間に応じたリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
期首残高	494	526
有形固定資産の取得に伴う増加額	45	50
時の経過による調整額	4	4
資産除去債務の履行による減少額	△ 17	△ 30
その他増減額(△は減少)	—	32
期末残高	526	583

## (11) 賃貸等不動産関係

1. 当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	11,473	11,127
期中増減額	△ 345	△ 119
期末残高	11,127	11,008
期末時価	8,167	7,906

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び期末時価は、当社及び連結子会社の使用部分を控除した金額であります。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しております。

2. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

3. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は資本的支出(91百万円)であり、主な減少額は減価償却費(362百万円)、減損損失(62百万円)であります。また、当連結会計年度の主な増加額は営業用不動産からの振替(117百万円)、資本的支出(95百万円)であり、主な減少額は減価償却費(210百万円)、売却(120百万円)であります。

4. 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価評価額等に基づく金額であります。

## 2.リスク管理債権(連結)

(単位:百万円)

区 分	連結会計年度	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
破綻先債権額		—	—
延滞債権額		13	485
3か月以上延滞債権額		—	—
貸付条件緩和債権額		—	—
合 計		13	485
貸付金残高に対する比率		0.1%	2.2%
(参考)貸付金残高		24,486	21,760

(注)各債権の意義は次のとおりであります。

- (1) 破綻先債権  
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。
- (2) 延滞債権  
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。
- (3) 3か月以上延滞債権  
3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸付条件緩和債権  
貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

### 3. 保険会社及びその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額		232,745	264,600
資本金又は基金等		71,424	71,598
価格変動準備金		2,012	2,470
危険準備金		2,990	3,416
異常危険準備金		103,734	113,186
一般貸倒引当金		157	153
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		36,539	48,528
土地の含み損益		△ 13,333	△ 13,215
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)		△ 2,784	△ 727
保険料積立金等余剰部分		30,086	38,715
負債性資本調達手段等		1,500	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者の係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		417	473
(B) 連結リスク合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)} + R_3+R_4)^2 + (R_5+R_6+R_7)^2} + R_8+R_9$		51,680	47,547
損害保険契約の一般保険リスク(R <sub>1</sub> )		22,265	21,736
生命保険契約の保険リスク(R <sub>2</sub> )		1,234	1,218
第三分野保険の保険リスク(R <sub>3</sub> )		635	660
少額短期保険業者の保険リスク(R <sub>4</sub> )		—	—
予定利率リスク(R <sub>5</sub> )		4,446	4,307
生命保険契約の最低保証リスク(R <sub>6</sub> )		—	—
資産運用リスク(R <sub>7</sub> )		23,253	23,912
経営管理リスク(R <sub>8</sub> )		1,967	1,844
損害保険契約の巨大災害リスク(R <sub>9</sub> )		13,750	9,654
連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1 / 2}] × 100		900.7%	1112.9%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)及び第88条(連結リスク)並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。

**【連結ソルベンシー・マージン比率の説明文】**

- ・当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において生命保険事業を営んでおります。
- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」であります。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一であります。

**「通常の予測を超える危険」**

保険引受上の危険(\*1)、予定利率上の危険(\*2)、最低保証上の危険(\*3)、資産運用上の危険(\*4)、経営管理上の危険(\*5)、巨大災害に係る危険(\*6)の総額

- \*1 保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- \*2 予定利率上の危険(予定利率リスク) : 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- \*3 最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク) : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
- \*4 資産運用上の危険(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- \*5 経営管理上の危険(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記\*1~\*4及び\*6以外のもの
- \*6 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

**「当社及びその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」**

当社及びその子会社等の純資産(剰余金処分量を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、国内の土地の含み損益等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

**4. セグメント情報**

**1. 報告セグメントの概要**

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、独立した経営単位である関係会社が、当社の経営方針のもと、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、個々の関係会社を最小単位とした事業別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」および「生命保険事業」の2つを報告セグメントとしております。

「損害保険事業」は、損害保険引受業務、資産運用業務およびそれらに関連する業務を行っており、「生命保険事業」は、生命保険引受業務および資産運用業務を行っております。

**2. 報告セグメントの利益(又は損失)、資産及び負債等の額の測定方法**

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益または損失は経常利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部収益は、第三者間取引価格等に基づいております。

### 3. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合 計	調整額	連結財務諸表 計上額
	損害保険事業	生命保険事業			
経常収益					
(1)外部顧客に対する経常収益	315,869	77,942	393,812	△12,354	381,457
(2)セグメント間の内部経常収益	2,473	△18	2,455	△2,455	—
計	318,343	77,923	396,267	△14,810	381,457
セグメント利益(又は損失)	17,019	△699	16,320	5	16,325
セグメント資産	855,505	390,227	1,245,732	△16,473	1,229,258
その他の項目					
減価償却費	1,754	193	1,948	△57	1,890
利息及び配当金収入	10,922	6,415	17,338	△142	17,195
支払利息	160	2	163	—	163
特別利益	185	—	185	—	185
特別損失	1,866	108	1,974	—	1,974
(減損損失)	93	—	93	—	93
税金費用	9,534	44	9,579	1	9,580
有形固定資産および無形固定資産の増加額	1,223	652	1,876	△16	1,860

(注)外部顧客に対する経常収益の調整額欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

当連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合 計	調整額	連結財務諸表 計上額
	損害保険事業	生命保険事業			
経常収益					
(1)外部顧客に対する経常収益	304,811	87,207	392,019	△620	391,399
(2)セグメント間の内部経常収益	2,326	48	2,375	△2,375	—
計	307,138	87,256	394,394	△2,995	391,399
セグメント利益(又は損失)	4,780	△1,698	3,081	△21	3,060
セグメント資産	866,404	454,582	1,320,986	△16,343	1,304,643
その他の項目					
減価償却費	1,498	310	1,808	—	1,808
利息及び配当金収入	11,049	7,325	18,375	△134	18,240
支払利息	25	2	27	—	27
特別利益	52	—	52	—	52
特別損失	407	116	524	—	524
(減損損失)	—	—	—	—	—
税金費用	2,411	27	2,438	△4	2,434
有形固定資産および無形固定資産の増加額	3,395	696	4,091	—	4,091

(注)外部顧客に対する経常収益の調整額欄の金額のうち主なものは、生命保険事業セグメントに係る経常費用のうちの支払備金繰入額を連結損益計算書上は経常収益のうちの支払備金戻入額に含めて表示したことによる振替額であります。

## 5. その他

### 1. 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表及び連結財務諸表の適正性、並びに財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役社長兼CEOが確認しております。

# VI. 会社概要

## 1. 当社の沿革

当社の前身である「日本簡易火災保険株式会社」は、一般家庭への簡易火災保険普及を目的に関西の有力財界人により大正7年に設立されました。同社は「常磐簡易火災保険株式会社」を昭和16年に吸収合併、昭和24年に社名を「富士火災海上保険株式会社」に改め、総合的な損害保険会社をめざすことになりました。

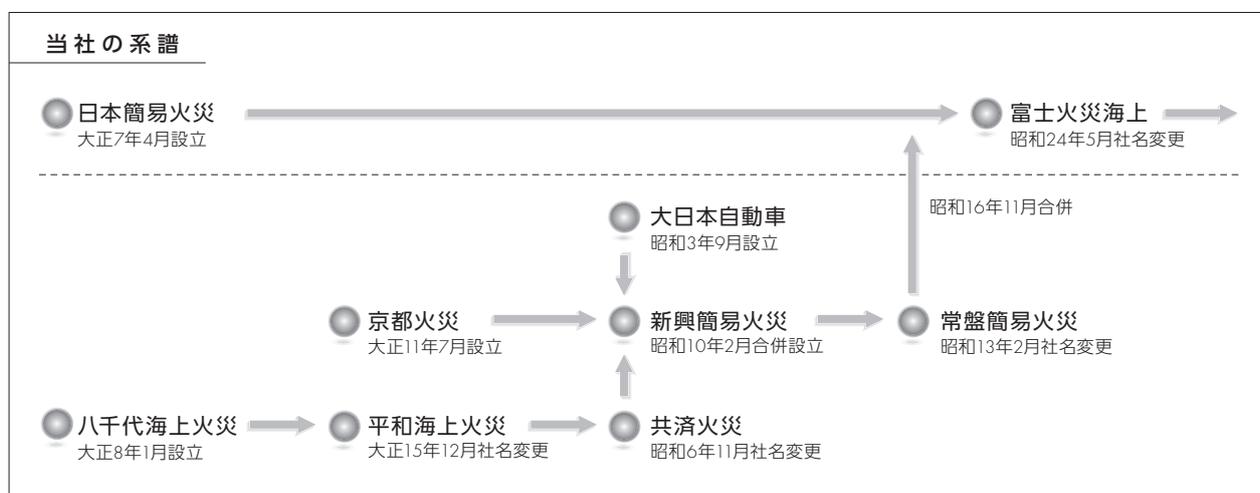
その後、月掛自動車保険や長期総合保険といった時代のニーズに合った商品を発売、経営基盤の拡大に努めるとともに、事務の機械化にも着手し、事務処理の軽減とお客さまサービスの充実を実現しました。

「お客さま第一主義」の経営方針のもと、平成3年に大阪・東京2本社体制を実現、平成8年には保険業法改正を受け生命保険子会社「富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）」を設立、生損保総合販売体制を確立しました。

平成12年にAIU保険会社（現AIU損害保険株式会社）と包括的業務提携、平成14年にオリックス・AIGグループによる資本参加と経営参画の基本合意を行いました。

平成23年8月にはAIGグループの完全子会社となり、平成25年4月に日本におけるAIGグループの保険持株会社となったAIGジャパン・ホールディングスの完全子会社となりました。そして、平成25年7月に関係当局の認可等を前提にAIU損害保険会社との合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを発表し、現在至っています。

今後ともグローバルな経営資源、保険引受のノウハウなどを活かし、より最適な保険やサービスをお客さまへ提供してまいります。



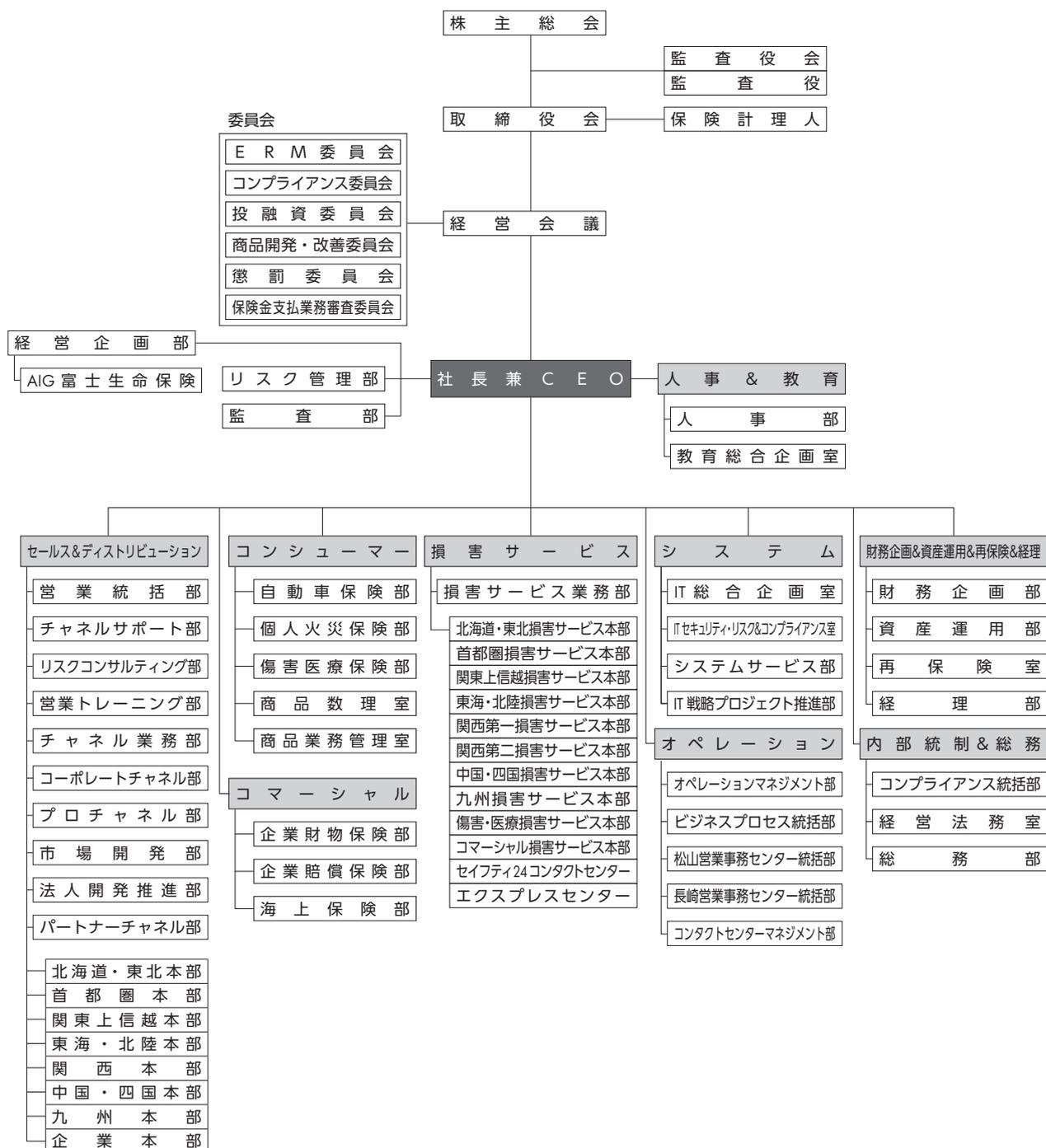
## 主な出来事

大 正					
7年	4月	日本簡易火災保険株式会社を設立			
昭 和					
16年	11月	常盤簡易火災保険株式会社を吸収合併	34年	3月	月掛火災保険の認可
19年	8月	普通火災保険を発売	35年	12月	住宅総合保険の認可
24年	3月	運送保険を発売	36年	10月	東京証券取引所へ上場
	5月	富士火災海上保険株式会社に社名変更	37年	5月	月掛住宅保険、月掛商工保険の認可
	11月	海上保険を発売		7月	賠償責任保険を発売
27年	12月	自動車保険を発売		11月	動産総合保険を発売
28年	3月	傷害保険を発売	41年	6月	地震保険を発売
	9月	大阪証券取引所へ上場	42年	8月	月掛自動車保険（6回払）の認可
30年	12月	自賠責保険を発売		11月	交通事故傷害保険を発売
			43年	7月	長期総合保険を発売
				11月	団地保険・月掛団地保険を発売
			44年	11月	月掛自動車保険（12回払）を発売
			45年	6月	茨木研修センター・事務センター竣工
			48年	7月	ファミリー交通傷害保険を発売
				11月	住宅火災保険を発売
			49年	3月	家庭用自動車保険（対人示談交渉つき）を発売
			50年	1月	積立ファミリー交通傷害保険を発売
				5月	英国現地法人富士火災（U.K.）社をロンドンに設立
				7月	富士火災損害調査株式会社を設立
				10月	価額協定保険（火災）を発売
			51年	1月	自家用自動車保険（PAP）を発売
			56年	10月	米国現地法人富士火災アメリカ社をシカゴに設立

<b>57年</b> (1982)	10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売 11月 FINESを稼働 12月 家族傷害保険を発売	<b>12年</b> (2000)	4月 「たすCarる」を発売 5月 傷害総合保険「未来スケッチ」を発売 7月 AIU保険会社(現AIU損害保険株式会社)と包括的業務提携 12月 「経営安心部長」を発売	11月 「2008 CRMベストプラクティス賞」を受賞 12月 次世代認定マーク「くるみん」を取得	
<b>58年</b> (1983)	7月 パッケージ・ポリシーを発売	<b>13年</b> (2001)	6月 「ライフパートナーα(アルファ)」を発売 8月 第三分野解禁第一弾商品「医療保険」を発売	<b>21年</b> (2009)	2月 「未来住まいるWEBシステム」の運用開始 11月 「MVP」を発売
<b>60年</b> (1985)	7月 FINESⅢを稼働	<b>14年</b> (2002)	2月 オリックス、AIGグループによる資本参加の基本合意 5月 オンライン事故報告システムサービスの稼働 6月 「未来住まいる」を発売	<b>22年</b> (2010)	12月 「みんなの健保2」を発売
<b>61年</b> (1986)	4月 医療費用保険を発売 11月 積立家族、積立普通傷害保険を発売	<b>15年</b> (2003)	7月 「PA(プロフェッショナルアドバイザー)社員制度」を創設 7月 「マンション管理安心保険」を発売 12月 「富士火災損害サービスパッケージ」を開始	<b>23年</b> (2011)	7月 東証・大証への上場廃止 8月 AIGグループの完全子会社化。同時に監査役会設置会社へ移行
<b>62年</b> (1987)	2月 ファミリースポーツ総合保険を発売 7月 新営業オンライン稼働	<b>16年</b> (2004)	1月 「みんなの健保(医療費用担保特約)」を発売 3月 「工事王」を発売 4月 「“新”経営安心部長」を発売	<b>24年</b> (2012)	3月 「みんなの労災ガード」を発売 10月 富士損害サービス社を統合 12月 「持病のある方も入りやすいみんなの健保3」を発売
<b>平成</b>		<b>17年</b> (2005)	6月 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」を発売	<b>25年</b> (2013)	3月 アメリカン富士社、富士インターナショナル社を売却 4月 AIGジャパン・ホールディングスの完全子会社化 4月 富士生命保険株式会社をAIG富士生命保険株式会社に社名変更 4月 富士火災インシュアランスサービスとチャーティス・コーポレート・ソリューションズが合併し、AIG富士インシュアランスサービス株式会社を設立
<b>元年</b> (1989)	3月 夜間休日事故受付フリーダイヤルサービスの開始 3月 富士火災アメリカ社をアメリカン富士に社名変更 10月 介護費用保険を発売	<b>18年</b> (2006)	9月 「シニアの救急箱」を発売	7月 関係当局の認可等を前提に平成27年(2015年)下半期以降のAIU社との合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを発表 7月 iPadを活用した契約募集ツール「富士モバイル」運用開始 8月 「LOGI-ACE(ロジ・エース)」を発売	
<b>2年</b> (1990)	1月 富士火災(U.K.)社を富士インターナショナル社に社名変更 4月 「けんこうくらぶ」サービスを開始 4月 「国際花と緑の博覧会」へ出展 6月 緊急帰国費用保険を発売 9月 商店会総合保険を発売	<b>19年</b> (2007)	10月 「富士火災フローラクラブ」のサービス開始 10月 音声ガイド付海外旅行保険用オンライン契約サイトのオープン	<b>26年</b> (2014)	2月 沖縄コンタクトセンター開設 5月 長崎ビジネスセンター開設 7月 富山コンタクトセンター開設
<b>3年</b> (1991)	4月 東京本社を設け、大阪・東京2本社制へ	<b>20年</b> (2008)	2月 「らくトクねっと-Plus」の運用開始 6月 創立90周年記念商品「かいけつサポーターズ」を発売 8月 自動車保険「ミューズ」を発売 10月 「海外安否確認」サービス開始		
<b>4年</b> (1992)	5月 多摩研修センター・防災トレーニングセンターを開設 11月 年金払積立傷害保険を発売				
<b>5年</b> (1993)	7月 創立75周年記念事業を展開				
<b>7年</b> (1995)	5月 富士火災物流センターを完成				
<b>8年</b> (1996)	8月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)を設立 10月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)の営業開始				
<b>9年</b> (1997)	12月 富士火災サポートセンター(現お客さまセンター)を設立				
<b>10年</b> (1998)	2月 新損害調査システムの全面稼働 5月 創立80周年記念商品「ハッピーサポーター」を発売				
<b>11年</b> (1999)	4月 「月掛生活総合保険」を発売				

## 2.当社の組織

### (1)本社機構、営業・損害サービス機構(平成27年7月1日現在)



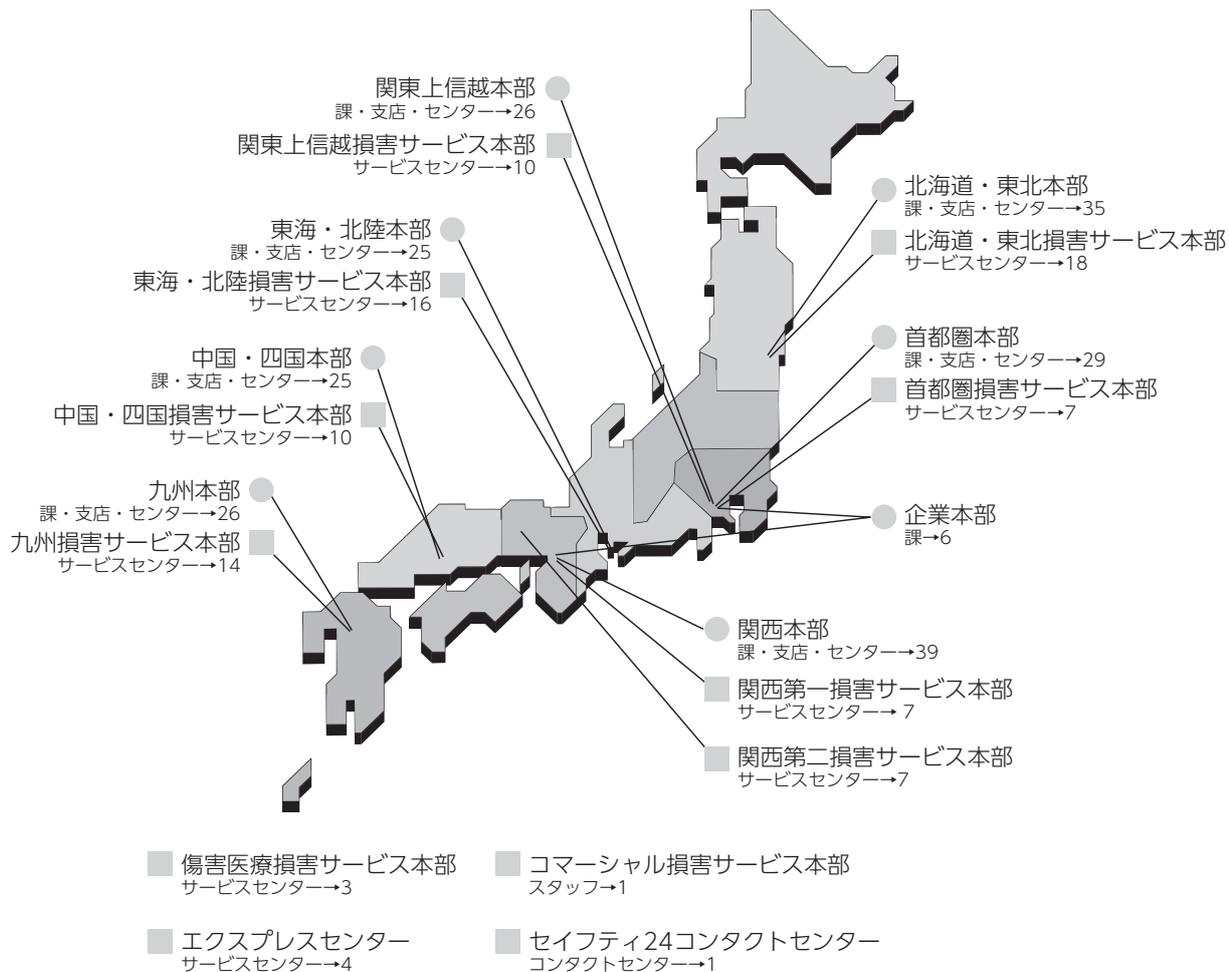
**(2) 国内ネットワーク (平成27年7月1日現在)**

日本全国の主要都市に営業店舗や事故相談センター(サービスセンター)を配置し、地域に密着したきめ細やかな対応ができるよう努めています。

さらに、日中はもちろん平日の時間外や休日にも保険に関するお問い合わせをフリーダイヤルでお受けする「お客さまセンター」や万一の事故のときのために24時間365日体制の「セイフティ24コンタクトセンター」を設置するなど、万全の体制を整えています。

合計

課・支店・センター 211  
サービスセンター(コンタクトセンター・スタッフ含む) 98



**(3) 海外ネットワーク (平成27年7月1日現在)**

当社の海外拠点はありますが、AIGグループの世界的なネットワークを通じて、お客さまにサービスを提供できる体制にあります。

**3. 株主の状況**

**大株主の状況**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
AIGジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3-20	121,000	100.00
計	-	121,000	100.00

## 4. 役員 の 状 況

### (1) 取締役・監査役の状況

(平成27年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	よこやま たかよし 横山 隆美 (昭和27年12月18日生)	昭和51年 4月 AIU保険会社(現AIU損害保険株式会社)入社 平成 2年 6月 同社 財務部部长 平成 3年 1月 同社 AVP財務部部长 平成 4年 8月 アメリカンホーム保険会社(現アメリカンホーム医療・損害保険株式会社)日本における代表者 平成13年12月 AIU保険会社(現AIU損害保険株式会社) 日本における代表者 平成19年 1月 アメリカンホーム保険会社(現アメリカンホーム医療・損害保険株式会社)日本における代表者 平成22年 4月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社 エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成22年 5月 当社 代表執行役社長兼COO 平成22年 6月 当社 取締役兼代表執行役社長兼COO 平成23年 9月 当社 代表取締役社長兼COO 平成23年10月 当社 代表取締役社長兼CEO(現任) 平成23年10月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 平成23年10月 富士火災インシュアランスサービス株式会社 取締役(非常勤) 平成24年 6月 日本地震再保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	クリスチャン・ サンドリック (昭和48年11月8日生)	平成11年 8月 AIG入社 平成18年 9月 AIG豪州 バイスプレジデント リージョナルオペレーション・システム担当 平成20年 7月 AIG英国 バイスプレジデント リージョナルオペレーション・システム担当 平成22年 8月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) シニア・バイスプレジデント オペレーション担当 平成24年 7月 同社 シニア・バイスプレジデント ジャパン・トランスフォーメーションサービス担当(現任) 平成25年 1月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 6月 AIGコリア・インク 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	アンドラシュ・ シェイエイ (昭和50年8月13日生)	平成14年 3月 AIGハンガリー(AIGヨーロッパS.A.ハンガリー支店)入社 平成19年12月 AIGセントラル・ヨーロッパ・アンド・シーアイエス ロンドン リージョナルコントローラー 平成21年 9月 AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社 リージョナルコントローラー 平成24年 9月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) ファイナンス・トランスフォーメーション・マネージャー 平成26年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 コントローラー兼スタチュトリCFO(現任) 平成26年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成26年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) 平成27年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)

(平成27年7月1日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	しゅどう とおる <b>首藤 透</b> (昭和34年6月25日生)	平成14年 2月 アメリカンインターナショナルグループ株式会社入社 平成18年 7月 同社 統合プロジェクトマネジメント室 バイスプレジデント 平成21年 1月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 プロジェクト マネジメント バイスプレジデント 平成22年 3月 当社 執行役 平成22年11月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社) 取締役(非常勤) 平成23年 4月 当社 代表執行役副社長兼CFO 平成23年 6月 当社 取締役兼代表執行役副社長兼CFO 平成23年 9月 当社 代表取締役副社長兼CFO 平成25年 7月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員兼チーフ・インテグ レーション・オフィサー(現任) 平成25年 7月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	とも の のりお <b>友野 紀夫</b> (昭和29年6月24日生)	昭和52年 4月 千代田生命保険相互会社入社 平成13年 3月 千代田生命保険相互会社 取締役 平成13年 4月 AIGスター生命保険株式会社 取締役プロフィットセンター本部長 平成16年12月 アメリカン・ジェネラル社 商品開発部バイスプレジデント 平成18年 3月 AIGスター生命保険株式会社 取締役 平成19年 6月 同社 代表取締役社長 平成21年12月 同社 代表取締役社長兼執行役員社長 平成24年 1月 ジブラルタ生命保険株式会社 取締役副会長 平成25年 2月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社) 代表取締役社長兼COO 平成25年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 6月 AIG富士生命保険株式会社 代表取締役社長兼CEO(現任)
取締役 (非常勤)	<b>ロバート・ ノディン</b> (昭和36年5月26日生)	昭和60年 8月 AIG入社 平成14年10月 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 リージョナル・バイスプレ ジデント 日本・韓国地域 オペレーションズ・システムズ担当 平成17年11月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役(非常勤) 平成17年12月 エイアイユーインシュアランスカンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会 社) 専務執行役員 システム&オペレーション担当 平成18年 6月 AIUインシュアランス カンパニー(ニューヨーク) シニア・バイスプレジデン ト オペレーション&システム 平成18年 6月 AIGシステムズ ソリューション(インド チェンナイ) 取締役会長 平成18年 9月 AIUインシュアランス カンパニー(ニューヨーク) 取締役 平成18年11月 AIGグローバルサービス(ニューヨーク) 取締役 平成20年 2月 AIGインク 損害保険部門エグゼクティブ オペレーション&システム担当 平成21年 5月 AIUホールディングス(ニューヨーク) シニア・バイスプレジデント オペレー ション&システム担当 平成21年 7月 エイアイユーインシュアランスカンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会 社) COO 平成23年 4月 同社 日本における代表者 兼 CEO 平成24年 5月 AIGインク バイスプレジデント(非常勤)(現任) 平成24年 5月 AIU設立準備株式会社(現AIU損害保険株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 平成24年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成24年 6月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ ホールディングス株式会社) 取締役 兼 COO 平成25年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO(現任) 平成25年 9月 アメリカンホーム設立準備株式会社(現アメリカンホーム医療・損害保険株式 会社) 取締役(非常勤) 平成26年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役会長(非常勤)(現任) 平成26年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成26年 7月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任)

(平成27年7月1日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	<b>ジェフリー・ファージェンソン</b> (昭和45年3月6日生)	平成22年 AIGグローバルサービス(マレーシア) 最高経営責任者(CEO) 平成25年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員チーフ・インフォメーション・オフィサー(現任) 平成25年 7月 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	<b>ラリック・ホール</b> (昭和42年6月5日生)	平成20年 6月 AIG入社 リージョナル・バイスプレジデント日本・韓国担当デピュティ・チーフ・エージェンシー・オフィサー 平成20年12月 同社 退社 平成24年11月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社入社 シニア・バイスプレジデントチーフ・エージェンシー・オフィサー 平成25年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 4月 AIG富士インシュアランスサービス株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成25年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデントチーフ・ディストリビューション・オフィサー(現任) 平成25年11月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	まつおか なおみ <b>松岡 直美</b> (昭和40年11月7日生)	平成26年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社入社 専務執行役員チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー 平成26年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成26年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー(現任) 平成26年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成26年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	やぶうち としき <b>藪内 寿樹</b> (昭和43年9月10日生)	平成22年 8月 当社入社 平成22年11月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)取締役(非常勤) 平成23年 9月 同社 執行役員 平成24年12月 同社 執行役員 兼 プロフィットセンター本部長 平成26年 6月 同社 取締役 兼 執行役員 兼 プロフィットセンター本部長 平成26年11月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員コンシューマー・インシュアランス副責任者(現任) 平成27年 2月 テックマークジャパン株式会社取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	<b>ケネス・ライリー</b> (昭和48年8月29日生)	平成11年11月 ナショナル・ユニオン・ファイヤー・インシュアランス・カンパニー・オブ・ピッツバーグ入社 平成13年 7月 エイアイユー・インシュアランスカンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社) 平成16年 7月 AIGヨーロッパUK Ltd. アシスタント・バイスプレジデント兼コーポレート・マネージャー 平成20年 2月 AIGインシュアランス香港 Ltd. バイスプレジデント 経営保険担当 平成21年 9月 AIGアジア・パシフィック・ホールディングス Ltd. 経営保険ファアー・イースト・ヘッド兼リージョナル・バイスプレジデント 平成25年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 企業保険担当(現任) 平成26年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 平成26年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)

(平成27年7月1日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
監査役 (常勤)	おさだ くにひこ 長田 國彦 (昭和27年9月6日生)	昭和51年 4月 当社入社 平成11年 4月 当社 人事部長 平成13年 6月 当社 経営管理部長 平成14年 4月 当社 代理店部長 平成14年11月 当社 販売組織部長 平成15年 3月 当社 代理店営業部長 平成16年11月 当社 代理店本部長 平成17年 4月 当社 業務管理部長 平成18年 7月 当社 総務部長兼業務管理部長 平成19年 4月 当社 業務役員総務部長 平成21年 8月 当社 執行役員総務部長 平成22年 4月 当社 執行役、内部統制&総務担当 平成22年 6月 富士損害サービス株式会社 監査役(非常勤) 平成23年 9月 当社 監査役(常勤)(現任) 平成26年 6月 AIU損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	はた ゆきよし 羽田 幸善 (昭和18年2月2日生)	昭和45年 6月 AIU株式会社(現AIU損害保険株式会社)入社 平成元年 4月 AIU保険会社(現AIU損害保険株式会社) 火災保険業務部長 平成 5年 1月 同社 バイスプレジデント 火災・新種保険担当 平成 6年 4月 同社 シニア・バイスプレジデント アンダーライティング担当 平成 8年 6月 同社 シニア・バイスプレジデント チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成13年 1月 同社 シニア・アドバイザー 平成15年 1月 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 リージョナル・プロパティ・マネージャー 日本・韓国担当 平成18年12月 同社 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成22年 7月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント チーフ・リスク・オフィサー 平成25年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・アドバイザー 平成26年 6月 当社 社外監査役(非常勤)(現任) 平成26年 6月 AIU損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) 平成26年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	やまおか しゅう 山岡 修 (昭和30年7月1日生)	平成 9年 8月 AIU保険会社(現AIU損害保険株式会社)入社 平成16年12月 同社 法務部長 平成21年 4月 同社 監査部長 平成25年 4月 同社 監査役(常勤)(現任) 平成26年 6月 当社 社外監査役(非常勤)(現任)

(注)羽田幸善および山岡修は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## (2) 執行役員の状況

(平成27年7月1日現在)

役名	氏名	担当
代表取締役社長兼CEO	よこやま たかよし 横山 隆美	経営全般、 経営企画部、リスク管理部、監査部、人事部、教育総合企画室 財務企画&資産運用&再保険&経理
専務執行役員	あづま まれあつ 東 希篤	コンシューマー
専務執行役員兼CDO	フランク・オニール	セールス&ディストリビューション
執行役員兼CIO	ヴィンセント・オフレシオ	システム
執行役員	くりまる やすゆき 栗丸 安幸	関西本部長
執行役員	こはり なるよし 小針 成由	コマーシャル
執行役員	せった まさちか 説田 正親	首都圏本部長
執行役員	といし ひろあき 登石 宏明	内部統制&総務、(経営法務室長)
執行役員	のりお なおと 則生 直人	損害サービス、オペレーション
執行役員	ふくえ よしお 福江 吉郎	企業・法人営業
執行役員	まえば としひろ 前場 俊宏	統合担当(統合推進室)

## 5. 会計監査人の状況

### PwCあらた監査法人

(注)PwCあらた監査法人は、平成27年7月1日付であらた監査法人から名称変更しております。

## 6.従業員の状況

### (1)従業員数、平均年齢、平均勤続年数

(平成27年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
4,893	40.8	16.2

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、使用人兼務取締役、監査役、執行役員、退職者等を含んでおりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、営業社員を含んでおりません。また、小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

### (2)教育研修制度の特色

当社は社員の人材育成に特に力を入れています。企業を支えるのは人であり、社員はその要として、それぞれの分野でリーダーシップを発揮していきます。

育成においては、当社の経営戦略に沿った人材の育成を行うだけでなく、社員個人のキャリア開発プランの大切さを理解し、それを積極的にサポートしていくことが重要であると考えています。社員の一人ひとりがキャリアを築き、個人と会社がニーズを共有し、社員の真の自律を支援していくことが当社の発展につながるものと考えています。

また、その前提としての人権教育やコンプライアンス教育についても、全社的に取組みを行っています。

#### 内勤社員

##### ①共通教育プログラム

当社の経営戦略のベクトルに沿った、高いレベルの教育・研修を実施し、将来の当社を支える「人材」を育成しています。

##### 《階層別プログラム》

新入社員を対象とする入社時研修をはじめとして、フォローアップ研修、マネージャー研修など、階層ごとに多数のプログラムを企画・実施しています。

##### 《テーマ別プログラム》

復職後のワーキングマザーを支援するためのワークショップを実施するなど、テーマごとに多数のプログラムを企画・実施しています。

##### 《自己啓発支援プログラム》

英語学習においては、ビジネスに実用的なスピーキング、リスニング、ライティングをバランスよく学習できるビジネスイングリッシュコースを実施しています。

また、通信研修やe-ラーニング講座も織り交ぜ、社員に能力開発の機会を提供しています。

その他、公的資格等取得のための支援も積極的に行っています。

##### 《人権教育》

人間が等しく保有している基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい理解と認識を深め、人間尊重の社風を構築するため、人権教育を全社的に実施しています。

##### 《コンプライアンス教育》

社員が法令や社内規程、企業倫理等を遵守するために必要な事項について、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。また、e-ラーニング等により、研修内容の理解度向上を図っています。

##### ②専門教育プログラム

営業部門・損害サービス部門については、教育研修部門が実践的な教育研修を企画・実施しています。また、その他の部門についても各種研修を実施し、スペシャリストの育成を行っています。

##### 《教育研修協議会》

当社には多数の教育研修メニューがありますので、本社部門の教育研修の代表メンバーが集まり、当社の経営戦略とのベクトル合わせや受講者ニーズ・利便性の確保、研修リソースの有効活用といった観点から、定期的に調整を行っています。

# Ⅶ. プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)(全文)

当社は、業務上お取扱いさせていただく皆様の個人情報を保護することをお約束いたします。個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

本プライバシーポリシーは、富士火災のウェブサイト(以下「当社ウェブサイト」といいます。)及びその他の方法(例えば、保険契約の申込書・保険金請求書・取引書類、電話、電子メール等)により取得した個人情報を当社がどのように取り扱うかを記載したものです。

## 1. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報の利用に関するご質問については以下のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

富士火災海上保険株式会社

お客さまの声室

フリーダイヤル 0120-246-145

平日:午前9時～午後7時

(年末年始を除きます)

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、契約取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの当社営業店・損害サービスセンターにご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター東京

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時、土日祝祭日及び年末年始を除く)

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp>)

## 2. 当社が取得する個人情報

皆様と当社との関係(例えば、記名被保険者、追加被保険者・保険金請求者、証人、代行者・指定代理人であるか)に応じて、皆様に関して当社が取得する個人情報には以下のものが含まれます。

### ・次の一般的な個人情報

皆様の氏名、住所及び電話番号、性別、既婚・未婚の別、ご家族の状況、生年月日その他の各種保険契約及び商品・サービス提供のお引受、ご継続・維持管理に関して必要な情報

### ・財務情報及び口座詳細

クレジットカード情報、銀行口座番号及び口座詳細

適切な補償の提供のためにご収入の状況をお尋ねすることがあります。

### ・病状及び健康状態

保険契約の締結・維持管理のため、現在及び過去の心身の状態・病状、健康状態、傷害・障害に関する情報、医療措置、個人的な習慣(例えば、喫煙・飲酒)、処方箋に関する情報及び病歴等

### ・マネーロンダリング調査のための情報

この目的で、例えば、保険契約者との保険契約に関する情報や、保険金請求者のご請求に関する情報等を取得します。

### ・商品及びサービスをご提供するための情報

保険の目的物の所在地及び特定(例えば、物件の住所、車両のナンバープレートまたは登録番号標)、保険の対象とする個人の年齢区分、ご家族の状況、保険証券・請求番号、保険対象・危険性の詳細、損害の原因、事故歴または損害歴、ならびに加入している他の

保険。その他ご契約を希望される保険のお引受けに必要な情報

- ・各種市場調査やアンケートにご協力いただいた場合の皆様の回答内容

皆様から当社に寄せられたご要望や嗜好、キャンペーンもしくは商品抽選その他の販売促進活動への参加または任意の顧客満足度調査を含む各種市場調査への回答をお願いする場合がございます。

### 3. 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理及び保険金・給付金等のお支払い。例えば次のようなことを行います。
  - ・ご本人確認
  - ・当社の保険業務の一環としてのご本人その他の方々との連絡
  - ・当社の保険約款、当社ウェブサイトその他経営情報の変更に關する重要な情報の皆様への送付
  - ・保険契約をお引受けするか否かの決定、ご請求内容の確認、処理、和解、及び請求に關する紛争の管理等
  - ・皆様の保険金・給付金の請求権の確認、及び保険料その他のお支払の事務手続き
- (2) グループ会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、それに関するご契約の維持管理。例えば次のようなことを行います。
  - ・皆様の嗜好に基づくマーケティング情報(第三者たる特定取引先により提供された他の商品・サービスに關する情報を含みます。)のご提供
  - ・皆様それぞれに合わせた情報及び広告の提示による、本ウェブサイト上の画面表示変更
  - ・保険・支援サービスのご提供
- (3) 当社業務に關する情報提供及び運営管理、商品・サービスの充実。例えば次のようなことを行います。
  - ・当社お問い合わせ窓口宛の電話の録音やモニタリングによる、品質やセキュリティの向上及びトレーニングの実施
  - ・満足度調査を含む各種市場調査及び分析の実施
  - ・当社インフラ・業務運営の管理、社内方針・手続の遵守(監査・財務・経理、請求・集金、ITシステム、データやウェブサイトの掲載、事業の継続を含みます。)及び記録・文書・印刷の管理
  - ・苦情の解決及びデータのアクセスや訂正に關するご請求の取扱い
- (4) 保険に關連・付随する業務の実施。例えば次のようなことを行います。
  - ・他の事業者から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
  - ・詐欺・マネーロンダリングを含む犯罪の防止、摘発及び調査ならびにその他の商業上のリスクの分析・管理
  - ・(皆様の居住国外の法令を含む)適用ある法令・規制(マネーロンダリングやテロの禁止に關する法令・規制等。)に基づく義務の遵守、法的手続の遵守及び(皆様の居住国外の公共機関・政府機関を含む)公共機関・政府機関からの要請への対応
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (7) お客さまとのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8) その他上記に付随する業務

### 4. 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- (3) 再保険の手続をする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

### 5. 個人データの共同利用

次の場合、当社は個人データを共同利用することがあります。

## (1) 損害保険業界

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。また、自賠責保険における適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

## (2) 代理店等情報確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

## (3) 国土交通省への個人データ提供

当社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp>)をご覧ください。

## (4) グループ会社

当社は、皆様の個人データをグループ会社との間で共同利用する場合があります。この場合においても、それぞれの会社が皆様の個人データを責任をもって管理いたします。

## [共同利用する個人データ]

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況及び保険金支払状況等の内容

## [共同利用の目的]

- (a) グループ会社からの商品やサービスのご案内・提供
- (b) ご契約の維持管理
- (c) 商品・サービスの充実
- (d) その他各社の事業に関連・付帯する業務

[グループ会社]は、下記のとおりです。

- ・AIG富士生命保険株式会社
  - ・日本におけるAIGグループ会社(AIGメンバーカンパニーズ)
- \*詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

## [AIGメンバーカンパニーズについて]

AIGグループは世界の保険・金融サービス業界のリーダーであり、130以上の国・地域で事業展開しています。

AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して、個人・法人のお客さまに損害保険・生命保険を提供しています。このほか、リタイアメント・サービス事業、金融サービス事業、そして資産運用事業もAIGグループの世界的な事業となっています。持ち株会社AIG, Inc.の株式はニューヨーク及び東京の各証券取引所に上場されています。

## 6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、保健医療情報などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (6) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 7. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 8. セキュリティ

当社は、ご本人の個人データを正確、最新のものにするよう常に適切な処置を講じています。また、適用あるプライバシー及びデータ保護に関する法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施いたします。

100%安全であると保証できるインターネット上のデータ送信システムやデータ記憶システムはありません。当社とのやりとりが安全でないと考えられる理由がある場合(皆様から当社に提供した可能性のある個人情報の安全性が損なわれていると考えられる場合等)は、直ちにお知らせください。(上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」の項をご覧ください。)

## 9. その他の重要な情報

- ・当社が取り扱う個人情報が、利用目的に照らして信頼できるものであるよう、また、本プライバシーポリシーに記載された目的を実施するため必要な範囲において正確かつ完全であるよう、確実を期すため合理的な措置を講じます。また、法令による規定・許可により期間延長がなされる場合を除き、本プライバシーポリシーに概要を記載した目的を達成するため必要な期間、個人情報を保持します。
- ・当社が業務委託契約に基づき業務受託者に個人データを提供する場合は、かかる業務受託者を慎重に選定するものとし、また、選定された業務受託者においては個人データの秘密及び安全を保護するため適切な措置を講じなければならないものとします。当社に代わり個人データを扱う業務受託者は、厳重なセキュリティ基準を適用することが求められます。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、当社は迅速かつ適切に対応いたします。
- ・当社業務のグローバルな性格上、上記の目的のため、(皆様が本拠地とする国とは情報保護制度が異なる米国等)他国に個人データを送る場合があります。例えば、皆様が海外にいらっしゃる際に、海外旅行保険に関する請求の処理及び緊急医療サポート業務を行うため、個人データを送ることがあります。また、当社のグループ会社、業務受託者及び政府・公共機関に対し、国境を越えて情報を送る場合もあります。

## 10. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご質問等は、上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」へご連絡ください。適切に対応いたします。また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかに当社のウェブサイト等に掲載・公表いたします。

## 11. 保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。利用目的の通知請求及び開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。これらの具体的な請求手続きについては、上記1.のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 12. 当社ウェブサイトを通じて取得するその他の情報

「その他の情報」とは、ご本人を特定しない次のような情報をいいます。

- ・ブラウザ情報
- ・クッキー(cookie)、ピクセルタグ(pixel tag)等を通じて取得される情報

- ・皆様から提供を受ける人口学的情報等
- ・総計情報

当社が取得するその他の情報

当社及び第三者たる当社の業務受託者は、次の方法を含む様々な方法により、その他の情報を取得する場合があります。

#### (1) インターネットブラウザによる方法

IPアドレス(皆様のコンピュータのインターネット上のアドレス)、ディスプレイ解像度、オペレーティングシステムの種類(ウィンドウズかマックかの別)・バージョン、インターネットブラウザの種類・バージョン、閲覧日時及び閲覧ページ等一定の情報は、ほとんどのウェブサイトを通じて取得されます。当社は、これらの情報を、当社ウェブサイトの利用度の算出、サーバー・トラブル診断の支援及び当社ウェブサイトの管理等のために利用します。

#### (2) クッキーの利用

クッキーとは、皆様が利用されているコンピュータ上に直接保存される情報です。当社は、クッキーにより、皆様のコンピュータを認識し、インターネットブラウザ、当社ウェブサイトの利用に費やされた時間、閲覧ページ、言語選択等の情報を取得することができます。また、安全確保のために当該情報を利用することで、ナビゲーションを円滑化し、より効果的に情報を掲示し、皆様が当社ウェブサイトを閲覧される際の操作性の向上に役立て、または、当社ウェブサイトの利用に関する統計情報を取得することもできます。クッキーには、お客さまの連絡先が判明するような情報は含まれておりません。

さらに、当社は、クッキーの利用により、皆様が最も関心を寄せられるような広告・ご提案を行うこともできます。また、クッキーを利用して当社の広告に対する皆様のレスポンスを追跡したり、クッキー等のファイルを利用して皆様の他のウェブサイトのご利用状況を追跡することもできます。

なお、皆様のコンピュータのブラウザの設定を調整することで、当社が利用する他のクッキー受信を拒否することができます。但し、これらのクッキーを受信されない場合、当社ウェブサイトや一部のインターネット商品を利用する際にご不便が生じる場合があります。

#### (3) ピクセルタグ、Webバグ、クリアGIF等の利用

これらは、当社ウェブサイトの一部及びHTML形式の電子メールに関連して、特に、当社ウェブサイトの利用者及び電子メールの受信者の行動の追跡、マーケティングキャンペーンが成功したか否かの判断及び当社ウェブサイトの利用・レスポンス率に関する統計の編集に使用される場合があります。

当社はアクセス解析サービスを利用することがあります。これは、当社のウェブサイトが皆様にどのように利用されているかについて、より理解することで、その改善を図るため、クッキーとWebバグを使用するものです。

#### (4) 皆様からのご提供によるもの

一部の情報(皆様の位置情報や希望される連絡方法等)は、これが皆様から任意に提供される際に取得されます。個人情報と併用される場合を除き、本情報により個人が特定されることはございません。

#### (5) 情報の総計によるもの

当社は、一定の情報を総計し、利用する場合があります(例えば、特定の市外局番の当社利用者の割合を算出するために情報を総計する場合があります)。

#### 電話の録音

当社は、皆様とコールセンター等との間の電話の内容を録音いたします。

### 13. 第三者のウェブサイト

本プライバシーポリシーは、当社ウェブサイトにはリンクが張られたサイトの運営者を含むいかなる第三者のプライバシー、情報その他業務について記載したものでなく、これらについて責任を負うものでもありません。また、当社ウェブサイトにはリンクが張られたサイトを当社または当社のグループ会社が支持していることを意味するものでもありません。

### 14. プライバシーポリシーの変更

当社は定期的にプライバシーポリシーを見直し、当社の業務及び法令の変更を勘案してこれを変更することがあります。最新情報については当社ウェブサイトに掲載いたします。

最終改定日を確認するため、本プライバシーポリシーの「最終更新日」をご覧ください。

最終更新日:2013年10月1日

# VIII.コンプライアンス基本方針

## 1. 目的

本基本方針は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行するための基本となる事項を定めるものです。

## 2. コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、法令に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことであると考えます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンスの推進に取り組みます。

## 3. コンプライアンス実現のための基本原則

### (1)法令等の遵守と誠実かつ公正な企業活動

- ・日本および米国の法令等を厳格に遵守するとともに各国の慣習・文化ならびにビジネス慣行を尊重し、適正な事業活動を行います。
- ・具体的な行動指針や判断の基準としてのAIGの行動規範を遵守します。

### (2)透明性の高い経営

- ・経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示を行います。
- ・適時適切な情報開示を行うために、経営情報について正確な記録を作成・管理します。また、内部や外部の監査・検査に対して十分に協力します。

### (3)公正な事業活動

- ・取引先との健全な関係を確保し適切かつ公正な取引を行います。
- ・業務上の地位を利用して金品その他の不正の利益を得ることや、ビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす接待・贈答の授受は行いません。
- ・公正で自由な競争を妨げる談合やカルテルなどの行為を行いません。
- ・著作権・商標権・特許権の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しません。
- ・当社およびAIGの正当な利益に反して、自己またはAIG各社や第三者の利益を図る行為は認めません。

### (4)お客さまの利便の向上と保護

- ・お客さまが安心して選択できる商品・サービスを適正に提供するように努めます。
- ・お客さまが保険加入の判断を行う際に参考となるべき情報を提供し、理解しやすい適切な方法で説明します。また、お客さまのご意向を把握し、意向に沿った提案と説明を行うことに努めます。さらに、お客さまのご意向と合致しているか、お客さまと確認することに努めます。
- ・お客さまからいただいた苦情やご意見・ご要望に感謝し真摯に受け止め、商品・サービスや業務の品質向上に努めます。
- ・個人情報および企業情報を適切に管理します。

### (5)あらゆる関係者の人権の尊重

- ・お客さま・取引関係者・社員等の多様性や個人としての尊厳を尊重します。
- ・いかなる理由・状況においても不合理な差別や人権侵害を決して容認しません。
- ・安全で健全な職場環境を維持し、いかなる理由・状況においても、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを行いません。

### (6)企業市民として社会との良好な関係の維持

- ・業務上知り得た重要な非公開情報を使用して株式等の売買を行いません。また、重要な非公開情報を許可なく他に伝えません。
- ・環境保全とビジネス展開とを両立させます。
- ・自らの社会的責任を十分に認識し、米国および我が国の経済制裁ルールを遵守するとともに、反社会的勢力に対しては、当社および日本におけるAIG各社が一丸となって毅然とした態度を維持し、適切な対応を行います。あわせてマネー・ロンダリングを防止します。

# Ⅸ.反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

## 1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係(提携して融資取引を実施する場合を含む。)も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

## 2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、社員、役員および代理店等の安全を確保します。

## 3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

## 4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

## 5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

# X.利益相反管理基本方針

## 1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

## 2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

## 3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

### (1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGの金融機関等(「グループ内金融機関等」)が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

### (2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ①お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引
- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

## 4. 特定方法・管理方法・管理体制

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

(1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。

(2) 当社各部署は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。

(3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。

(4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

# XI. 損害保険用語の解説

## か 行

### 【価格変動準備金】

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

### 【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

### 【クーリングオフ】

保険契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合、保険期間が1年を超える契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内に保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。ただし、契約によってはクーリングオフの対象外となる場合があります。

### 【契約者貸付】

積立保険(貯蓄型保険)を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

### 【契約者配当金】

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

### 【契約の解除】

契約当事者(保険契約者または保険会社)の一方の意思により、保険契約の効力を消滅させることをいいます。

### 【契約のしおり】

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

### 【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。たとえば保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

### 【告知義務】

保険契約の申込みの際に、保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を正確に申し出る義務をいいます。

## さ 行

### 【再調達価額】

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

### 【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

### 【時価(額)】

再調達価額から、使用による消耗分を控除して算出した金額です。

### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

### 【地震保険料控除制度】

地震保険契約について、所得税法上および地方税法上、支払保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

### 【示談】

損害賠償の解決方法のひとつで、裁判によらず賠償額などを当事者間で交渉して決める和解契約のことです。

### 【質権設定】

火災保険などで、保険契約の対象となっている物件が罹災(りさい)した時の保険金請求権を、被保険者が他人に質入れすることをいいます。

### 【指定紛争解決機関】

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

### 【支払準備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

### 【正味収入保険料】

保険契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)から積立保険料相当分を控除し、再保険料(受再保険料および出再保険料)を加減した保険料です。

**【責任準備金】**

将来の保険金支払いなど、保険契約上の債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。

**【全損】**

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損(絶対全損ともいいます)、後者の場合を経済的全損(海上保険の場合は推定全損)といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

**【損害てん補】**

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

**【損害保険大学課程】**

損害保険大学課程は、損保一般試験に合格した損害保険募集人に、損害保険の募集に関する知識、業務のさらなるステップアップを図っていただくために一般財団法人日本損害保険協会により創設された制度です。

**【損害保険募集人一般試験】**

損害保険募集人が、保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる知識を習得し、募集品質の確保・向上を図ることを目的として実施する試験制度です。試験には「基礎単位」と「商品単位」があります。

**【損害保険料率算出機構】**

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

**【損害率】**

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

**た 行**

**【大数(たいう)の法則】**

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

**【超過保険・一部保険】**

保険金額(ご契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。

**【重複保険】**

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

**【通知義務】**

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかにその事実を保険会社に対して連絡しなければならない義務のことです。

**【積立勘定】**

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区別して運用する仕組みのことをいいます。

**【積立保険】**

損害保険において契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に一定の満期返れい金が支払われる貯蓄型の保険をいいます。また積立保険料の運用が予定利回りを超えたときは、満期返れい金に加算されて契約者配当金が支払われます。

**は 行**

**【被保険者】**

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

**【被保険利益】**

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

**【比例てん補】**

損害が発生したとき、保険金額(ご契約金額)が保険価額を下回っている一部保険の場合に、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

**【分損】**

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

**【保険価額】**

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

**【保険期間】**

保険のご契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。

#### 【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

#### 【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわちご契約金額のことです。

#### 【保険契約者】

保険会社に保険契約を申し込み、保険料を支払う人をいいます。

#### 【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

#### 【保険契約申込書】

保険を契約する際に保険を契約される方が保険会社に提出する所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者のお申し込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取り決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

#### 【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

#### 【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

#### 【保険の対象】

保険を付ける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

#### 【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠償保険等に係る法人税相当額等です。

#### 【保険約款(やっかん)】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特別条項)とがあります。

#### 【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

#### 【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

#### 【保険料率】

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1パーミル」と表現されることがあります。

## ま 行

#### 【マリン・ノンマリン】

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

#### 【満期返れい金】

積立保険(貯蓄型保険)で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額はあらかじめ定められています。

#### 【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金の支払いの義務を負いますが、特定のことがらが生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故などです。

#### 【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。

#### 【免責条項】

保険約款において、保険金が支払われない場合について定めがありますが、これを免責条項といいます。例えば、保険契約者や被保険者の故意、戦争危険がこれにあたります。

#### 【元受保険】

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

# XII. 店舗一覧

## 1. 国内営業体制 ※店頭受付を取り扱わない店舗です。

(平成27年7月1日現在)

**富士火災お客さまセンター** 自動車保険専用窓口  **0120-228-303**  
 平日 : 午前9:00~午後6:00 火災・傷害・医療など自動車保険以外の窓口  **0120-228-386**  
 土・日・祝 : 午前9:00~午後5:00 ※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

### 北海道・東北本部

北海道エリア 統括部	札幌営業第一課	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西6-20-1(富士火災札幌ビル)	011-231-1096	
	札幌営業第二課	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西6-20-1(富士火災札幌ビル)	011-231-5617	
	函館支店	040-0011	北海道函館市本町6-5(富士火災函館ビル)	0138-55-5848	
	苫小牧支店	053-0022	北海道苫小牧市表町5-10-7(セントラル駅前ビル)	0144-33-5906	
	恵庭支店	061-1414	北海道恵庭市漁町29-1(富士火災恵庭ビル)	0123-33-5336	
	旭川支店	070-0034	北海道旭川市4条通12-左10号(富士火災旭川ビル)	0166-26-0201	
	滝川支店	073-0031	北海道滝川市栄町2-5-1(富士火災滝川ビル)	0125-24-6235	
	帯広支店	080-0803	北海道帯広市東三条南9-19-2(富士火災帯広ビル)	0155-26-1151	
	釧路支店	085-0015	北海道釧路市北大通12-1-4(明治安田生命釧路第2ビル)	0154-23-9365	
	北見支店	090-0024	北海道北見市北4条東3-1-1(富士火災北見ビル)	0157-24-7417	
	北東北エリア 統括部	盛岡支店	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	019-651-0584
		一関支店	021-0024	岩手県一関市幸町1-24(幸和ビル)	0191-23-9411
		三陸支店	027-0083	岩手県宮古市大通4-4-22(朝日生命宮古ビル)	0193-62-1618
青森支店		030-0861	青森県青森市長島2-10-5(富士火災青森ビル)	017-777-3531	
八戸支店		031-0081	青森県八戸市柏崎1-10-16(富士火災八戸ビル)	0178-24-1271	
弘前支店		036-8001	青森県弘前市代官町15(第一オフィスビル)	0172-34-0603	
秋田支店		010-0001	秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリエビル)	018-801-2010	
横手支店		013-0046	秋田県横手市神明町1-2(あたごビル)	0182-33-2501	
東北エリア 統括部		仙台営業第一課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2532
	仙台営業第二課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2530	
	福島支店	960-8031	福島県福島市栄町6-6(ユニックスビル)	024-523-3111	
	郡山支店	963-8014	福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル)	024-933-6211	
	会津支店	965-0041	福島県会津若松市駅前町8-1(桑原ビル)	0242-22-1420	
	いわき支店	970-8026	福島県いわき市平小太郎町1-6(明治安田生命平ビル)	0246-23-3145	
	石巻支店	986-0812	宮城県石巻市東中里2-10-16(富士火災石巻ビル)	0225-23-1408	
	古川支店	989-6162	宮城県大崎市古川駅前大通1-3-8(遠藤ビル)	0229-24-1631	
	山形支店	990-0042	山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル)	023-622-4322	
	米沢支店	992-0012	山形県米沢市金池5-13-3(KRビル金池)	0238-23-6321	
	庄内支店	998-0853	山形県酒田市みずほ2-8-2	0234-26-0622	
	業務推進部	開発営業課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2535
	札幌リアルターセンター	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西6-20-1(富士火災札幌ビル)	011-231-1760	
	仙台リアルターセンター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-774-2255	
	北海道・東北代理店センター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-774-2532	
札幌PAセンター	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西6-20-1(富士火災札幌ビル)	※		
仙台PAセンター	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	※		
<b>首都圏本部</b>					
東京法人営業部	営業第一課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6403	
	営業第二課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6407	
	営業第三課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6405	

東京エリア 統括部	東京第一支店	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6415
	東京第二支店	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6417
	東京第三支店	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6010
	足立支店	121-0064	東京都足立区保木間2-1-1(富士火災足立ビル)	03-3884-2201
	西東京支店	190-0012	東京都立川市曙町2-22-20(立川センタービル)	042-526-6005
	山梨支店	400-0032	山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル)	055-228-6311
	新宿PA支店	160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-3343-2322
神奈川エリア 統括部	横浜営業第一課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜営業第二課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜営業第三課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-7541
	横浜中央支店	232-0014	神奈川県横浜市南区吉野町2-5(富士火災横浜中央ビル)	045-251-5626
	神奈川県央支店	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15(第3タカビル)	042-766-2321
	湘南支店	254-0035	神奈川県平塚市宮の前1-7(平塚宮の前ビル)	0463-23-1331
千葉エリア 統括部	千葉営業第一課	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-17-1(富士火災千葉ビル)	043-225-1345
	千葉営業第二課	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-17-1(富士火災千葉ビル)	043-225-1349
	東葛支店	277-0852	千葉県柏市旭町1-1-5(浜島ビル)	04-7145-8384
	成田支店	286-0033	千葉県成田市花崎町800-6(丸喜ビル)	0476-23-0750
	木更津支店	292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-13(富士火災木更津ビル)	0438-23-0939
業務推進部	開発営業課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6449
東京リアルターセンター		160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-6894-6009
横浜リアルターセンター		222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-9418
東京代理店センター		136-0071	東京都江東区亀戸6-58-15(富士火災城東ビル)	03-3685-2641
横浜代理店センター		222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-475-5391
千葉代理店センター		260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-17-1(富士火災千葉ビル)	043-225-2821
東京PAセンター		160-0023	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	※
横浜PAセンター		222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	※
<b>関東上信越本部</b>				
埼玉エリア 統括部	埼玉営業第一課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	埼玉営業第二課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
	川口支店	332-0035	埼玉県川口市西青木3-3-9(富士火災川口ビル)	048-253-4403
	越谷支店	343-0845	埼玉県越谷市南越谷1-16-13(日生越谷ビル)	048-987-2731
	川越支店	350-1124	埼玉県川越市新宿町3-3-2(ダイゴビル新宿)	049-244-6100
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-48-1(大栄日生熊谷ビル)	048-522-2932
北関東エリア 統括部	茨城営業第一課	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	茨城営業第二課	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5505
	茨城南第一支店	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-821-0799
	茨城南第二支店	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-821-0799
	古河支店	306-0013	茨城県古河市東本町1-3-12	0280-31-8661
	栃木支店	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-633-5230
	小山支店	323-0025	栃木県小山市城山町2-12-16(中野屋ビル)	0285-25-3511
	那須支店	329-2754	栃木県那須塩原市西大和1-8(そすいスクエアAQUAS)	0287-36-9480
上信越エリア 統括部	群馬支店	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4122
	前橋支店	371-0024	群馬県前橋市表町2-2-6(前橋第一生命ビルディング)	027-224-1401
	桐生支店	376-0023	群馬県桐生市錦町3-7-14(富士火災桐生ビル)	0277-46-3421
	長野支店	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町1393-3(富士火災長野ビル)	026-224-4110
	松本支店	390-0814	長野県松本市本庄1-3-12(アカギビル)	0263-32-7991
	飯田支店	395-0051	長野県飯田市高羽町6-1-9	0265-23-1579
	長岡支店	940-0088	新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)	0258-33-9009
	上越支店	943-0804	新潟県上越市新光町1-8-8	025-524-5464
	新潟支店	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町1-30(新潟第一生命戸田建設共同ビル)	025-243-4871
業務推進部	開発営業課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-4050
埼玉代理店センター		330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-644-6120
埼玉PAセンター		330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	※

東海・北陸本部				
愛知エリア 統括部	名古屋営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3175
	名古屋営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3178
	名古屋営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-685-6194
	豊橋支店	440-0814	愛知県豊橋市前田町1-6-4(富士火災豊橋ビル)	0532-53-5285
	岡崎支店	444-0914	愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)	0564-23-8211
	豊田支店	471-0034	愛知県豊田市小坂本町1-13-11(富士火災豊田ビル)	0565-31-3171
	半田支店	475-0903	愛知県半田市出口町2-250(富士火災半田ビル)	0569-21-0780
	一宮支店	491-0858	愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング)	0586-24-0501
岐阜・三重 エリア統括部	岐阜営業第一課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-263-9141
	岐阜営業第二課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-263-8703
	美濃加茂支店	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町1-4-29(富士火災美濃加茂ビル)	0574-25-2660
	高山支店	506-0025	岐阜県高山市天満町5-13(スギビル)	0577-32-0080
	四日市支店	510-0082	三重県四日市市中部10-18(富士火災四日市ビル)	059-351-2581
	三重支店	514-0832	三重県津市南中央4-16(富士火災津ビル)	059-226-3911
静岡エリア 統括部	静岡支店	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5141
	沼津支店	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14(三井生命沼津大手町第2ビル)	055-962-4392
	浜松支店	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	053-452-3171
北陸エリア 統括部	金沢支店	920-0962	石川県金沢市広坂1-2-24(富士火災金沢ビル)	076-222-0005
	福井支店	910-0858	福井県福井市手寄1-20-1(手寄久我ビル)	0776-22-1552
	富山支店	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(インテックビル)	076-432-6232
業務推進部	開発営業課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-6560
名古屋リアルターセンター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-6513
静岡リアルターセンター		420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5155
名古屋代理店センター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-261-5583
名古屋PAセンター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	※
関西本部				
大阪法人営業部	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7026
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7064
	営業第三課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7027
	自動車営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7032
	自動車営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7289
	大阪エリア 統括部	大阪営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)
大阪営業第二課		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7741
大阪営業第三課		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7030
北大阪第一支店		560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1(阪急千里中央ビル)	06-6835-3644
北大阪第二支店		560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1(阪急千里中央ビル)	06-6835-3644
京阪第一支店		570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1882
京阪第二支店		570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1881
南大阪エリア 統括部		南大阪支店	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東1-1-1(富士火災堺ビル)
	岸和田支店	596-0057	大阪府岸和田市筋海町6-10(第2渡辺ビル)	072-422-3887
	南河内支店	583-0026	大阪府藤井寺市春日丘1-8-5(日本生命藤井寺ビル)	072-931-0235
	阿倍野支店	545-0052	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1(あべのベルタビル)	06-6631-3492
	奈良支店	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル)	0742-35-3150
	橿原支店	634-0804	奈良県橿原市内膳町1-1-11(U遊タウン)	0744-24-8251
	和歌山支店	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-431-0226
京滋エリア 統括部	京都営業第一課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業第二課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都営業第三課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2111
	京都北支店	620-0054	京都府福知山市末広町1-18-2(福知山大和ビル)	0773-22-1633
	滋賀支店	525-0031	滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津)	077-501-3930

兵庫エリア 統括部	神戸営業第一課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-3056
	神戸営業第二課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-3056
	阪神支店	663-8171	兵庫県西宮市甲子園一番町2-3(富士火災阪神ビル)	0798-47-9385
	但馬丹後支店	668-0031	兵庫県豊岡市大手町8-5(アビックスαビル)	0796-22-2443
	姫路支店	670-0932	兵庫県姫路市下寺町114(富士火災姫路ビル)	079-285-4731
	明石支店	673-0898	兵庫県明石市樽屋町1-29(日工住友生命ビル)	078-912-0035
業務推進部	開発営業課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-8450
大阪リアルターセンター		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7291
神戸リアルターセンター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-2612
大阪代理店センター		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7578
京都代理店センター		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2113
神戸代理店センター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-2600
大阪PAセンター		530-0003	大阪府大阪市北区堂島2-1-31(京阪堂島ビル)	※
京都PAセンター		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	※
神戸PAセンター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	※
<b>中国・四国本部</b>				
中国エリア 統括部	広島営業第一課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-5995
	広島営業第二課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3391
	広島北支店	731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-26-16	082-814-0440
	福山支店	720-0811	広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)	084-922-1477
	呉支店	737-0046	広島県呉市中通2-1-23(富士火災呉ビル)	0823-21-5151
	周南支店	745-0036	山口県周南市本町1-3(大同生命徳山ビル)	0834-31-2117
	山口中央支店	754-0014	山口県山口市小郡高砂町2-7(朝日生命小郡ビル)	083-972-8730
東中国エリア 統括部	岡山支店	700-0837	岡山県岡山市北区南中央町2-11(富士火災岡山ビル)	086-231-1214
	倉敷支店	710-0833	岡山県倉敷市西中瀬田317-1	086-424-2226
	鳥取支店	680-0821	鳥取県鳥取市瓦町101(富士火災鳥取ビル)	0857-22-4840
	米子支店	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル)	0859-32-6631
	松江支店	690-0003	島根県松江市朝日町498(松江センタービル)	0852-26-2241
四国エリア 統括部	高松支店	760-8539	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-851-0196
	丸亀支店	763-0034	香川県丸亀市大手町3-5-18(セントラル丸亀ビル)	0877-23-2751
	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)	088-625-7115
	高知支店	780-0822	高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)	088-824-1050
	中村支店	787-0013	高知県四万十市右山天神町4-25	0880-35-6336
	松山支店	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	089-943-6963
	新居浜支店	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町1-2-5(富士火災新居浜ビル)	0897-37-3065
	今治支店	794-0027	愛媛県今治市南大門町1-6-18(富士火災今治ビル)	0898-22-1141
	宇和島支店	798-0060	愛媛県宇和島市丸之内5-4-5(富士火災宇和島ビル)	0895-22-0467
	業務推進部	開発営業課	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)
中国リアルターセンター		730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3359
中国・四国代理店センター		730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-530-3760
広島PAセンター		730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	※
<b>九州本部</b>				
福岡・沖縄 エリア統括部	福岡営業第一課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0559
	福岡営業第二課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0495
	福岡営業第三課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-712-0494
	北九州第一支店	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-531-9101
	北九州第二支店	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-531-5281
	飯塚支店	820-0040	福岡県飯塚市吉原町6-1(あいタウン)	0948-22-1690
	行橋支店	824-0001	福岡県行橋市行事1-3-3(ジブラルタ生命行橋ビル)	0930-23-9651
	久留米支店	830-0018	福岡県久留米市通町10-4(富士火災久留米ビル)	0942-33-0441
	沖縄支店	900-0032	沖縄県那覇市松山1-1-19(JPR那覇ビル)	098-868-3340

中九州・西九州 エリア統括部	熊本支店	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-354-1551
	人吉支店	868-0004	熊本県人吉市九日町16(井上ビル)	0966-22-3868
	佐賀支店	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45(三井生命ビル)	0952-26-4171
	長崎支店	850-0032	長崎県長崎市興善町4-8(富士火災長崎ビル)	095-826-5274
	島原支店	855-0823	長崎県島原市湊町267(日建ビル)	0957-64-2899
	佐世保支店	857-0028	長崎県佐世保市八幡町4-3(八幡ビル)	0956-23-7341
	大分支店	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル)	097-534-1400
南九州エリア 統括部	鹿児島営業第一課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6655
	鹿児島営業第二課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-226-6738
	宮崎支店	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西5-1-24(富士火災宮崎ビル)	0985-24-3412
	延岡支店	882-0823	宮崎県延岡市中町2-1-7(ジブラルタ生命延岡ビル)	0982-32-2038
	都城支店	885-0021	宮崎県都城市平江町13街区15号(富士火災都城ビル)	0986-23-2103
	鹿屋支店	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿2-8-15	0994-44-3103
	業務推進部	開発営業課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)
福岡リアルターセンター		810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-771-8535
福岡代理店センター		810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-737-1418
福岡PAセンター		810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	※
<b>企業本部</b>				
東京企業営業部	開発営業課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6402
	営業第一課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6401
	営業第二課	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6404
大阪企業営業部	開発営業課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-8910
	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7029
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-6266-7387

## 2. 国内事故処理サービス体制

※店頭受付を取り扱わない店舗です。

(平成27年7月1日現在)

24時間365日 セイフティ24コンタクトセンター ☎ 0120-220-557(事故受付)

### リアルタイムに対応するサービスネットワーク

当社では、万一事故にあわれた場合、ただちに事故対応ができるよう、全国に事故相談センターを設置しています。また、「セイフティ24コンタクトセンター」により24時間事故受付体制を整備しています。(SC=サービスセンター)

#### 北海道・東北損害サービス本部

仙台SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2536
札幌SC	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西6-20-1(富士火災札幌ビル)	011-231-5361
札幌SC(苫小牧オフィス)	053-0022	北海道苫小牧市表町5-10-7(セントラル駅前ビル)	※
函館SC	040-0011	北海道函館市本町6-5(富士火災函館ビル)	0138-55-5820
帯広SC	080-0803	北海道帯広市東三条南9-19-2(富士火災帯広ビル)	0155-26-1156
釧路SC	085-0015	北海道釧路市北大通12-1-4(明治安田生命釧路第2ビル)	0154-32-0550
旭川SC	070-0034	北海道旭川市4条通12-左10(富士火災旭川ビル)	0166-23-8733
北見SC	090-0024	北海道北見市北4条東3-1-1(富士火災北見ビル)	0157-24-9051
山形SC	990-0042	山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル)	023-633-7500
山形SC(庄内オフィス)	998-0853	山形県酒田市みずほ2-8-2	※
米沢SC	992-0012	山形県米沢市金池5-13-3(KRビル金池)	0238-23-6341
石巻SC	986-0812	宮城県石巻市東中里2-10-16(富士火災石巻ビル)	0225-23-1409
盛岡SC	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-18-45(富士火災盛岡ビル)	019-651-0853
八戸SC	031-0081	青森県八戸市柏崎1-10-16(富士火災八戸ビル)	0178-24-1278
郡山SC	963-8014	福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル)	024-933-6341
郡山SC(会津オフィス)	965-0041	福島県会津若松市駅前町8-1(桑原ビル)	※
いわきSC	970-8026	福島県いわき市平字小太郎町1-6(明治安田生命平ビル)	0246-23-3146
秋田SC	010-0001	秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリエビル)	018-801-2020
弘前SC	036-8001	青森県弘前市代官町15(第一オフィスビル)	0172-39-2241
北海道火災新種SC	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西6-20-1(富士火災札幌ビル)	011-231-6481
東北火災新種SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル)	022-221-2537

#### 首都圏損害サービス本部

東京第一SC	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6418
東京第一SC(東葛オフィス)	277-0852	千葉県柏市旭町1-1-5号(浜島ビル)	※
東京第二SC	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6419
東京第二SC(西東京オフィス)	190-0012	東京都立川市曙町2-22-20(立川センタービル)	※
甲府SC	400-0032	山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル)	055-228-6309
横浜SC	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)	045-471-5915
横浜SC(湘南オフィス)	254-0035	神奈川県平塚市宮の前1-7(平塚宮の前ビル)	※
相模大野SC	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15(第3タカビル)	042-766-5841
千葉SC	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-17-1(富士火災千葉ビル)	043-225-2424
首都圏火災新種SC	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6424

#### 関東上信越損害サービス本部

さいたまSC	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)	048-641-8421
さいたまSC(熊谷オフィス)	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-48-1(大栄日生熊谷ビル)	※
川口SC	332-0035	埼玉県川口市西青木3-3-9(富士火災川口ビル)	048-253-9653
群馬SC	370-0801	群馬県高崎市上並榎町382-1(富士火災高崎ビル)	027-363-4130
水戸SC	310-0805	茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル)	029-224-5507
土浦SC	300-0045	茨城県土浦市文京町1-50(富士火災土浦ビル)	029-823-2811
宇都宮SC	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル)	028-636-0205
小山SC	323-0025	栃木県小山市城山町2-12-16(中野屋ビル)	0285-24-3681
長野SC	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町1393-3(富士火災長野ビル)	026-224-4120
長野SC(松本オフィス)	390-0814	長野県松本市本庄1-3-12(アカギビル)	※
新潟SC	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町1-30(新潟第一生命戸田建設共同ビル)	025-243-4861

新潟SC(長岡オフィス)	940-0088	新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)	※
関東火災新種SC	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6425
<b>東海・北陸損害サービス本部</b>			
名古屋SC	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3171
一宮SC	491-0858	愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビル)	0586-24-1051
三重SC	514-0832	三重県津市南中央4-16(富士火災津ビル)	059-225-5195
三重SC(四日市オフィス)	510-0082	三重県四日市市中部10-18(富士火災四日市ビル)	※
岐阜SC	500-8073	岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)	058-262-8141
美濃加茂SC	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町1-4-29(富士火災美濃加茂ビル)	0574-25-1105
高山SC	506-0025	岐阜県高山市天満町5-13(スギビル)	0577-32-8180
岡崎SC	444-0914	愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)	0564-23-8214
半田SC	475-0903	愛知県半田市市出口町2-250(富士火災半田ビル)	0569-23-3751
豊橋SC	440-0814	愛知県豊橋市前田町1-6-4(富士火災豊橋ビル)	0532-53-6947
静岡SC	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル)	054-255-5142
沼津SC	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14(三井生命沼津大手町第2ビル)	055-962-7161
浜松SC	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	053-452-3197
金沢SC	920-0962	石川県金沢市広坂1-2-24(富士火災金沢ビル)	076-232-3071
福井SC	910-0858	福井県福井市手寄1-20-1(手寄久我ビル)	0776-22-5022
富山SC	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(インテックビル)	076-432-6280
東海・北陸火災新種SC	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3173
<b>関西第一損害サービス本部</b>			
大阪SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-4968-6701
大阪東SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場1-18-11(富士火災大阪本社ビル)	06-4968-6720
堺SC	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東1-1-1(富士火災堺ビル)	072-221-9344
和歌山SC	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地1-25(富士火災和歌山ビル)	073-431-8370
守口SC	570-0056	大阪府守口市寺内町2-7-27(富士火災守口ビル)	06-6994-1892
大阪北SC	560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1(阪急千里中央ビル)	06-6835-3591
自賠責SC	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)	06-6635-7450
<b>関西第二損害サービス本部</b>			
神戸SC	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)	078-265-2630
姫路SC	670-0932	兵庫県姫路市下寺町114(富士火災姫路ビル)	079-285-4735
京都SC	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル)	075-371-2201
北近畿SC	620-0054	京都府福知山市末広町1-18-2(福知山大和ビル)	0773-24-0630
滋賀SC	525-0031	滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津)	077-501-3950
奈良SC	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル)	0742-35-4581
関西火災新種SC	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)	06-6635-7550
<b>中国・四国損害サービス本部</b>			
広島SC	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-3322
山口SC	745-0036	山口県周南市本町1-3(大同生命徳山ビル)	0834-31-2031
福山SC	720-0811	広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)	084-922-1488
岡山SC	700-0837	岡山県岡山市北区南中央町2-11(富士火災岡山ビル)	086-231-1244
山陰SC	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル)	0859-32-6654
高松SC	760-8539	香川県高松市磨屋町8-1(富士火災高松ビル)	087-822-6979
松山SC	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル)	089-943-6979
松山SC(新居浜オフィス)	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町1-2-5(富士火災新居浜ビル)	※
徳島SC	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)	088-625-2335
高知SC	780-0822	高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)	088-824-9100
中国火災新種SC	730-0011	広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)	082-223-2611
<b>九州損害サービス本部</b>			
福岡SC	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-761-7951
沖縄SC	900-0032	沖縄県那覇市松山1-1-19(IPR那覇ビル)	098-868-3357
久留米SC	830-0018	福岡県久留米市通町10-4(富士火災久留米ビル)	0942-31-2429

佐賀SC	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45(三井生命ビル)	0952-29-8941
長崎SC	850-0032	長崎県長崎市興善町4-8(富士火災長崎ビル)	095-825-4933
佐世保SC	857-0028	長崎県佐世保市八幡町4-3(八幡ビル)	0956-23-7348
熊本SC	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町4-20(富士火災熊本ビル)	096-354-1562
大分SC	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31(富士火災大分ビル)	097-535-1150
北九州SC	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル)	093-551-0034
飯塚SC	820-0040	福岡県飯塚市吉原町6-1(あいタウン)	0948-22-8300
鹿児島SC	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町11-30(富士火災鹿児島ビル)	099-224-1761
宮崎SC	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西5-1-24(富士火災宮崎ビル)	0985-24-3263
宮崎SC(延岡オフィス)	882-0823	宮崎県延岡市中町2-1-7(ジブラルタ生命延岡ビル)	※
都城SC	885-0021	宮崎県都城市平江町13街区15号(富士火災都城ビル)	0986-23-2163
九州火災新種SC	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-771-8794
<b>傷害医療損害サービス本部</b>			
東日本傷害SC	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6423
東日本傷害SC(名古屋)	460-0008	愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)	052-251-3170
西日本傷害SC	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)	06-6635-7060
西日本傷害SC(福岡)	810-8637	福岡県福岡市中央区大名2-4-35(富士火災福岡ビル)	092-687-5066
医療SC	102-8020	東京都千代田区九段南2-3-14(靖国九段南ビル)	03-3230-6422
<b>コマーシャル損害サービス本部</b>			
海損スタッフ	105-8622	東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル)	03-5400-6544
<b>エクスプレスセンター</b>			
自動車第一SC	850-0843	長崎市常盤町1-1(メットライフ生命長崎ビル)	0120-877-320
自動車第二SC	850-0843	長崎市常盤町1-1(メットライフ生命長崎ビル)	0120-876-153
傷害SC	850-0843	長崎市常盤町1-1(メットライフ生命長崎ビル)	0120-871-257
火災SC	850-0843	長崎市常盤町1-1(メットライフ生命長崎ビル)	0120-613-677
<b>セイフティ24コンタクトセンター</b>			
	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)	0120-220-557



### 富士火災海上保険株式会社

東京本社：〒105-8622 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町 MTビル

Tel.03-5400-6000 (大代表)

大阪本社：〒542-8567 大阪市中央区南船場1丁目18番11号

Tel.06-6271-2741 (大代表)

ホームページ：<http://www.fujikasai.co.jp/>



本冊子は責任ある管理がされた森林からの材を含むFSC®  
認証紙と環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。